

545. 2-N773ㄅ



1200500746216

5.2
73



始



日本電球評論所



5.2
72

4-10500946214

日本電球評論社編

545.2
N773



商
工
大
臣
認
可

關東電球製造工業組合發達史

日本電球評論社編

關東電球製造
工業組合
發達史
全書本



序

關東電球製造工業組合は昭和拾四年三月拾日臨時總會を開き、定款一部を變更、機構を改革、前役員任期を同日迄に短縮し、新役員全部の改選を了すると共に、滿場一致を以て日本電球工業組合聯合會に加入を決議し、直ちに同聯合會に其趣を通達し喜んで歓迎、承認を得る事となつた。

之れ實に當組合創立の素志を果したもので、既に五年來の至重な懸案であつた。蓋し之に依つて國産電球業界總親和の途は打開され、吾邦電球工業の統制は飛躍的強化を遂げ得可く、其の寄與する所實に絶大のものがあり、斯界に一エポックを劃するものとして大いに特筆大書する必要がある。其の重要性は、本文中の記述に依つて明かであらう。

之を機として當組合は一躍新段階に入つた譯で、今後は之に對應したる新たなる動

きを以て益々國産電球工業の發展に資し、長期建設の國策に隨從しなくてはならず、畢竟役員並に全組合員諸氏の根深き決意と、覺悟と、不斷の努力とが遂に能く此處に到らしめたものとして眞に慶賀に堪へない。

之に依つて當組合の活動は、これを既往と、今後とに二大別する事が出来る。而して既往の―創立の當初より聯合會加盟迄の間こそ、實に當組合が荆棘を夷げ、嶮難を攀ち、凡ゆる障礙を躍り越え、萬難を排して『電球業界の資本閥打破、全一的統制、協力の達成』に邁進した雄々敷い活動期間で、云はゞ當組合の存立權獲得の『闘争史』と云つてもよく、役員諸氏が此の爲に拂へる犠牲、努力は、眞に讚歎に餘りあるものがあり、全組合員諸氏亦之を護つて何時かは達成せらるべき目途貫徹の日を樂みに堪へ來つた忍苦、持重と共に、稀に見る一致團結の精神の現はれとして、吾が國産電球工業史に輝かしい貴い幾頁かを占むる價值がある。

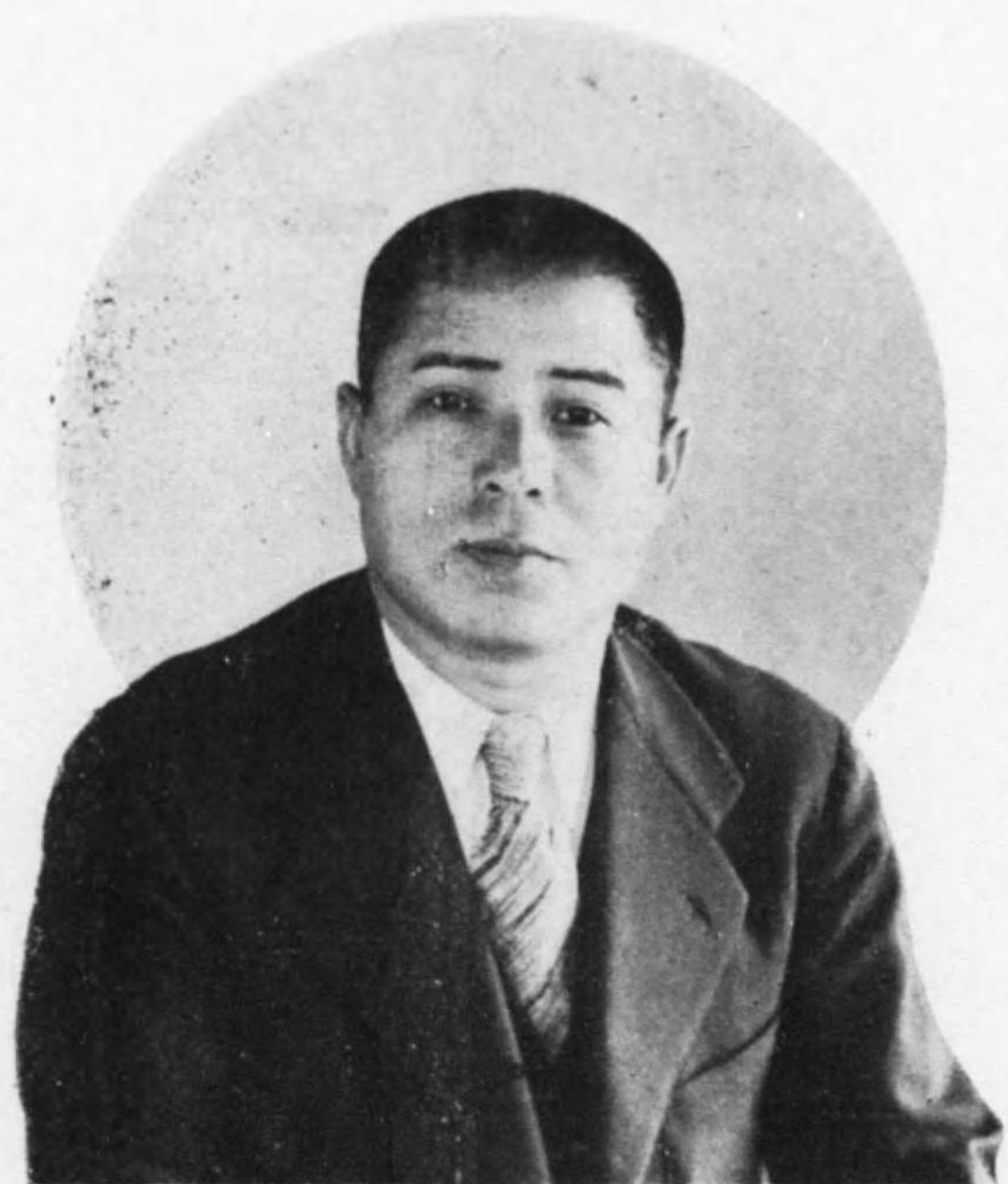
勿論今後に於いても當組合は依然として其の初志に殉せる活動、施策を續けるであ

らう。而して事實國産電球を其の勞苦に依つて作り出すメーカーとして、即ち日本の國産電球の消長を反肩に擔ふ第一線の戰士として、剛健に、誠實に、行動し、進退し、飽く迄斯業の隆昌に貢献するであらう。

乍然、既往幾年かの血の慘むが如き當組合の闘争史は、組合員諸氏に取つて『忘る可からざる過去の追憶』たると共に、吾邦産業史中の重要な一齣であり、只之を組合の記録にのみ留むるには餘りに勿體ない。其の故に、今此の機會に其の凡てを記叙し、集録し、永く日本電球工業史の生きたる記録とし、資料として保存せむとするのである。之れ嘗に當組合の爲のみに非ず、全業界の爲決して無用の業でないと思ふ。刊行に當つて些か卷頭に編纂の趣旨を叙べ、序に代ふる次第である。

昭和十四年七月

編 者 誌



氏 藏 龜 永 松 長 事 理 合 組 業 工 造 製 球 電 東 關

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]



(上左)氏雄矩坂黒 事理 (上右)氏夫太寛金 事理務專
(下左)二文間久佐 事理 (下右)氏磨秀橋松 事 理



(上左)氏雄富浦松 事理 (上右)氏夫武峰長 事理
(下左)氏郎太彌山森 事理 (下右)氏一武田池 事理





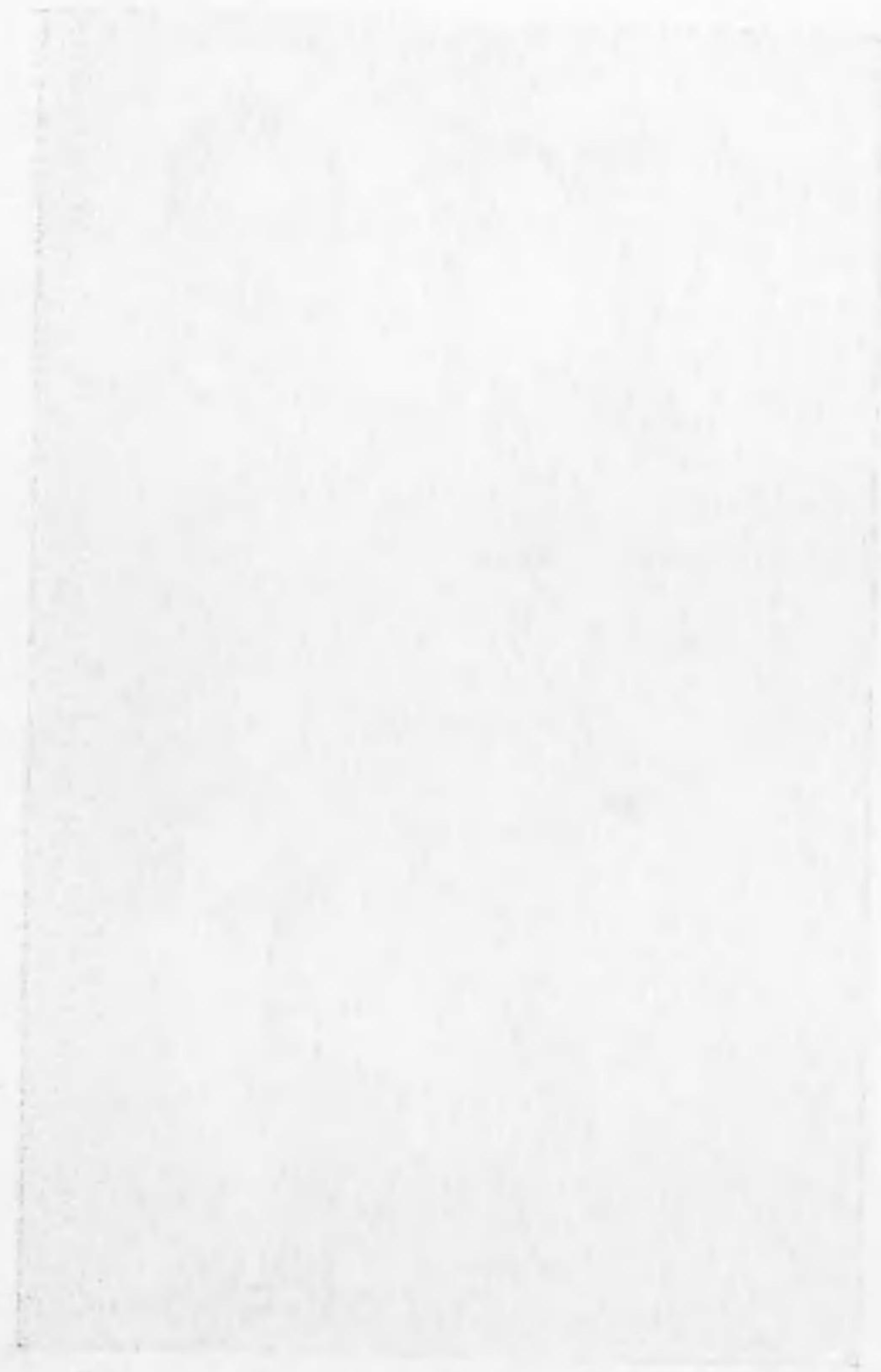
(上左)氏宏昌田秋 事理 (上右)氏三幸村津 事理
(下左)氏吉玉山正 事理 (下右)氏夫太忠田高 事理

[Faint, illegible text on the right page]



(上) 氏郎三榮野押 事監

(下左) 氏榮公川荒 事監 (下右) 氏郎五常田淺 事監



Faint, illegible text or markings at the bottom of the right page.

顧問(元專務理事) 神作 澄治氏(左上)



顧問(元理事長) 安田 一郎氏(右上)

電球民友新聞社々長 本多 定喜氏(左下)



電球硝子委員會議長 徳永 正 報氏(右下)



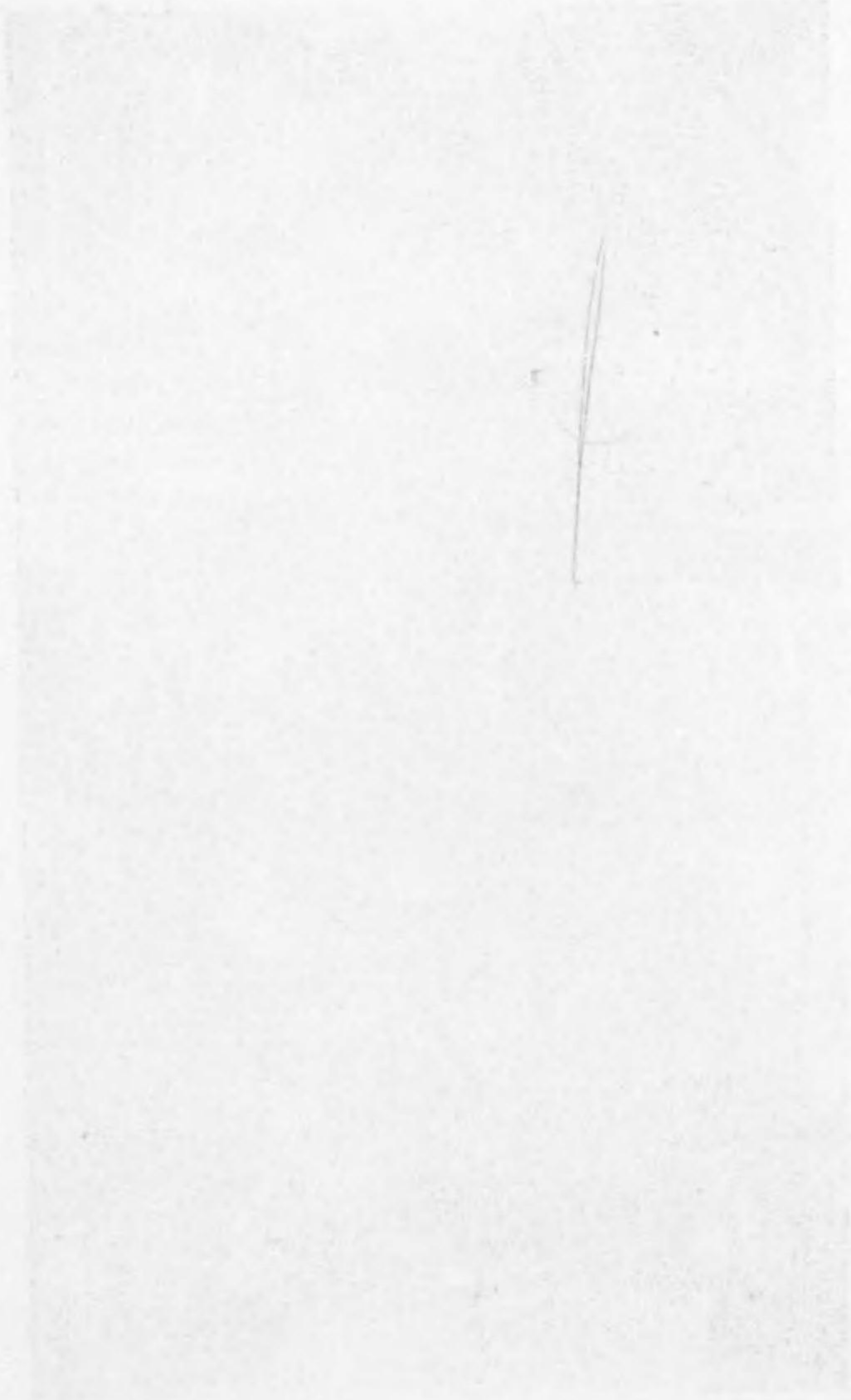


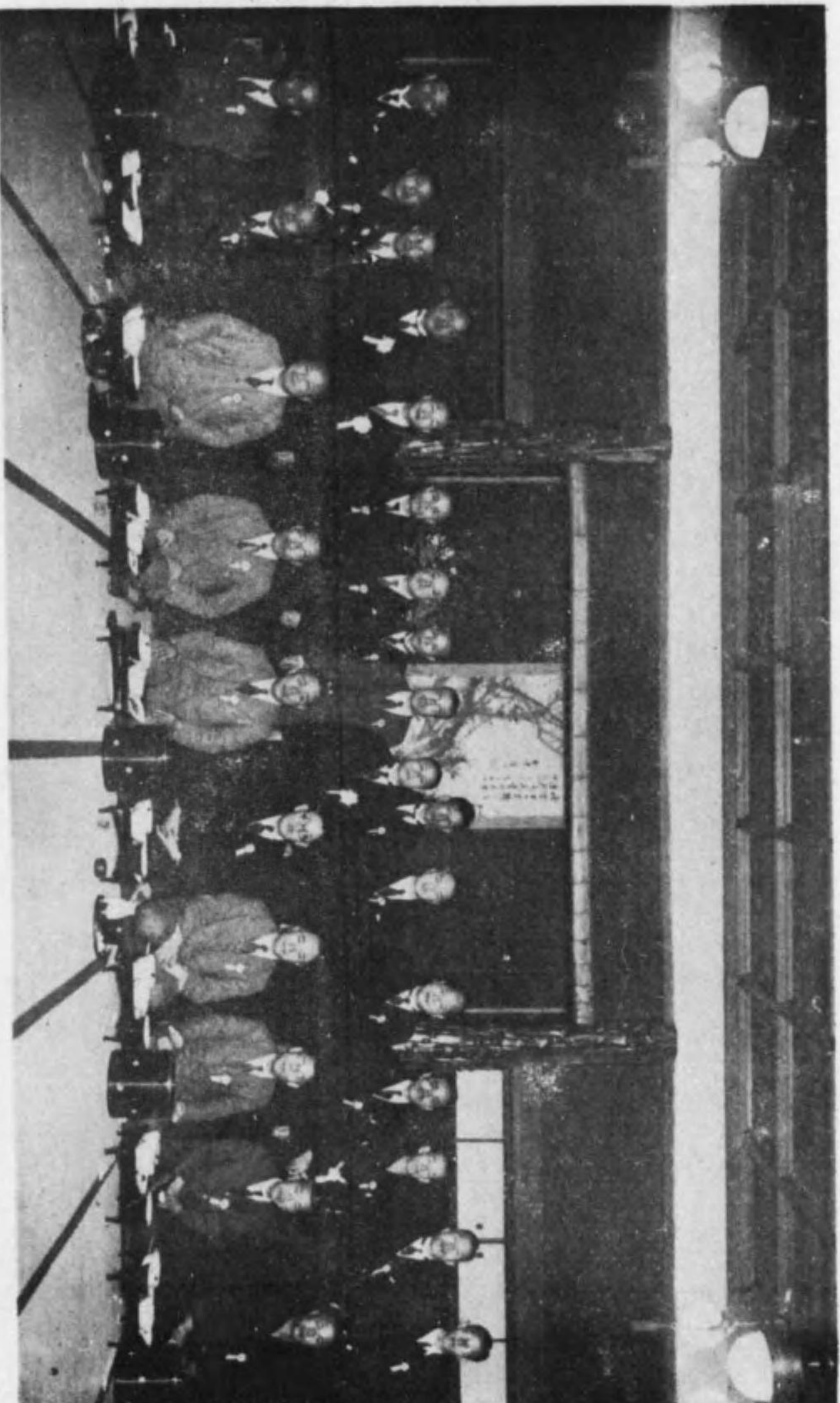
電工連合会の反共大対決 (本文参照)

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. A large, faint mark resembling a stylized 'S' or a signature is visible in the center of the page.



影撮念記の賓來部幹後會總立創合組業工造製球電東關





(照參文本) 影撮念記の員役合組 (列後) と氏諸賓來 (列前) 會賀祝念社盟加聯工電

目次

第一節 吾國電球工業の發達……………一—三
 G・E資本の介入と其の橫暴跋扈
 國產電球工業の起源……………東京電氣G・Eに身賣り……………マツダランブ橫行し始む……………新設
 會社續々マツダに買収さる……………國產業者相次いで擡頭……………國產電球の技術日に向上
 す。

第二節 國產電球の興隆期……………三—三
 問屋、下請制度の濫觴
 G・E特許の制縛に屈せず邁進……………問屋、下請制度發生す……………浮ぶ瀬のない下請業者と
 其の従業員。

第三節 電球工組聯成……………三—六
 中、小メーカーの自覺進む
 圓貨安に乗つて電球の海外氾濫……………マツダと國產電球との對立……………重要輸出の指定下る
 ……………日本電球工業組合聯合會の成立……………關東國產電球組合生る

第四節 資本閥排撃の氣運……………三—六
 G・E打倒の狼火揚る
 所謂G・Eの特許訴訟……………電工聯の共販實施計劃

第五節 關東國產電球組合内紛……………五九一—五二

問屋連の組合乗取り策謀

G・E マツダの妥協申込……………小松原氏理事長を失脚……………中、小業者を差別待遇……………問屋の頑冥業界を萎縮さす……………合同宣誓式の大紛擾……………振興會解散と決す……………日本電球製造同志會の成立……………五二—五九

第六節 同業者救済、問屋啓蒙……………五二—五九

同志會幹部の献身的活動

東京府、商工省に融資救済を陳情……………同志會の主張、當局の認識を是正……………同志會と關東國產の合同談成……………五二—五九

第七節 關東國產遂に潰滅す……………五九—六八

大崎會議と松永氏の殊勳

問屋連の陰謀發覺……………關東國產電球組合へ同志會加入の大會……………松永氏挺身幹部役員の總辭職を迫る……………組合幹部會場を逃走、合同お流れ……………暫定委員を擧げ善後策一任……………六八—八五

第八節 同志會共販に反對す……………六八—八五

生活權擁護の旗幟下に猛運動

同志會創立の趣旨……………同志會規約……………共販反對大會……………東京輸出電球工組へ手詰の談判……………共販反對の陳情……………六八—八五

第九節 工組獲得を決意……………八五—九三

東京府、商工省を説破

大崎會議の善後措置……………東京輸出へ加入交渉……………工業組合創設を決意……………監督官廳の認識是正……………マツダ寄附金の行衛……………關東國產遂に解散……………同志會急遽大膨脹……………九三—一〇二

第十節 本工組芽出度く誕生す……………九三—一〇二

團體契約、電工聯加入に活躍

本工組の創立總會……………團體契約獲得に努力……………製品獨立検査を主張……………本工組の定款創立早々から猛活動……………二六—一〇八

眞に之れ血みどろの闘争

組合創立認可申請……………認可下る。電球民友新聞の激論……………事業計劃概要團體契約の折衝に力む……………覺書を交付……………検査料金結局二割増……………製品検査の陳情書……………一〇八—一六二

第十二節 不屈不撓の努力奏功……………一〇八—一六二

電工聯遂に検査料を大遞減

本工組創立登記終了……………検査料問題に大奮闘……………報告(其一、二)……………一〇八—一六二

第十三節 第一回の定時總會……………一〇八—一六〇

組合の基調漸次整備

定款變更の理由……………統制規定……………支部規定……………商工中央金庫設立陳情……………一〇八—一六〇

第十四節 組合財政極度に窮迫す……………一〇八—一六二

役員の苦惱、組合肅清の議
海外直取引を呼掛く……フレーム球の共販實行……組合財政連月赤字……出資金未納の
組合員多数に上る

第十五節 検査料二割増で折合ふ……………一九三—二〇九

自力更生の聲頗る高まる

國營検査所設置要望……電工聯検査料問題落着……製品優良化に専門部員……輸出球の
不振頗る顯著……製作請負契約……電工聯の機構改革要求……検査平等に関する宣言書

第十六節 検査平等獲得運動……………二〇—三六

不良組合員大整理を決意

検査平等實行委員設置……不良組合員淘汰決議……泣いて馬糞を斬る……踏止まつた六
十五名

第十七節 眞に鐵丸の如く固る……………二六—三九

組合財政強化、更生躍進す

加入金を増額……受檢に關する注意……前役員、功勞者表彰、感謝……陸海兩軍部に献
金……導入線輸入許可陳情……松永氏理事長に就任

第十八節 工組法第八條發動陳情……………三九—五九

朝鮮業界興隆し來る……對英内詳覺書……貿易組合法第十八條の實施……工業組合法第
八條發動陳情……陳情書要旨補足……工業組合法拔萃……工組法第八條施行取締規則

第十九節 定款を改正、資金融通……………三〇—三九

業界統制に電工聯と協力決意

出資口數四口増加……加入金倍額引上げ……定款變更認可申請……滿三週年祝賀の懇談
會……十二年度の通常總會……銃後々援部を設置

第二十節 磨帶鋼配給問題端なく……………三九—四二

全業界の統制を推進す

眞鍮、銅材の配給陳情……工組の機構改革を商工當局諭旨……東工務局長の示達……急
遽臨時總會を開催……本工組の使命實現に近づく。

第二十一節 敏速、電工聯加入を決議……………四二—四三

定款大變更、業界總親和の魁

多年の翹望漸く報はる……變更定款條文……全業界の協議懇談會……松永理事長本工組
の信條を表明……機構改革と本工組の態度

第二十二節 愈々新段階に立つ……………四三—四九

大轉回、建設の槌を揮ふ

電工聯理事會本工組の加盟を承認……加盟の正式手續終了……意義深き記念祝賀會……
電工聯總會加盟を可決

第二十三節 業界の機構革新黎明を告ぐ……………四九—五〇

總親和、一貫統制確立に善處

隣邦大陸へ今後の供給……非常時局に猶ほ摩擦か……機構内部の矛盾克服……今後G・E資本の對策如何……問屋は宜敷く反省すべし……本工組今後の任務は

第二十二節
第二十三節
第二十四節
第二十五節
第二十六節
第二十七節
第二十八節
第二十九節
第三十節
第三十一節
第三十二節
第三十三節
第三十四節
第三十五節
第三十六節
第三十七節
第三十八節
第三十九節
第四十節
第四十一節
第四十二節
第四十三節
第四十四節
第四十五節
第四十六節
第四十七節
第四十八節
第四十九節
第五十節

關東電球製造工業組合發達史

第一節 吾國電球工業の歴史



本組合の誕生、活動の經過を述ぶるに當つて、先づ以て少しく吾が國產電球工業の因由と歴史とを概叙して置く必要がある。

— 偶然負はされた桎梏 —
G・E 資本の介入と其の横暴跋扈

吾が國の電球工業は創始以來未だ漸く半世紀にしか満たないと云はれる。然も一世紀半もの長い歴史と閱歷とを有する歐米の斯業に比べて既に何等の遜色を見ない所か、或る點では寧ろ遙に之を凌駕して其の追隨を容さぬ程の技術の精妙さを示して居るのは、實にスピートの進歩と云はねばならぬ。今後果して何處迄伸びるか？、只、本文中叙説するが如き、其の創始と、發達の道程中、不幸にして

偶然潜入、纏綿した諸種の障碍と、桎梏とさへ之を克服する事が出来れば、吾邦の斯業は恐らくヨリ刮目す可き、それこそ超飛躍的大進展を遂げるであろうと思はれる。而して、八紘一宇の皇道精神が、宇内の全人類に光被するが如く、『日本電球』は世界の隅々に到る迄、汎く光の惠澤を以て人類の文化に寄與するであらう。然るに奈何せん之は獨り吾が邦業界人の努力と、犠牲とのみでは如何とも爲るに由がないのは遺憾千萬で、之れこそ不運にも實に吾邦斯業界が負つた『桎梏』である。

之が爲に斯業界は過去半世紀の間、宛然頑敵の重圍に落入つた孤城から『抜け出そう』と焦心苦闘する籠城の士が、生命を的に脱出口を探し求むるが如く、只管陰忍、善戦を續け來つた。而して其の死闘は今猶續けられてゐる。仔細に其の實狀を検討するに従つて眞に涙ぐましい思ひがする。

此の推賞す可き『業界の犠牲者』、即ち第一線の闘士は、實に吾が『關東電球製造工業組合』の諸人である。

此の因由の端を開いた吾が邦電球工業の抑々の緒口は明治二十年前後であつた。當時既に歐米に於いては炭素線を使用しての白熱電球の改良工夫が最高潮に達し、エヂソンの如き織條改良の爲め世界各地に人を派し種々の材料を蒐集研究し偶々吾が邦の京都府下八幡の竹が最も良好なのを認めて之を處理加工して使用した等で、必、然吾邦に於ても炭素線白熱電球の製作が眼目とされたが、漸次興隆

普及しかけた電力事業の簇生に伴ひ、都市の電燈照明が漸く普からんとする時とて、必然電球の需要は頓に増大するに拘らず、之が供給は一に歐米諸國の製品に待ち、今日より見れば實に馬鹿々々敷い高價を拂つて電燈點火を樂んだものである。之が爲、夙に心ある財界人及識者は是非國産電球を完成し、以て國富の海外流出を防ぐべしとなしたが、尙分技術及機械器具の不備不完と、諸原材料の入手難とは容易に着工を許さなかつた。

國産電球工業の起源

然し熱心なる事業家や技術者は之等の障碍に屈せず、絶えず研究實驗を怠らなかつたと見え、明治二十年前既に東京の三吉電機工場（口金）及び岩本瀧之助硝子製造工場とが協力して早くも電球製作に耽つたとの事であるが、之は遂に物に成らなかつたらしい。所が明治二十一、二年の頃、當時の東京電燈株式會社々長矢島作郎氏は發意して社内に電球製作所を設置し、技師工學士三宅順祐氏をして其の製作に當らしめた。三宅氏は全心力を盡して炭素線白熱電球の製作に没頭し、會社の購入せる英國製スワン電球製作機械に依り、口金は前記の三吉電機工場製品、バルブは岩本硝子製造所の製品を以て（織條は當時歐米に於いても木綿糸を處理加工したるものと、前記吾邦京都府八幡の種々研究、實驗を以て竹材を精製したるものとを使用して居たるを以て、恐らく右竹材を用ゐたるならん）種々研究、實驗を

重ねた結果、遂に數箇の電球を作り出し、之に點火して略々希望の燭光を出す事が出来たと云はれる之れ實に吾が邦に於ける電球製作の嚆矢であらう。三宅氏は東京帝大工科在學中、教授工學博士藤岡市助氏の指導薫陶に依り電球製作の大要を學んだので、藤岡博士は當時電氣方面のオーゾリティーであつたし、東電會社に聘せられて技師長でもあつた事として始終三宅氏を指導激勵し、一般世間に對しても頻りに電力、電燈の普及に努めた。

三宅氏の電球製作が兎に角成功したのを見て藤岡博士は十二分の信念を固めたか、明治廿三年末には右三宅正一氏と協力して東京市京橋區館屋町に『白熱舎』なる電球製作工場を興し、東京電燈會社の電球製作所を一切引繼ぐと共に、技師長として三宅工學士をも招聘した。而して規模内容に大改善を加へ、致々として電球製作に邁進した結果は、翌二十四年の秋に到つて始めて實用に供し得る白熱電球を完成した。斯して『白熱舎』は吾が邦電球製作の魁祖たる名稱を恣にするに到つた。然し其の生産額は猶ほ殆んど云ふに足らず、十燭光乃至十六燭光球を一日僅かに十個内外製出するが精一杯であつた。最も排氣や、フラツシング等、凡て何等手頼るべき書籍は無し、海外の工場では假令參觀しても大切の處は秘して見せないし、悉く自分で研究、實驗を繰返へし、一歩々々新天地を切開いて進まなくてはならなかつたのであるから、三宅、藤岡兩氏の此の間に拂へる勞苦と、忍耐とは蓋し想

像に餘りあるものがあつたであらう。然し、屈せず、撓まず、研究、實驗を重ね、努力、犠牲を拂つた効果は空しからず、遂に酬みられて製作の技術も追々に熟練し、一日兎に角百三十個から二百個を製出し得るに到つた。それで作業も煩雜に成り、規模も増大した爲、館屋町の工場では手狭を感じるに到つたので、二十五年京橋區南鍋町へ移轉、擴張した。

即ち『白熱舎』の電球製作は正に時代の歡迎を博した譯で、『日本でも電球が作れる』其唯一の製造事業として四方から嘆稱と、渴仰の眼を以て眺められつゝ、其の業務は順調に發展した。それと共に藤岡博士は一面『國産品使用獎勵』を極力唱導した事として、其の製作した電球は東京電燈會社は勿論日本郵船會社を始め全國の官公衙から一般電燈需要者に到るまで多大の歡迎をして呉れて、日増しに注文が殖へて行つた。殊に海軍省の如きは從來外國製品を使つて居たのを中止して、一度に千個位宛の大量製作を命ずる事屢々に及んだので、製作能力未だ充分ならざる白熱舎は斯る場合には晝夜兼行で製作に没頭し、辛く日限通りに其の御用を充たすに轉手古舞をする有様で、國産品を使用しろとの一般の同情は大いに同舎の進展を助け、明治二十九年には更に工場を擴張して増産を圖る盛運に恵まれ、それと共に組織も變更して資本金五萬圓の『東京白熱電球製造株式會社』となり、一躍確乎たる基礎の上に立つて堂々事業の擴張を行ふ事となり、更に三十三年には社名を改め『東京電氣株式會社』

と成り、生産能力も大增進を遂げ、當時吾が邦斯界を風靡してゐた、獨逸のシーメンズ及びアルゲマイン等の電球と猛烈な商戦を展開するまでに發展も、漸次國內より東洋各地に迄其名を知らるゝに到つた。

然し、何分諸原材料を始め、製作過程に多額の経費を要するので、勢ひ製品は高價につき、性能の點では敢て遜色を見なかつたが、價格の點で之等海外製品との角逐に困難を覺へ、同社は經營の上に少からざる困憊を嘗めた。

東京電氣G・Eに身賣り

時既に、北米のゼネラル・エレクトリック會社は金屬化炭素織條を發明し、從來の炭素線電球を一蹴して世界の電球界を横行濶歩しかけ、更にタングステン織條完成にスピートを掛けつゝあつた程とて、英、獨等の後退に乘じ東洋一帯を其の商圏内に收む可く、代表ゲーリー氏を派して東洋市場開拓に任せしめ、頻りに東京電氣株式會社に向つて食指を動かしかし之に協力提携を誘つた。藤岡博士も社業思ふに任せざる折柄遂に其の協力申込に應ずる事となり、三十七年七月には技師長工學士新莊吉生氏を渡米せしめG・E本社との間に諒解を得せしむるやら、かくて藤岡博士とゲーリー氏との正式

交渉等となつて大增資を行ふと共に、過半の株式は之をGEの所有とし、其の代りG・Eの世界的發明と技術とを以て、同社事業を一新遂行せしむる事となり、後年永く『日本國產電球』の偽装の下に所謂猶太資本間に依るG・Eの代身たるマツダランプⅡ東京電氣Ⅱの極東制覇の端は開けたのである。かくて三十八年一月四日双方の間に假契約が整へられ、同月二十四日正式に調印決定を見、茲に東京電氣の支配權は日本人の手を離れ、G・Eの手に移つて了つた。之が爲め嘗ては獨り吾が邦のみならず、汎く東洋各地を我物顔に横行して居た、英、獨諸國の電球、就中獨逸のシーメンズ、アルゲマイネ等の製品は、順次市場より驅逐され、マツダランプは日本内地より朝鮮、支那を席捲し、全極東に跨つて殆んど獨占的地歩を確立し、同時に吾が邦電球工業界の王者たる觀を成すに到つたが、又一方では之に刺戟せられて純國產電球業者が次から次へと屈起し、次第に其の王座を覆へさんとするに到つたのは、又因果の理法止むなしと云ふ可きであらう。

マツダランプ横行し始む

即ちG・Eは此間にタングステン・フキラメントの發明を完成し、殆んど全世界主要各國の特許を得、然も巨大の資本力に支持され乍ら、世界の電球界制覇の手を擴げ、炭素線電球は何時の間にやら

之を驅逐し去つて、益々驚愕を逞うせんとし、マツダランプは只日本國內に於いて製作せらるゝと云ふのみ、其の資本の大半と、技術、並に主要材料たるタングステン織條とは悉く之れを其掌中に握られ、日本はG・E電球に依つて殖民地視せられつゝある實情な所から、之に對する反感は必然國産電球メーカーの蹶起對立を促かし、明治四十年には大阪電球（大阪）四十二年日本電球（京都）、帝國電球（東京）等を主なるものとし、全國各地に新會社が次々に創立されたが、奈何せん電球の生命たる織條の特許と巨大の資本を後方に有する東京電氣は、先づ其の織條特許を弱して、之等新設事業に制扼を加ふると共に、裏面に於いて百方籠蓋の手を廻はし、結局順次之を屈服せしめて、買収合併して了つた。

新設會社續々マツダに買収さる

然し大正年間に到つても。

- 大正二年、横濱電氣工業（同十二年メトロ電球と改稱す。）
- 旭電氣（東京）
- 東京電球（後に帝國聯合に抱括さる。）
- 大正四年、關西電球（大阪、後に東京電氣系の關西聯合電球となる）
- 大日本電球（東京、後に東京電氣に合併）

ナニワ電球（浪速電球の改稱）

京都電球（現在の昭和電球）

大正五年、極東商事（東京）太陽電氣瓦斯工業（大阪、大日本電氣に合併昭和十年新興電球となる）

大正六年、姫路電球（現在の日本電球）川崎電球（大阪、後東京電氣系に合併）

大正七年、帝國電球工業、東京電球（後、東京電氣系大同電氣に合併）

北斗電球（東京）内外電球（後東京電氣系京都電球に合併）

大正八年、エビス電球（東京）關東電球（東京、後に大同電氣に合併）

東亞電球（兵庫縣小田村）大同電氣（東京電氣工業、關東電氣、東洋電球、東京電球の合併したるもの）

大正十三年、帝國電氣（東京）

等が創立せられた。

國産業者相次いで擡頭す

かくて多數の個人メーカーも簇出を見、更に昭和三年に入るや、東京電燈の電球製作部が分離獨立し

て『東電電球株式會社』と更生し、工學士益田元亮氏が東電を去つて之が社長となり、國產電球界の中核を成すに到り。翌四年には愛國電球を始め、中小メーカーが續々と現はれて、關東西に産聲を揚げた。之等大小業者は約三百と註せられ、枚舉に遑がない程である。之れ一には『國產品奨励』と帝國の自給自足の國策の然らしめた處であらう。而してマツダランプは之等純國產電球を標榜して誕生する諸事業に對し、不斷警戒、注意の目を離さず、有力會社は買收或は合併し、又は資本を注入して其の實權を奪ふ等凡ゆる手段をつくして、勢力壟斷に怠りなく、現にこれ迄に同社に吸収され、又は其の類使に左右せられつゝある諸會社のみにても。

東京電機、關東電氣鐵工、關東電氣、東洋電球、東京電球、大同電氣、三菱電球、帝國電氣工業、神奈川電球、都電球、東京電球、帝國電球、大崎電球、帝國聯合電球、三平電球、京都電球、内外電球、昭和電球、川崎電球、日本電球、關西電球、關西聯合電球、大正電球、大日本電球、大阪電球

等拾數に及んで居る。然し同社も滿洲事變當時以來頗に激成せられた世界列國のプロツク經濟化に伴ふ吾邦の自給自足策等から一般の外資排撃熱に煽られ、殊に後述するが如く電球業界より猶太資本の排撃が叫ばれた等で、又往年の王者顔をして晏如たるを得ず。別けて有力なる國產業者が結束して

工業組合を組織し確乎整然たる態様を示すに及んで、北米の本社G・Eのカルテルよりは販路を日本領土内、滿洲及支那に限られた等で、最早又從來通りの獨占的暴威を揮ふを得ずと感念したか、曩に六對四の投資額を讓步逆用し、日本側に六分の持株を認むる事とし、只一、二名の代表監査役を止めてG・E側は表面から悉く後退し、外人社員も其の影を止めず、會社の支配權は漸く日本人の手に委ねられたとは云へ、多年の惰性と動向とは、依然として純國產業者と相容れず、宛然衰殘の老王國たる觀あるは争へざる事實にして、只果して何時迄其の餘喘を保ち得るかが問題であるが、恐らく猶容易に其の舊株を拔去する事は困難であらう。

國產業者の技術日に向上す

然れども東京電氣が極東を獨占舞臺として獨り大利に甘んじつゝあつた間に、日本の國產電球工業は漸次培養せられつゝあつたと云へる。

即ち何より至難とされた製作技術も、前記白熱舎の如き純國產業者の出現に依つて次第に研磨、向上せしめられ、猶他にも試作、實驗を重ねる向きもあつた事として、漸次技術はメーカー希望者の間に傳授され『電球製作』必ずしも至難に非ずとの自信は汎く一般に植付けられたのに、東京電氣の躍進

に伴ひ多数の日本人、従業員が之を習得すると共に出で、獨立し、それ／＼メーカーとなつた人々もあり、日露戦争後の事業熱勃興の氣運と共に、先づ帝都各所に電球製作業者の創業する者が相次ぎ、織條其他でマツダランプの制壓に苦しみながらも堅忍不屈、能く其の業務を護つて後繼者に傳へ以て今日に及んで居る向きもあり。必然其の業園から多数の技術家、メーカーを世に送り出し益々國産電球製作の旺盛を致さしめたのが畢竟今日の基を成して居るので、之等の先人、先驅者の勞苦、健闘は深く之を感謝しなくては成らぬ。今や業界の第一線に起つて、技術と經驗とを以て、重視せられ活躍しつゝある人々の多くは、孰れも明治四十年代既に業界に身を投じた人々で、本組合の長老連も悉く然りと云つて差支へないであらう。當時が實に吾が國産電球の『勃興期』であつた。

第二節 國産電球の興隆期

豆球の飛躍的海外進出

—問屋、下請制度の濫觴—

技術は既に之を獲得した、残る所は諸原材料の整備である。處が奈何せん大切の織條タングステン

はG・Eの特許とあつて之を無視する事が出来ない。其の爲め上記の如く相次いで創立せられた諸會社、新事業も、個々のメーカーも一様に織條は之をマツダランプの供給に仰がねばならず、乃至特許使用料を奉納しなくてはならなかつた。

G・E特許の制縛に屈せず邁進

爾後今日に到るまで之が吾が電球事業の桎梏となつて、永い間少なからざる買物を奉らせられてゐる譯だが、然し既に、日本冶金、日本織條、川西機械等々の織條メーカーも生れて居り、バルブや口金の如きは次々に斯業者が續出し、それ／＼研究も、實驗も重ねて、遺憾なく供給が期せられて居り。電力事業の隆盛に伴ふ都鄙の電燈普及は電球の需要に躍進的増大を齎し、國內の消費逐年急増する上に、手指の技術に特長ある吾が國従業員は、特に豆球、中型變形球等輸出向電球の製作にも歐米人の企て及ばざる器用さと、能率的敏捷さを發揮し、加之、歐米の拮抗する能はざる低廉の價格を以て忠實、熱誠に良質の電球を製作輸出し、其の従業員亦至廉の賃銀に甘んじて製作の勞務に服するのは必然製品の原價を低廉ならしめ、織條の特許使用料及び關稅等の重荷を擔ひながら、然も年々海外に輸出せらるゝ數量を増加し、クリスマス・デコレーションに、諸多の裝飾照明に、日本電球は歐米の

諸都市より、亞弗利加、北歐の片田舎に到る迄汎く歡迎需要されて世界の名物と化する迄に進展した而して此趨勢は既に大正の初年頃より帝都下城南方面を中心に豆球メーカーの簇生を促し、偶々世界大戰が勃發して歐洲の産業が荒廢し、電球製作も亦殆んど中絶するや、其の罅隙を充す可き使命は、吾が邦電球業界にも課せられて、吾に豆球のみならず、一般大球も、自動車球も、飛躍的大進出を促された。業界は眞に全能力を擧げて日夜の如く製作に没頭するも猶ほ且つ足らぬ盛運に見舞はれ、メーカーも其の地歩を築くと共に、従業員の数も大増加を來し、技術も普遍化するし、天晴れ日本國産電球工業は最早抜く可からざる根幹を据ゆるに到つた。

乍併、世界大戰が終熄して凡ての産業が沈衰し、財界の恐慌時代を現出するや、電球業界も御多分には漏れず、深刻な影響、反動を被むらざるを得なかつた。それでも一度占めた地歩は容易に失はれず、大小の諸會社及個人メーカーは、不況、苦難と戦ひながら、堅忍持久の覺悟を以て能く其の製作を續けて行つた。斯くして大正の中年より昭和にかけての十餘年間は、電球界に取りては雌伏期であつたと共に、内實に於いて、寧ろ技術と販賣戰術獲得の精進期間であつたとも云へる。

問屋、下請制度發生す

然し、豆球を始め一般輸出電球メーカーが最も悩む所は、海外の需要が殺到し、輸出繁忙期の濟んだ後、次の需要期迄従業員に失職せしめず作業を繼續する諸經費の捻出で、賃銀は勿論、所要の諸材料を買付け、且つ製品をストックとして之を手持ちする點で、小資本を以て漸く創業し従業員に加つて自分も手を下して製作を急ぎ、只管賃銀の上りを待つが如き薄資のメーカーの到底堪ゆる所ではない。殊に況んや自ら輸出戦線に乗出して單價の接衝に當るが如きは夢にも思はれない。於茲乎、何時しか業界に『問屋と下請メーカー』なる制度が生れ出でた。制度とは云ひ條勿論何等法的意味はなく只業界自然の慣習として出現した譯で、現に依然として之が遵奉、墨守せられつゝある事は周知の如くである。勿論他の産業界にも往々にして之を認めるが、偶々吾が電球業界に於いては輸出球の單價の高低が、直ちに當のメーカーの収益を左右し、延いて其の従業員の賃銀を決定する基準となつて居る處から、其處に種々の矛盾と不合理——否、弱肉強食的殘虐？と云つても宜い背人道的の酷い仕打が行はれるので、之れ實にわが邦電球業界の爲め、一日も早く革正、根絶す可き重大な缺陷であり、弊害である。之が爲め下請業者や中、小メーカー及其従業員は年中不平不満に滿ちつゝ生活の爲め餘儀なく製作に引き摺られてゐる形で、實に輸出電球業界の陰慘なる暗點と云ふ外ない。

即ち、豆球を始め輸出電球は、熟練と熱心とを條件に、比較的小資本で小規模に事業を開始する事

が出来ぬ故もあるが、偶々同業者中の多少資本的餘裕ある側が、薄資、微力の同業メーカーの製品を其都度買溜めては海外の注文殺倒する輸出繁忙期に一度に之を賣渡し、其の間出来る丈け利鞘を得たのが何時しか業界の習風と成り、茲に所謂「問屋と下請業者」なる不言律的因習制度を生出したので果ては全然電球に何等の経験も、智識もない、只金を持つたと云ふのみの、純然たるブローカー的問屋が公然現はれて、然も「電球製作業」なる看板の影に隠れ、下請業者の脂を吸ふ事と成つたのが其後の實状である。現に、製作、輸出両面を兼ねるを條件とする東京輸出電球工業組合にも、全然自家の製作工場を持たざる組合員が二十名からあり、之れでは「輸出電球工業組合」の工業は抑々何を意味するやら判らなくなる。

何れにせよ、等しく之れ輸出電球の製作家たる可き右の問屋級、資本家級は、敢て自ら手を下してバルブを握り、又は埃臭い工場を見て廻る事はせず、年中懐手をして只時折訪問する下請業者か、材料業者と折衝するのみ、輸出繁忙期に其の下請の持込む製品を受付けて、之を貿易商なり、外商なりの手に引渡すのに單價、個數の交渉をする位が仕事で、それでタンマリ儲けて居るのである。

之に反して下請メーカー及其の従業員、乃至輸出繁忙期丈け注文品の製作を貰受けて作業する多數の中小メーカーは、第一製作に要する材料も、問屋から思ふが儘に押付けられ、良いも、悪いも、高

いも安いも云つては居られない。賃銀欲しさに唯々諸々製作に従事せしめられる。加之、納入の期日は督促される、個數は否でも揃へなくてはならぬ。ソレで其の製品が實際何程に賣られるかは判らず問屋が海外の注文を引受けた時の單價から割出された賃銀に承服しなくてはならぬ。然も萬一海外の單價低落し、多少たりとも損耗をする如き場合は、それが悉く下請業者に轉嫁される。コンナ馬鹿げた製作請負と云ふものが世の中にあるものではないが、電球業界に限つて之が一樣に傳套と成つて今日猶守られて居るのである。と云ふものは、薄資微力の中、小メーカーが、宜かれ、悪しかれ、輸出繁忙期丈けは兎も角賃銀の前借りも出来るし、問屋も期日迄に個數を取揃へたい爲めマア多少の無理も其の時は聞くと云ふ所から、自家の生活費、従業員への賃銀支拂にも、左程屈托はないが、イザ、其の繁忙期が経過して業界の閑散期に入つたとすると、サア二進も三進も行かない。従業員も隨時、勝手の時に熟練した腕のよい者を俄かに驅り集める譯には行かないし、是非共常備として定つた賃銀を支給して行かねばならないが、扱て仕事はない、と云ふ時に安い乍らも口賃を拂つて製作を續けさせるのは即ち問屋で、全然海外からの受注が無くても、来る可き繁忙期を見越して、下請メーカーに寝喰ひをさせないやう圖るものもあるが、斯る場合の製作賃銀が、一般の労働賃銀などとは日を同うして語る可からざる極度の低率なる事は又云ふ迄もない。然し、意地にも我慢にも働かずには居られ

ない中、小メーカー並に其の従業員は、判り切つてる業界の成行から、『非度いッ』とは思ひ乍泣く泣く製作に従事して居るのである。

成程、下請業者や中、小メーカー並に其の従業員は、之に依つて其生計費—賃銀を得る便宜はあるが、云はば最低賃銀の保證などは勿論なく、一切問屋の當てがひ扶持に甘んじなくてはならず、萬一不平の一つも漏らそうものなら『イヤなら止せ』で、即座に突き放されて了ふ。要之、下請業者や中、小メーカーの賃銀は、只一に問屋の勞資協調的温情を當てにする以外何等手頼る可き所が無い。實に心細い限りで、年中不平、不満が聞こえるのも無理ではない。

問屋が輸出閑散期に下請其他のメーカーに製作を請負はせるは甚だ結構で、繁忙期のそれに比べて低率の賃銀を主張するのも首肯されるが、低落したりとは云へ日本の輸出球の海外に於ける市價は業界に知れ渡つて居るし、問屋が材料費、或は賃銀の前貸金、繁忙期迄手持ちする製品ストックの金利倉敷等に、業界では認せらるゝ利益を加算して之を差引き回収する丈けなら認められるが、此の業界の悪風として問屋は外國商人なり、貿易商館なり、海外發註者の前には卑屈極る叩頭主義で迎合し、只それ註文を反らさん事を之れ恐れ、製品の品質、規格に應じたる値段を敢然主張し、折衝する勇氣はなく、只管安いを自慢に數多く賣込む事にのみ腐心して、自己の回収す可き金さへ、握れば他は如

何うでも宜しと、シツ腰のない取引を行ふのが常で、此の風が因を成し、今日の輸出電球の極度の安値—殆んど元値を割るか割らぬかの境迄、海外市場に買ひ殺され、買叩かれて了つたので、必然メーカー、延いては従業員の手に渡る賃銀は全くお話にならぬ微細なもので、昭和七、八年頃から此方、輸出不振が急角度を成して深化し來つた間の賃銀が如何に憐れなものであるかは想像に難くない。其の爲め時局の影響もあり、三、四年來益々輸出球が不振に陥り、それに原、材料の配給統制等で、生活費と賃銀との釣合が取れぬ事甚だ敷い所から、一兩年來メーカーの轉、廢業者も續出し、従業員の軍需工業などへの轉向亦頻々として傳はり、此分では都下の業界に熟練工の影を止めざるに到りはしないかと思われ、輸出電球の總生産額の上に大減退を來す可く憂慮さるゝに立到つてゐる。従つて『問屋と下請』の業界の因襲的制度は一見便宜のやうであるが、其實煎じ詰めれば個々メーカー、従業員の爲めにも、將又業界全野のためにも、結局難有からぬ不合理極まる惡傳套であると夙に觀破せられてゐる。此の不合理、矛盾せる制度を根本から改革しない限り、『下請業者、中小メーカー、延いて其の従業員』は何時迄経つても浮ぶ瀬はあるまい。而して日本電球の海外輸出は何時迄も其の脚元を蝕まれて、眞に確乎、明朗なる基調の上に立つ事は不可能であらうと思はれる。

浮ぶ瀬のない下請業者と其従業員

之れ畢竟吾が國産電球が其の誕生の抑々より『海外の製品には到底も叶はぬ』と一種の諦観染みたる自己侮蔑的感念を以て製作され、其の學理的理論も、技術も敢て歐米に遜色なきに到つた時には、偶々G・Eの織條其他の特許に依つて制縛され、彼より以上の優良なる品質を具備するものを製出するは到底不可能なるを以て、只『役に立ちさへすればよい』値段は可及的低廉に、數でこなすを第一とする、卑屈な信條に依つて輸出され、然も昭和六年重要輸出品の指定前は、個々問屋の自由競争的輸出版賣に委せられた事とて、互に他よりも迅速に多く賣らんと糶り合ひ、結局『安賣』を競ふ淺間敷い状態を繼續した結果、品質は次第に改善、優良化され、昨今に於いては國內に於いてはマツダランプ、海外に於いてはG・E、ウエスチング、フキリツプス、アルゲマネ等のそれに比し毫も遜色なしと思はるゝに係はらず、輸出の單價は年、一年低落し來つて非常時下物價高騰し、諸原材料亦等しく暴騰しつゝある今日に於いてすら大正末年の殆んど半値に及ばざる不合理極る馬鹿安値に落込んでゐる次第である。即ち下請メーカーや其の従業員は肉をそぎ骨を削る苦痛を忍んで製作に従事して居るのだが、それも程度問題で、漸次中小メーカーや従業員も自覺して此惡傳套を根本から是正しやうと

奮起するに到つたのは、兎に角國産電球業界永遠の爲め實に慶ぶべき現象であつた。

第三節 重要輸出品の指定下り

電球工組聯成る

— 中小メーカーの自覺漸次進む —

國産業者團結の氣運

吾が電球業界に於ける『問屋と下請業者』の因襲的制度の利害得失は既に一般中小メーカーに依つて十二分に體驗し検討し盡されてる事とて今更茲に嘔々するを要しないが、之も畢竟業界資本の流通作用の一断面で、今俄に之を拂拭、解消せしめ様としても容易でない。要は中小メーカーが自ら進んで外商乃至貿易業者と直接折衝、取引する實力と便宜を有さないからで、斯くして問屋の御厄介にならず、閑散期間の事業を持ち堪へられさへすれば、思ふが儘の販賣も出来るし、萬一安値に買殺されても自業自得と諦めもつくし、敢て不平、下滿を懷く必要もないとは何人も考へつく點であるが、扱てそれには二人や三人のメーカーが一致したからとて、到度實行不可能な事は判り切つた話で、第一

外商や貿易業者の要求する大量の注文を充す丈け各種電球の個數を取揃へる事が容易でないし、又海外に於ける電球市場の時價、並に其のストックの多寡如何、需給状態の真相等は知り様が無く、云ふ可くして行ふに至難な事今更言ふ迄もない。故に既に昭和初頭頃から弗々心あるメーカーの口の上つた事であるが何時も其の儘立消えと成つてゐた。

圓貨安に乗つて電球の海外氾濫

處が先年、政友、民政兩大政黨の白熱的大論戰を惹起し議會を解散し、國民の歸嚮を問はれた『金解禁の是非』が結局國民の多數に依り『金輸出禁すべし』と判斷を下され、内閣は更迭し、金輸出再禁止の斷行と成つた結果、對外爲替は大變動を來し、日本の圓價は大暴落を遂げたが、御蔭で吾が生産品は、メード・イン・ジャパンのレッテルを背負ひ、圓價安の波に乗つてドシ／＼海外に流れ出し南洋の嶋々から、亞弗利加の奥地まで、日本雜貨や織布類の影を見ざるなしと云はれる迄に進出したので、海外市場は驚駭するし、當業者は悲鳴を揚げ、之れ『日本品の洪水也』と、必死に進入妨害を策した中にも、最も海外の神經を尖らせたのはゴム製品に並んで實に吾が電球で、詰り電球は海外各地の最も文化の行き亘れる電力の線に沿ひ、華やかな夜の照明を承る所から、一番眼につき易い結果

であらうが、爾來各國孰れも高關稅を設けるやら、輸入割當制を敷くやらして、頻りに進入を喰ひ止め様とし來つたが、豆球を始め各種の日本電球は是等の妨害を物ともせず、凡ゆる障壁を乗り越へて益々海外に氾濫し續けた。

此の狀勢裡に突如として起つた彼の滿洲事變は、多年陰忍持重した日本の對外政策を、撓め切つた弓を切つて放つた如く、思ひ切つて勇敢に世界の前に打出させた。其のため吾邦は國際聯盟も脱退する、所謂無條約國と成つて孤立無援新たなスタートを切る事となつたが、滿洲國の出現を機として世界列國のブロック經濟化は頓に其の濃度を増し、英、米を首位に佛蘭西、ソ聯、等々、日本の大陸進出を嫉視する列國は、經濟封鎖迄には到らないが、殆んど其の角度より對日本の經濟策を打ち立て、只管吾が國力を弱め様と圖つて居り、日本製品の輸入防遏は是等諸國共通の標語と化した觀があり、就中、北米に於いては豫てから日本電球を可恐將來の勁敵也と睨めて居るG・E、ウエスチング等の大當業者が盛んに白翠宮を動かして、國內への日本電球の流入を遮り止めむと策動し、民衆を煽つて不買騒ぎをやらせるやら、果ては特許侵害訴訟を起して威赫するやら、種々の裏面工作迄して輸入の途を塞ごうと焦つて居り、爲に一頻り高潮に達した吾が國產電球の對米輸出は急に激減して昨今の不振状態を呈するに到つたので、此の傾向は英、佛並に其の屬領及び南米各地に迄も及んで、今や四面

楚歌裡に置かれて居る觀がある。

然し日本は盟邦滿洲國を援護、育成しながら、之と不可離の經濟其他のブロック組織を完成し、飽迄『自給自足』の決意を以て全世界を相手に巨歩を踏み出した。而して不圖捲き起つて今次の對支事變は、一層英、米、佛を始め其の屬領、保護國や、ソ聯等を擧げての脅怖、嫉視の的とされ、反日感情曝露の機會を作り、日本商品のボイコットは世界各所に聞え、英圖の如きは吾が電球の輸入割當協定の持續を濫り、果ては高關稅設置を傳へる等、將來平穩の輸出は頗る心元ないと云はねばならぬ。

マツダと一般國產電球との對立

此間北米のG・Eは益々羽翼を擴げて世界各地を其の制覇下に置き、所謂國際カルテルの掌握者となつて意の儘に販賣網を張り廻らし、好箇のお得意たる東洋諸國に對しては特に入念の注意を拂ひ、其の出店たる東京電氣マツダランプに代表重役を入れて、技術、經營の樞軸を握り、日本を足掛りとし東洋一帯に駭々商圏を擴張して行つた。處が豈圖らん哉脚下の日本より對立、競争を弱しての電球製作業者が陸續と擡頭するに會し、『藁にして刈らずんば……』と百方手段を講じて之を籠蓋、買収に力めた事は上記の如くで、爲に新設會社は次ぎ／＼と倒れて行つたが、歐洲大戰を契機として世界

的需給の法則に促され、一度に簇出し來つた多數の個人メーカーに對しては流石のマツダも如何とも爲んやうがなく、只特許條條の賣行に僅かに甘んずる外なかつた。然しG・Eは更に瓦斯入電球を完成し、之れ亦世界各國政府より特許を得て、照明界の王座を維持しやうとし、日本の業界は亦其壘を摩そうとする處から、マツダ・ランプ對國產電球業者の摩擦は愈々深刻たらざるを得ざるに到つた。

重要輸出品の指定下る

斯る狀勢中、國產獎勵のモットーは、昭和六年時の政府をして、電球をも重要輸出品として指定せしむるに到つたので業界をして益々輸出の振興に意を注がせたが、何分従來問屋及貿易商の思ひ／＼の自由取引に任せ、全然不統制に委せられた電球は、メード・イン・ジャパンとさへ云へば『粗製濫造品』の代名詞なるかの如く輕侮せられた餘風のある所へ、前述の如く品質を以て競はむとはせず、只管安價、多賣をのみ心掛けられて來た事として、之を國家の指定せる製產品として世界に提供するには、改めて嚴重なる規格、性能検査を行ひ、一定の實質を具備せしめねばならず、それには各メーカーが協心一致確たる基準を守つて品質の向上を目指さねばならぬと云ふので、翌七年東京、大阪に分れて各工業組合が組織され、更に八年十一月には之を統合して日本電球工業組合聯合會が設立され、

商工省令に依る嚴重なる検査も施行される事となり、其後は更に法令に改められた。

日本電球工業組合聯合會の成立

茲に國產電球の品質、性能の規準が確立し、必然業界統制の端緒は開けたが、奈何せん此の聯合會加盟メーカーは、其の資格條件から、東西の名立たる大會社か、乃至個人にしても指折りの問屋たる有産、有力の業者のみに限られ、事實日夜工場に立働いて、國產電球を其の手指から作り出す『眞實のメーカー』たる多數の下請工場主や、中、小メーカーは措いて顧られず、工業組合の惠澤は只それ業界の資本階級にのみ依つて壟斷せられた形となつた。ために其の最も多數を擁する東京都下の中、小メーカー、即ち豆球、中型變形球等の輸出球から、一般街球の製作業者中、資本薄弱な、微力な人達は、多年苦い經驗を味ひ來つた下請業者達と共に『之は業界の資本閥が工業組合を好箇の城砦として今迄よりは一層露骨に暴威を揮ふぞ』と早くも直覺し、『我々は下手をすると潰滅させられるかも知れない』と眞劍に其の脚地を考へ、對策を熟慮するに到つた。其の結果は誰も彼も期せず『弱者も一致結束すれば強大な力を發揮する事が出来る』と、不言、不語の間、相團結、協力して其の存立を護らうとの感念を抱くに到り、中小メーカー團結の氣運は何時しか蘊釀して、次第に其の空氣は濃度を

増して行つた。其の兆候は陰微の間、既に重要輸出品の指定以前之を認むる事が出來たのだが、何分問屋連は高を括つてゐたのか、所謂高枕安臥して更に之に備へ様とも、其の感情をやはらげ様ともせず『仕事が出来るのは誰のお蔭だ』と云はんばかりの驕慢な態度を持したのでメーカーの反感は益々昂じて行つた。

而して遂にメーカーの最も多い城南方面に『振興會』なる會盟が生れたが、同會は只同業者の親睦を厚うし様と云ふ丈けの、ホンの社交團體であつた。

關東國產電球組合生る

處で一方では、電工聯に先立つて、當時旭電氣の重役たりし小松原彌六氏（現東西電球名古屋營業所主任）の提唱で『關東國產電球組合』が組織され、電工聯とは別に關東方面の純國產電球業者の大同團結たるを標榜したが、如何にも同組合は常に内地及輸出向の電球のみならず、バルブ、口金、織條、導入線、木箱、紙器から眞空管、果ては化學藥品に到る迄、苟くも電球に關係ある凡ゆる材料業界に迄亘つて、其中堅たる錚々の業者を網羅して堂々たる陣容を示し、最初は其の活動振り左こそと思はれたに係はらず、徒らに包擁力を誇つた怨みがあり、外見の壯大なのに係らず、兎角に足並が

捕はぬ勝ちの上に、電球部面中には一方で電工聯所屬工組々合員たる問屋級の人々もあり、役員幹部には必然是等有力者が擧げられた等で、多数の中、小メーカーと反りが合はず、當初小松原氏が期したであらう『國産電球メーカーの結束』は其の實を失ひ、且つ同氏がG・E打倒運動に餘り熱中し過ぎて組合の要務を忘れ過ぎた觀があつた等で、最後には告訴沙汰迄惹起し、結局引責的に理事長の任を去らざるべからざるに到つて、結局は問屋級の有力組合員が以毒制毒式に、此組合を以て多数中小メーカーの足溜りとさせ、之に業界資本間に對抗的活動をさせぬ様幹部役員を自分等で壟斷し甘く籠絡懐柔する間に利用するのではないかとの疑念をすら懐かしめ、殆ど統率はつかず、紛紜の揚句醜態を曝露し、大騒擾を捲起して遂に潰滅して了つたが、然し之が爲めに吾が『關東電球製造工業組合』に急速結成を促進した次第は後段に詳述する通りである。

第四節 中小業者次第に結集

資本閥排撃の氣運

—關東國産電球組合大掛りの陣立—

G・E打倒の狼火揚る

小松原等に依つて創立された關東國産電球組合は、電球は前述の如く、内地、輸出兩部面を込めた上に、凡ゆる關東業界に亘り、組合員二百數十名を抱擁し、各業界錚々たる士を網羅して頗る大掛りな産聲を揚げ、業種に應じて各部門に分ち、組合長に小松原氏、副組合長に加藤新之丞（加藤電球株式會社）武藤俊三（日本冶金株式會社）高岡和三郎（高和電球製作所）三氏を擧げ、浦瀬義一氏（細田貿易株式會社）以下理事十一名、花房政一氏（東洋輸出入商會）他七名の監事に、統制委員（十一名）技術委員（五名）等を置き、九部長を推して部門を統括させる事とし、陣容頗る堂々たる觀があつた然し只同業組合組織であつたし、それに『國産』を特に標榜しただけに、組合員の利益増進と云ふ事よりも、寧ろ、日本の業界を一貫せる純國産系統の下に置く可く、必然『偽裝國産業者』G・E資本に據るマツダランプ（東京電氣）及び其の傍系事業の製品に對抗し、其の跋扈、跳梁を打破しやうと云ふ點に主眼を置いたのではなかつたかと思へる。

即ち當時赤魔ソ聯は最も活潑なる極東赤化工作を續け、其後方に猶太の財力があつて、東洋の砥柱日本の國礎を揺がす爲めには凡ゆる術策を怠らぬと云はれ、其の手先に躍るフリー・メーゾンは、國際聯盟會議に於いて『滿洲國を否認し、日本を孤立に陥らせる』状態を作るに預つて力があつたとさへ見られた位で、列國の財界、金融界、事業界に喰込んだ猶太の財力を放置するのは畢竟其の國家を

蝕ましめ存立を危からしむるものであると云ふのが既に世界の定論であるし、其のユデア財閥の事業中でも世界に比を見ないと云はれる電氣事業、北米G・Eの分身とも云つて差支へのないマツダランブII東京電氣株式會社IIが大資本を擁し、特許を提げて日本の電球工業界を横行し、巨然として王者の位地を占めつゝあるのを座視するは、實に吾が邦産業界の汚辱たる耳でなく、その利益の大半はG・Eに持つて行かれるし、國家經濟上至大の不利を齎ること云ふ迄もなく、國産電球業者は其の特許と資本力とに制壓され、仲ぶ可くして仲ぶる能はざる遺憾がある、早晚之れは打倒しないではならぬと云ふのであつたであらう、氏は應訴對策所ではなく、一氣に『G・E打倒』『猶太資本排撃』の大旗を掲げて運動の陣頭に躍り出た。而してマツダランブを眞向から猛撃した。

一體此の運動の抑々の發端は、日本電球の世界的氾濫に『強敵出現』と怯へ切つた北米のG・Eは吾政府で電球を重要輸出品の一に指定した直後、恰も其瓦斯入電球の吾が邦に於ける特許期間が満了したので、百方其の再特許II期間再延長IIを得可く策動したが、豫てから之を狙つてゐた國産電球業界では一齊に起つて之が反對運動を敢行し、帝國電氣の鈴木氏等は『國産電球聯合會』を興して足並を揃へるやら、全國に檄を飛ばせるやら、熾烈に『國産擁護』を號して運動を續けた甲斐があり、時の商工相櫻内幸雄氏をして、遂に『再特許罷りならぬ』と斷案を下さしめ、之を喰止め得たので、業

界は『マツダの一壘を陥れたり』と太白を揚げて快哉を叫んだ。之にはマツダも眞に全力を傾けて再特許を贏ち得可く凡ゆる術策を講じたので、當時業界の言論機關が悉くマツダの代辯者たるかの觀があつた中に、獨り『電球民友新聞』が忌憚なく『特許權益』の人類福祉の増進に貢献す可く、一財團一事業圏の收利の爲めに―其の私囊を膨ます爲に、利用せらるゝ事の不合理的點を高調し、大所、高所から『マツダは是れ迄の利益吸収で満足すべし、此の上猶も特許の要塞に立籠つて私腹を肥さんとするが如きは、度を越へたる強慾なり』と直言して、國産業者の運動を支援し、政府の煮え切らない態度を叱咤鞭撻したのは實に痛快で、如何に再特許反對の氣勢を強めたか知れなかつた。

此の狀勢からG・Eでは、特許期間再延長不許可の場合、日本の瓦斯入電球が、堤を切つた溢水の如く、一度に米國に流れ込むと思つたか、豫め之に備へて日本製電球の進入の餘地なからしむ可く、前以て自家製瓦斯入電球の大値下II半値IIを決定した程で、G・Eも日本の業界が國家意識既に尖鋭で、熾烈の排撃熱に富んで居る事を心から悟つたか、最早個々事業、會社の籠絡や、買収位では日本電球界を制壓し、依然として王者の地竝に驕つて居る譯には行かぬと考へ、露骨なる日本電球抑壓策の臍を固めたと見へる。即ちG・Eでは愈々傳家の寶刀の鞘を拂つて『日本電球の息の根を止めてやれ』と眞向から斬り付けて來た。

所謂G・Eの特許訴訟

ソレは爾後連續提起された吾が産國電球に對する所謂『G・E特許侵害訴訟で』ある。此訴訟の發端は、最初電工聯扱の北米へ輸出した吾が國産『内面艶消』及び『ナンサツダ・ワイヤー』がG・Eの特許に抵觸すると云ふので、彼地に於ける之れが取扱業者たる『アツソシエテッド・マニユファクチュアラー商會』を相手取り『特許侵害』を訴へたのが始まりで、之は結局物にならなかつた。スルト矢次早に『内面艶消』及『螺旋纖維』が『ビブキン』並に『バクツ』特許に抵觸すると云ふので、羅府の『東京ランプ商會』、紐育の『シムス・ボーモンド社』、桑港の『ユナイテッド・ジストリビューター商會』、『ヘーマン・エム・セラ』等の各取扱業者を一纏めにして同様訴訟を提起した。詰りG・Eは米國に於ける日本電球を取次ぐ者に脅威を感じさせ、一人も取扱業者が無くなれば、日本電球は北米に足掛りを失ふから、入つて来られなく成るであろうと思つた小股揃ひの方略からであろうが、兎に角之が爲に、一、二の前記業者はG・Eの軍門に兜を抜いで、爾後日本電球の取扱を斷念したと云ふ位で、吾が輸出電球に取つては全く致命的障礙たるを免れない。然しよくしたものではG・Eは立派に看板を掛けた、前記各取扱業者を片端から訴へて、必然損害賠償要求で慄ひ上らせれば、日本電

球の北米に於ける進出の足場は無く成ると速斷したか知らないが、近來は敢て日本電球取扱業の看板を掛けない一般都市の雜貨店が、吾が國産球をドシ／＼販賣して居てくれ、『之は雜貨だ』と云ふのでG・Eも一々之を相手取つて訴へる譯にも行かず、閉口し切つて居ると云ふ。

兎に角當時米國の關係筋から、此方の商館に飛電があり、商人連は『只雜貨の積りで取扱つたわけだ』からとて應訴の費用など毛頭負擔爲様としないし、東京輸出電球工組が中心となり、業界に諮つてG・E對策委員會なるものを組織し、應訴費用の捻出や何かに執掌する事と成つたが、サテ此の對策委員會が薩張り氣聲が揚らない。在米の關係方面では頻りに氣を揉んで躍起となつて應訴を督促して来る、さもなければ永年掛つてどうやら築き上げた日本電球の脚地と、販路とは一朝にして崩壊消滅して了ふ。業界でも漸く氣を揉み出した處へ偶々此の對策委員會に關係を持つたのが、關東國産電球理事長の小松原彌六氏であつた。氏は持つて生れた多分の俠氣と鬪争性に加ふるに、何かな組合の存在を鮮かに印象したい裝婆ツ氣と、一には日頃關心を持ちつゝあるマツダ・ランプ排撃、國産業界の高揚に好箇のチャンスと思つたであろう、自分から買つて出で『G・E』對策の先頭に起ち、應訴どころか、前記の如く、逆に此方から全面的に『G・E』打倒運動を展開し、『猶太資本排撃』の狼火を大々的に打揚げるに到つたので、詰り朝野の輿論を動かして、之を機會に、マツダランプを屠り去

らん意氣込であつたらしい。

其爲め猶太研究を以て聞こゆる四王天陸軍中將を推して運動の首座に据え、日比谷公會堂に大演說會を開催して一般の視聽を聳てしめるやら、猛陳情を行ふやら、其の肥大の體軀のエネルギーも此の運動に傾け盡すかに思はれ、従つて四方の反響も呼んだが、遂に後述するが如く組合内部の紛糾から未だ判然たる運動の効果を見るに到らずして、關東國產の理事長を退かざる可からざるに到り、爲に此の運動も尻切れトンボと成つて、立消えとなつたのは、恐らく氏として此の上もない無念であつたであらう。

小松原氏は對外資的に『日本の電球工業』の基調を確立す可く、G・E 打倒を叫んだが、既に一般中小メーカー及び其の従業員は、それも左る事ながら、端的に其の死活に影響のある、ヨリ目前の『問屋對下請業者』なる業界の不合理極る傳套的機構—即ち資本開の横暴を打破し、先づ多數メーカーや従業員の生活の基礎を確立する點に其の關心を集中した。

即ち電球が重要輸出品の指定を受くると共に、東西の大會社並に資力ある個人メーカー(即ち問屋)等は相結んで、製作に、輸出に、各工業組合を組織し、更に聯合會に結集したが、之が爲に捨て、顧みられない、多數の中小メーカーや下請工場主等は、問屋の指定材料を當てがはれ、零細な、非度の



低率の賃銀で製作に甘んずるか、左もなければ轉廢業の他はないと云ふ惨めな境地に突落されて了つた。と云ふものは電工聯所屬工組々合員以外のメーカーは、アウトサイダーたるの故を以つて製品の検査手数料を六倍も徴收される。之れでは同一の材料、手間を以て製作した電球なら、電工聯所屬組合員と太刀討が出来る筈はない。別けて微細な利益しかない輸出球に在つては、此の検査料のハンデは勢ひ製作賃銀で填めて行かねばならず、馬鹿を見るのはメーカーで、問屋は積算して回収すべき金丈けを引去つて残りしかメーカーには渡さない。單價が安くて元價とカツ／＼と云ふ様な時には、メーカーへ渡る賃銀は眞に雀の涙程しかない。要するに下請業者や、中、小メーカーは問屋から『當てがひ扶持』を食つて僅かに露命をつないで居るのが業界の傳套である、眞相である。之れでは安神して生きて行けないのは當然の話である。

處が問屋は、漸次、中、小メーカーが其の脚地を自覺し、利益擁護に目醒めて來たと知ると、『下請の向上、進展は取りも直さず自分等の没落である、之は下請業者や中、小メーカーを何とか今迄通り壓服して、唯々諸々、自分等に隸屬して居る様にしなくてはならぬ』と不言不語の間、共通の『問屋の優越的地歩保持策』を考へる様になつた。それと共に電工聯の『輸出電球一手掌握』、海外に於ける聲價恢復の大義名分論とが偶然絡んで、先づ製品の省令検査勵行となり、前記の如く電工聯の盟外メー

カーからは六倍もの検査手数料を強徴する事となつたが、それにも屈せず、多数の中、小メーカー及従業員が血を搾るが如き思ひで、忍苦の中から『安くて良い』電球を、いくらでも作り出す所か、更に手緩しとして『一層の事出口を塞いで了へ』とばかり、所謂『共販』なる手段を思ひ付いたものだと云つても差支へない。

電工聯の共販實施計劃

電工聯の『共同販賣計畫』なるものは、輸出方面に於いては多年海外顧客と日本のメーカーとの間に貿易商館が介在し、中間搾取をするばかりでなく、賣買を取次ぐ間に、買殺しの御用を勤める等、單價を低落せしむる補助役となり、種々の弊害を蘊醸せしむる禍源と成つて居るとの見解から、先づ此の貿易商館を輸出取引の道程から全然除外し、其の上左の如き中、小メーカー壓服策を案出した。

- 一、海外の註文は直接電工聯に於て凡て之を受付ける。
- 一、電工聯に加盟せざるメーカーが、直接、或は貿易商館を通じて、海外の註文を受けても其の製作を認めない。
- 一、電工聯は海外からの受註を所屬工組に割當て、製作させる。

一、而して製品は一切工聯の手に於いて共販に附する。

何分省令検査は、マツダランプ其の他独自の検査場を持つ大會社は別として、之を代行して居る電工聯の所屬検査所の外受く可き所がないし、輸出工組は亦其の手に握られて居るし、盟外メーカーは此の兩關門を潜らざる限り、これでは豆球一つも海外に賣る譯には行かない。問屋の搾取を免れんとすれば、検査、輸出の兩關門に於いて喰ひ止められる。即ち此の電工聯の共販にして本當に實施されたら、それこそ何方を向いても『自分等の活くる途はない』と悟つた中、小メーカーが勃然として奮起したのも無理はない。時しも城南方面のメーカーに依つて前記の如く『振興會』なる一團體が組織されたが、要するに同業者の親睦團體と云ふのみで、公的には一致團結して進退する譯には行かないし又未だそれ程尖鋭な氣ぶりは示さなかつた。然し勢ひ會員間には『共販反對』の形勢が根強く漲つて來た。之を見た問屋諸君は愕然として驚いた。

處で電工聯が輸出電球の取引に、中間貿易業者の介在を有害無益としたのは一班の理由はあるか知らないが、全約の眞を穿つた斷案ではなかつた。否海外貿易を餘りに手軽く見過ぎた自惚れであつたと云はれても仕方がない。即ち、中間貿易業者の介在が、結局單價に重荷を背負はせ、其の取扱手数料だけでもメーカーが損をしなければならぬとは豫てから一部に叫ばれて居た事だけに、東西に組

織された輸出電球工組は、最初から其の手をハネ除けて直接海外と取引するとて大意氣込であつたがサテ實際に當面して見ると左様は行かぬ。海外市場は日本電球業界の機構改革杯は毛頭知らない、知つても之を信じない、依然として注文は多年取引してゐる貿易商館へ向けて發して来る。之には輸出工組も兜を抜き、結局貿易業者除外が全然認識不足なりしを自覺せざるを得なかつた。是れより先き昭和八年十一月十七日、商工省の會議室に於て日本電球工業組合聯合會の創立總會が開催されたが豫て在英商務官松山氏から『英國では日本電球の進入を阻止すべく高關稅設定の空氣がある』旨通報されて居た折柄とて、早速貿易商除外、直接海外と取引の建前で聯合會の威力を發揮すべく。

一、日本の電工聯は英國當業者と直接電球の輸出取引を希望する。

一、右の爲には單價及び數量の協定に應ずる用意がある。

旨、外務省係官立會の下に英國官憲へ打電したが、然し英國商人もギゴチない電工聯との直接取引は喜ばず、且つ彼我の商況や、市場の趨勢、其の他の取引に關する一切の要務が、多年手慣れた貿易商に叶ふ筈はない、結局右の思付は誤謬たりしを自覺し、年末何時もながら受註の繁忙期に、グズ／＼して居て機を失してはと、東京輸出電球工組及び電工聯の役員連も寧ろ一日も早く貿易商館側と仲直りをするに如かずと云ふので、同年末新橋の東洋軒へ貿易業者を招待し、云はゞ解消—手打ちの會合を

催ふし、電工聯着想の失敗を糊塗して、輸出は矢張り貿易業者の手を経る事となつた。従つて九年九月工聯が遮二無二實施を聲言した『共販』は畢竟、下請業者や中、小メーカーを押へつけ、之を去勢して、永く問屋の—電工聯所屬工組々合員の脚下に隸屬せしめんとした、敵本主義の發案であつたと云ふ外ない。振興會員が日増しに之が反對に硬化して行き、又同會員以外の心あるメーカーも私かに之が對策を眞面目に捏り固めて行つたのは當然であらう。

第五節 關東國產電球組合内紛

問屋連の乗取策謀

振興會の合同大會騷擾て散會

同志會急遽結集す

一方關東國產電球組合は理事長小松原彌六氏の『G・E打倒、マンダランプ排撃』の猶太資本膺懲運動に引摺られた形であつた。それは兎に角組合内には相當輸出球メーカーが在り、其の製品は必然商

工省令に依る、電工聯所屬の検査所で高い手数料を支拂つて検査を受けねばならないし、之等組合員は云ふ迄もなく關東國産電球組合で完全な獨立検査所を持つて呉れ、ば此上なしであるが、それには相當の經費を要するので、組合はハタと難關に突當つた譯である。之を見て、豫てからG・E打倒運動に弱り切つてゐたマツダランプは私に機を窺つてゐたので、奇貨措く可しとして、密に手を廻して關東國産へ『G・E打倒運動を打切つてくれ、其の代りマツダで貴組合へ電球検査所の建設費を寄附しませう』と申込み來つた。

G・Eマツダの妥協申込み

詰り妥協交換條件の申出である。露骨に云へば、金の力で猶太資本排撃、マツダ打倒運動を買収し小松原氏等の口を封じて仕舞をうと云ふのである。關東國産の幹部、役員中には涎を垂らして喜んだ向があつたか、否か。何れにしても、小松原氏も、加藤、高岡兩副理事長と之に關してマツダランプ側と會見した事は事實らしい。然し小松原氏はさすがに、途方もない、大きな出来ない相談を吹掛けて、マツダ側に『それでは到底も……』と手を退かす可く策戦したらしい。

處が、此のマツダの妥協申出には尙條件が付いてゐた。それは、電球検査所建設費寄附は當面關東

國産組合へ寄附の名義であるが、日本の電球工業界は只關東國産だけの天下ではないし、他に電工聯側の各工組も在り、又アウトサイダー等も在る事故、之に依つて關東國産組合だけのG・E打倒運動を解消せしめて見た所で意味を成さぬ。殊にG・E打倒運動中止の爲めマツダが關東國産へ金を出したと判ると、又他で同様の運動をオツ始めて、中止、交換に金を出せと云ふ事に成るかも知れず、それでは折角該運動を關東國産に解消せしめても何にも成らぬと云ふ考からであろう、マツダは検査所建設費を寄附するから、是非非關東國産が自餘電球業界を引纏めて全業界一致と云ふ實質を具へて貰ひ度いと云ふ、マツダとしては至極最もな、關東側から云はせれば『虫の良い』條件であつた。爲めに小松原氏は、結局『そんな事が出来るものか』と向ツ腹を立て、畢竟此の妥協交渉は決裂状態のまま押し進まれる事となつた。

スルと關東國産組合の幹部陣營中、小松原氏とは全然其の性格を異にし、理解も、理想も皆異なる副理事長の加藤新之丞氏及び其の一黨は、豫てから小松原氏が全身の血を沸かして懸命に奔走努力して居るG・E打倒運動を『理屈は兎に角、今俄かに騒ぎ立てたからとてマツダ・ランプを如何爲様もあるまい時節を待つより他に手段はあるまいに……』と云はんばかりに冷眼視して居たらしいが、此の一黨は關東側の役員幹部たると共に、同時に一方では電工聯所屬工組の役員をも兼ねて居り、帝都業

界に知られた『問屋』ばかりである處から、マツダが寄附金に『業界一致』の附帯条件をつけたのを見るや、食指大いに動いて止まず、是非此の寄附金を頂戴して、検査所を建設し、大いに業界に其の鼻を高くしたいとの野心を懐いてか否か、私に關東國産から小原松氏を追出して仕舞をうとの密謀を廻らしたと見る外ない。と云ふのは其の後の状態の展開趨勢が如實にそれを物語つて居るのだから致方がない。而して加藤氏等は之が爲めマツダの所謂業界一致の實を示す可く、先づ頻りに關東國産組合を東京輸出電球工組へ合同、加入させんと種々策を講じて見たが、何分東京輸出側の建前から、全然資格の違ふ關東の組合員を今更容認する譯には行かないし、第一問屋連が『萬一多數中、小メーカ』の集つてゐる關東が入つて來ると海外の得意を全然奪はれて了ふ』と云ふので絶対に反對する等で此の計劃は結局オチヤンに成つた。が、然し加藤氏等はマツダの寄附金を如何しても諦めきれなかつたと見へ、裏面に於いてマツダと如何なる默契、諒解があつたか、否かは知らないが、自分等が一面東京輸出電球工組の役員でもある點を利用して東京輸出電球工組側にも意を通じ、重立つ數氏に關東國産組合へ特に加いさせ、同時に關東側から同様一部同志の者を東京輸出電球へ加盟させて急遽業界の一致が成つた態をつくり、後段叙述する所に依つて明かなるが如く、所謂検査所建設費寄附金として金一萬七千圓だけをマツダから遂に貰ひ受けたと云ふのだから、其金額を如何なる根據から算

出したかも疑問だが、兎に角其の心臓は中々相當なものである。而して勿論其の前關東國産の理事長から小松原氏を失脚させ、之を追出すにも抜からず工作を廻らしたのだから凄いなものと云ふ外ない。

小松原氏理事長を失脚

即ち小松原氏の關東國産組合理事長失脚は、歸する處氏が組合の要務も忘れて、G・E 打倒運動に熱中した結果、組合の資金をも勢ひ運動の經費に流用し、それに太ッ腹の人の癖とて、日々明細に其の收支を記帳しなかつた等の手落ちを免れなかつたであらうし、三百理屈式に追及されると、無責任とも、不當支出とも、横領費消とも、コチ付けられても仕方のない、辯解の立たない點が多々ある事必然で、何時とはなしに『小松原理事長の放漫政策』は組合内に物議を醸し、氏が豪腹一點張りで『乃公は日本の電球業界の爲め、身を挺して、G・E 打倒運動に熱奔して居るのだ、組合資金の出し入れに例令間違ひがあつた所で、乃公に私心があつての事でない事は組合員諸君がよく知つて居る筈だ、乃公は何等後暗い事はないから、いくらでも糺すなら糺すがよし、會計も調査するなら調査したがよい』と嘯いてゐるので、一部組合員の間には益々非難の聲が高く成る。

之を裏書するかの如く幹部陣營からも放漫政策攻撃の矢が放たれるのだから堪らない。遂には告訴

沙汰を捲起し、小松原氏は無念であつたらうが、引責的に理事長の椅子を去らねばならなかつた。當時業界の蜚語にはアレは『マツダ・ランプが如何しても小松原氏を關東國産の理事長と云ふ要位に居らせると、G・E 打倒運動を中止しないから、密に手を廻して關東國産の幹部役員を抱き込み、内部から火をつけて小松原を失脚せしめたので、氏は云はゞ組合内部から毒殺された如うなものだ』とあつたが、或は左様であつたかも知れない。

中小業者を差別待遇

斯る成行で業界は以前とは打つて變つて騒々敷く成つた。中、小メーカーが只管問屋の下請たらん事を希望して、唯々諸々、其の命令を奉じ、當てがひ扶持に甘んじて居た時とは雲泥の相違である。處が時代の進運、人心の眼醒め、などと云ふ事に更に理解のない問屋諸君が此の状勢を見て『下請共が生意氣に成りやあがつて、一本立に成り度つて……』と、一にも、二にも中、小メーカーが下刻上の僭越な勞資對抗的思想に執らはれ、身の分際を忘れて問屋に楯を突くと思つたのも無理ではないかも知れない。従つて問屋側では感情的にも『下請は飽迄下請で置け』と、差別待遇的對措置を執つて動かす、爲めに上記の如く關東國産組合の東京輸出電球工組加入も、後述するが如く、同志會及び本工

組の加入希望も、ニベもなく突ツ跳ねて、『寄りつく事さへ御免被る』と云はんばかりの態度であつたのは必然の到地であるが、關東國産の場合に於いて既に然るが如く、多數の中、小メーカーを同資格に扱つて同じ組合内に群在させては、結局多年のお得意を荒らされて了ふなど、と全く淺薄な鼻元思案に執らはれて、遠く且つ大なる、利害得失をシカと考へなかつた結果は、爾後、急角度に多數中、小メーカーとの對立抗爭氣勢を深め、下請業者には日に／＼反かれる、揚句の果には所謂電工聯の受註割當を貰つても日限通りに製品を揃へるにも間誤付くし、海外の市價は何時になつても、底値を辿つて居て、立直し様はなし。殊に輸出不振の深化は、メーカーに轉廢業者を續出させ、今度は自身が業務を經續する事すら困難に立到つて今更業界機構の缺陷を數ねばならなく成つたなど、云はば自業自得と云ふ外なく、敢て商工省當局の注意がなくとも、眞に日本の電球事業の興隆を思ひ、輸出の進展に意のある限り、本來疾に電工聯傘下の各工組の如き、其の機構を改善し實際製作の第一線に起つメーカーは、其の資財の有無などを問はず苟くも當人が加入を欲する以上ドシ／＼之を加入せしめて等しく同率の惠澤に浴させ、お互ひの業務の消長は其の努力如何に在るとし公明正大の心境を以て、共に興に『國産電球』の發展に邁進すべきであつた。

問屋の頑冥業界を萎微さす

然るに問屋と云ふ問屋が、揃つて只々自家の利益を獲得する事にのみ急で、又他を顧みなかつた結果は、下請業者、中、小メーカーを困憊疲勞させた上に、自分も亦同じ轉落の道程を辿らねばならなく成つて、結局日本の業界を萎微せしむる大禍根を成したのは、返へすくも遺憾千萬である。それで問屋諸君は何より『振興會』の誕生を見て怖毛を振り、之を獨立の一團體として自由に振舞はせては、如何なる影響を來すかも知れないと私に憂へた結果、之を關東國産組合へ包擁、解消させ、其の團結力を分散させて、独自の主張、行動が出来ない様、會員の口を封じて仕舞をうと思ひついた。其の爲め頻りに同會へ、關東國産組合への加入を勸説する事と成つた。振興會は又、結成丈は遂げたが、何分建前が同業者の社交團體と云ふ以外に出でないし、親睦向上の集りや、談論は兎に角、業界の利害關係や、機構、組織の改善、革新と云ふが如き、云はゞ政治的問題に對しては、公然堂々たる行動には出で兼ねる耳か、第一結束が圖れない。確たる役員、幹部が權能を持して會員を指令すると云ふ迄に成つて居ないので、世話役連も寧ろ關東國産へ加入したが有利なりと考へたか、之を一般會員の意氣に問ふと

抑々本會組織の根本が、從來の問屋と下請の搾取的因襲制度を打破し、會員の業務を保全し、境遇地位を向上させるに在るのだから、徒らに關東國産に合同しても却つて義務責任と拘束耳を背負はされるだけでは何にもならぬ、若し組合で前以つて電工聯と交渉して團體契約を締結し會員の前途を打開してくれる様、誠意を示すなら、加入しても宜い

と云ふので、『然らば左様仕様』と云ふ事になり、組合側と數次折衝を重ねた處が、組合側でも右の條件を承服した風を示し、電工聯との團體契約は確保されたとの事で話は造作なく纏り、會員等は『それでは漸く前途が打開されるか』と大喜びで、關東國産組合へ全會其の儘加入と決した。其の爲め振興會の解散並に關東國産へ合同宣誓式の爲の大會が、品川區五反田の大崎信用組合樓上に於いて開催せられたのは昭和九年九月廿七日正午からであつた。

合同宣誓式の大紛擾

會員の出席者約百三十名、故唐鎌周造氏起つて本日臨時大會を開くに到りし理由を述べ、田中作太郎氏經過を、田内川龜之助氏會計を、それ／＼報告、最早關東加入は既定の事實らしく見へた、斯くて木工組理事長松永龜藏氏、當時同會の最も強硬尖鋭な、向上發展の方向打開の急先鋒たりし事

とて、起つて『解散後に就て』なる題下に一場の演説を試み、帝都下、中、小電球メーカーの最初の團體たる振興會は本日茲に解散し、關東國産電球組合へ合同、加入仕様とする。然し我々は關東國産へ加盟しても、更に有意義・強力なる一團體を結成して置く必要があると思ふ。如何となれば關東國産は組合とは云へ、其の關係業者との友誼團體的内容を有するのみ、眞に電球メーカーの痛切なる利害に對しては何等の力がない、實に手頼りがないから振興會は之れで解散するとして、此の機會に新團體組織を提言すると云ふや、之に對し満場の會員孰れも拍手して賛意を表し、聽て解散の決議となるや、會員中から

振興會解散、關東國産組合へ加入の前提條件たる組合と電工聯との團體契約の件は如何成つてゐる、議長は之に對して責任を負ふか

と正式に質問が發せらるゝや、世話役を代表して議長席に着いた田中作太郎氏は、意外にも

諸君の關東組合加入前に必ず團體契約を獲得して置くなどは約束しなかつた積りだ、私一人でそれをイエスともノーとも責任ある御返事は出来ない、私も畢竟會員の一人に過ぎないし、以て諸君の前途を明朗に打開するなど大きな事は云へない

と、全然飄箆鯨式の答辯で、最初から會の世話役として關東國産への加入問題に就いても第一線に

起つて交渉の任に當つた人として受取り難い無責任極まる言葉なので、會員は俄然イキリ立ち、其の非紳士的食言を痛罵して喧々轟々、如何とも拾收がつかず、アワヤ宣誓式は騒擾式と化さむとしたが今更仲聞喧嘩をしたからとて團體契約が得られる譯ではなし、田中氏も

只今松永氏から振興會解散後に就てヨリ強力なる一新團體組織の提説があつたから、何卒各位の善處を望む

旨、聲明したので、兎に角紛紜も納つて、結局解散と云ふ事に決し、田中氏の發聲で萬歳を三唱、茲に振興會は終焉を告げて了つた。

振興會遂に解散と決す

其處で引續き松永氏提議の、改めて『一新團體結成』を凝議する事となり、共鳴の發起人諸君から『不賛成の方は遠慮なく退場して頂き度い』と聲明したが一人の退場者もない。斯くて故唐鎌氏が座長に擧げられ、

『業界の不況時に際しお互ひ電球メーカーの共存共榮を圖る爲め、主張、要求を力強からしむべき新團體を組織したいと思ふが各位の御考へは如何

と語る。神作濱治氏先づ『假令關東國産へ加入しても、之を鞭撻督勵する上にも、又お互ひの結束一致を強化する上にも是非強力な一團體を組織して置く方が利益である』とて、共販反對運動に官公邊に對して行つた陳情等の實例を擧げて賛成意見を述べ、滿場異議なく『即時新團體結成へ』と要求するので、松永氏の提議は直ちに實現し、茲に擴大強化せられた『日本電球製造同志會』は苦もなく誕生した。而して即時發會を了した。

日本電球製造同志會の成立

同會は振興會のルーズな結束に比すれば格段の相違で、何人もメーカーでさへあれば來る者は拒まず、全都下の電球メーカーに廣く其の門戸を開放し、成る可く一人餘さず全部之を糾合し、事實に於いて電球業界全メーカーの大合同團體たる實質を具備して業界に強力なる發言權を得可く、整然たる陣容を備へる爲めに、先づ役員を銓衡すべしと二十八名の委員を擧げて之を一任した。而して委員熟議の結果

會長神作濱治、副會長松永龜藏、會計米山竹次郎

氏等以下幹部役員が揃ひ、神作會長の熱烈な就任の挨拶があり、來賓徳永正報、木下崇、小松原彌

六氏等の祝辭があつて、萬歳を三唱、意氣揚々散會したが、荏原區方面メーカーの團體共伸會では全會員百餘名が一團と成つて入會する等で、忽ちの中に會員は約三百名に達し、實際都下中、小メーカーの殆んど全部を包擁して業界に一新生面を打開し、同時に其の覺醒、革新を促がす大活動を續けた事は後述の如くで、つまり吾が關東電球製造工組の母體を成す事となつた。同志會は實に斯る嵐の中から生れ出たのであつた。

第六章 先づ同業者の救済に

問屋側の啓蒙に

純眞無垢、減私奉公的活動

同志會幹部の献身

日本電球製造同志會は會員約三百名。電工聯所屬工組から戸締めを喰つた東京全都下の下請業者、中小メーカー、及び關東國産組合に加入はして居るが其の動向に慄らない人々や、殆んど問屋級及び内地向街球業者を除いたメーカーの全部を包括し、然も會員は孰れも多年の苦練に業界の表裏を知り

自分等の脚地を充分に自覺して居る事として、結束協和の力は中々強く殊に第一線に立つて之をリードした役員諸氏が孰れも壯齡眞ツ盛りの活動力に富んだ人々のみであつたから、會名からは單に同業の修睦團體で、組合法にも準據しなかつたけれども、其の實は純然たる組合と云つてもよく、下請業者及び中小メーカーの生活權擁護、其業務の保全、向上發展に眞摯の熱誠を傾注した。役員連の毫も私心なく、簡潔、直截の主張、要求は、會員の信頼と共に、業界を覺醒せしむるに至大の効果が有り、關東國產組合の徒に尨大の態を成し、漠然たる存在を示したに比し、端的に電球業界の宿弊剪除、融合協和に力を注ぎ、其の結集の意義は最初から頗る鮮明であつた。而して其の成立直後の活動は、先づ會員の經濟的救済の途を打開し、問屋の蔑視、酷遇から免れしめ、其の脚地を安固ならしむるに在りとし、東京府、商工省に陳情運動を續けたのであつた。

東京府、商工省に融資救済を陳情

之が爲、幹部役員に擧げられた、神作、松永氏等は、文字通り家業を抛擲して連日身錢を切つて飛び廻らなければならなかつた。然し、それと共に氏等の熱誠一意、眞に同業の向上發展を熱求する以外、眞に私心なく、高朗正大の精神を以て奉仕活動する至情は十分に會員に徹底し、絶對の信頼、心

服を贏得た。それで氏等は、先づ何より焦眉の急要事として會員の融資救済の途を東京府及び商工省に懇願仕様とした。其の趣旨は云ふ迄もなく

事實に於いて日本の重要な輸出國產電球を製作するのは我々である。然るに當局は輸出電球工組の創設にも、一部業界の少數資本関のみを重視し、我々を無視した爲に、工組は看板のみ掲げて工場さへ持たない純然たるブローカー式商人迄多數加入させ乍ら、眞にメーカーたる我々に門戸を塞いで居る。而して此の工組の集團たる電工聯は輸出電球の受註を其の直接取扱下に置き所屬工組員に割當て、製作させ、製品は工聯に於いて共同販賣を行おうと云ふ立前の下に、個々メーカーの受註は製作もさせなければ勿論輸出もさせまいとして居る。不幸にして我々多數の中、小メーカーは、工聯の盟外者として、只其の工組員たる問屋から仕事を貰ひ受ける外はない。然るに其の間屋は只自家の收利をのみ念頭に置いて、メーカーへの賃銀などは毛頭考慮してゐない。否出来るだけは泣かせて、殺して製品の單價を安くし、個數だけ多く賣つて只管自家の懐を膨ませ様として居る、歸する處我々眞のメーカーは踏んで蹴られて、勝手に行倒れると突き放されてる形である。國家が電球を重要輸出品の一に指定し工業組合法を施行して、之が製作者に進展を遂げさせるといふのは、其の實一部有資本家、少數有力業者を太らせて、多數の實際のメーカーを潰滅させる深意か、若し

然らずと云ふなら、我々メーカーの爲め融資の途を開いてくれ、左なくは只問屋に隸屬して其の鼻息を伺ふ一部僅少の同業者以外、我々多數は總倒れになる外ない。斯る業界の不合理、殘酷な機構傳套を當局は何故黙認して居るのか、それで監督官廳の責任が果せるか……。

と云ふのであつて、之れには商工省も、東京府もグーの音も出さず、今更官僚獨善の認識不足を自覺せざるを得ないし、理の當然に返へす言葉もなく、只法規に借口して、同志會を確乎たる法人格ある團體と認める譯に行かないから、何分金融の途は講ぜられないと糊塗的遁辭を構へる外なかつた。

成程同志會は組合法にも則らぬ、云はゞ同業者の親睦團體たる外觀ではあつたし、役員幹部が擧げられてるとは云ひ條、統率力は勢ひ薄弱で、役員連もシカとした中心力を把握して凡ての事に當る譯には行かず、より突ツ込んだ具體的交渉を敢てして、府なり商工省なりを『ウン』と云はせる迄に到り得なかつた。故に遂に此の融資救済陳情運動は結局其の目途を達する事が出来なかつたけれども、此の運動に依つて電球業界の實狀と、其の傳套、機構が、到底黙過すべからざる不合理、矛盾極つた『慘酷』と云つても差支へないものである事は、十分に係官の腦裡に印象せられたらしい。而して之と共に同會が全力を盡して其の反對、阻止を叫んだ、電工聯の『共販』問題とに於いて遺憾なく同會の信念と、實質とは認められた。

同志會の主張、當局の認識是正

實に、同會こそ吾國に於ける中、小電球メーカーの自覺を深め、その奮起を促して、業界革新の黎明を齎したと云ふも溢美でない。而して之を率ゐて一糸亂れず整然たる結束を保たしめ、數月の間善戰、健闘を續けて行つた役員諸氏の不拔の信念、努力は全く敬服に價ひする。實に輝かしき存在であつたと云へる。

神作、松永正副會長を始め役員諸氏は一難來る毎に勇氣百倍する底の意氣を以て活動した、然し何分同業の社交團體的形態を持つた同會を引締め／＼して行くのは實際に於て中々容易の業ではなかつた。それに各方面に散在する會員への聯絡、打合せ、重要事項毎に其の結果を報告、諒知せしめる煩雜且つ繁忙な手配、時には夜も碌々眠らぬ事もあつたが、幸ひにして會長神作濱治氏も氣慨に富んだ健闘の士で、理論鬭争には引けを取らず、別けて副會長松永龜藏氏は青年時代から業界に身を投じ、電球事業を以て終生の使命として居る、云はゞ生へ拔きのメーカーで、下請業者の苦衷も、中、小メーカーの勝手元も従業員の希望も、その傾向も、將又問屋の胸中も、十二分に知り盡して、然も云はゞ一片吹々の丹心、悲慘！とも云ふ可き多數同業メーカーの爲、飽迄業界の不合理なる傳套と機構と

を革新し、資本閥横暴の途を封じ、進んでは外國資本を排撃して、日本の電球工業を明朗且つ鞏固な基調の上に樹て直してやらうとの牢固拔くべからざる信念と、之に又相應はしい、慧敏、果斷、強烈な正義感の持主で磊落豪放の裡周到な思慮を忘れず眞に打つてつけのリーダーであつた事とて、同會は超スピートの進展、活躍し、刮目す可き足跡を印した。實にリーダーに其の人を得たからであつた。後段述ぶるが如く、同會が母體と成つて吾が關東電球製造工業組合は生れたのだが、それ迄に到らしめた狀勢の展開は、一に是等リーダーの血の浸むが如き、犠牲、努力、苦闘の賜物である。當時の此等の活動を知る者は、誰もが現工組今日の進展の礎石の下に、烈々たる其の燃ゆるが如き信念が原動力と成つて潜んで居る事を認めぬものはない。實に此の不拔の、然も清純、高朗な信念と努力とは永久に之を記録して置く價值がある。

同志會がメーカーの救済、電工聯の共販反對に血の滴る底の活動、鬭争を續けてゐた間に關東國産組合は前述の如くマツダの寄附金に絡んで小松原氏の追出し、振興會の引込み等無意味の存在振りを示し、G・E打倒運動杯は勿論忘れ果てた如く、小松原氏の理事長辭去の後任には副理事長の加藤新之丞氏（加藤電球社長東京輸出電球工組副理事長、電工聯理事）が擧げられたが、小松原氏辭任後の同組合は俄かに紛紜のルツボと化したかの觀があり、例令小松原理事長がG・E打倒運動の爲め組合

資金を不當に流用したからと云つて、何も私腹を肥やした譯ではなし、之を執へて告訴騒ぎ迄演じなくても、何とか穩敏に濟ませる途はあつたであらうのに、氏を理事長に在任させ、責めてG・E打倒運動の括りをつけさせてから辭任させても遅くはあるまいと云ふ、公平な組合員の見解をも無視して詰腹的に、氏にミジメな最後を遂げさせたのは、専ら一部幹部の陰謀で、組合の今後は寧ろ其等陰謀幹部の利用の具に供せられる丈けであるとの共通感念が多數組合員を支配したから堪らない。加藤理事長はG・E排撃運動の結末、マツダランプの妥協寄附金一件の括り、及小松原前理事長の放漫政策を更新すべき諸施設の實施、等々の使命を帯びた筈だが更に其の氣色が見られない。最も組合は既に内紛を起してヒビが入り、結束は弛緩する、それに最初から獨り電球部面にのみ重點を置いて、他の關係材料業組合員の部面は丸で置き忘れられてる感があるのに對する其側の不満は曝發する、衆心離散して最早や之れを再度引締める事は出来なくなつて居たし、幹部の指令も威力も根つから徹底せず殊に全組合に疑惑を懷かせたのはマツダランプの寄附金の行衛で、小松原理事長の失脚と共にG・E打倒運動は註文通り尻切れトンボで、煙の如く消え失せ、マツダランプからは申込通り検査所建設費寄附金が支出されたとは専らの噂であるが、何者が何處で何程之れを受取つたものやら、組合員には更に報告もなし、新幹部の身邊に集る疑惑は日に／＼深くなるばかりであつた。

同志會と關東國産の合同談成

斯かる成行で關東國産電球組合は最早殘骸を擁するのみの状態となつたが、然し、兎に角依然として相當数の電球メーカーを擁し、儼乎たる組合として存在して居るので、同志會側では電工聯からは戸締めを喰つてゐるし、此の組合に加入して、更にメーカーの大同團結を圖り、其の傘下に於て一層其の力を強化するが上分別なりとし、頻りに同組合への加入を欲した。組合側にも亦之れを斡旋した人々もあり、『合同・加入』談は急速度で具體化して行つた。而して之れが表面の問題となり、汎く同志會員も之れを是認した。といふものは同志會のリーダー格たる世話役連も皆一面關東國産の組合員であつたし、それに組合の電球部には、同志會員たらざる有力なメーカー連が在り、之と握手提携が最急務であつたからである。

之れは一には、神作、松永氏等の役員連が、上述の如く、同業者の窮境打開策確立の爲、資金の融通に主眼を置いて東京府や商工省にお百度を踏んだが、奈何せん、同志會では只同業者の社交的修睦團體と見られ、官、公邊の救済を仰ぐ可き、確乎たる中心、對照がないと云ふので、充分に諒解、同情はされたが、結局、陳情倒れに成つて了つた苦い經驗と、屢次の陳情で、商工省の意向が、眞に都

下中、小メーカーの總結束が出来るものならば、改めて工業組合の認可必らずしも不可能に非ずとせる方針なる事を推知し得たので、『それでは寧ろ一學工業組合へ邁進した方が宜い』との堅い決意を懐かしめられ、其の道程としては是非關東國産側のメーカーと提携合流して、大同團結を如實にする必要があつたからで、双方幹部間の話は都合よく進行し、愈々昭和九年九月十九日、五反田の大崎信用組合樓上で其の合同大會が開かれる事となつた。

第七節 關東國産遂に潰滅す

大崎會議の真相

松永氏殊勳の大活躍

關東國産電球組合と日本電球製造同志會の合同大會—之が都下メーカーの忘るゝ能はざる、所謂『大崎會議』である。此の結果、關東國産は恰も腐朽した老屋の一押しで倒れるが如く脆くも潰滅し去つて、不圖も吾が關東電球製造工業組合を健やかに誕生せしめたのだから、現工組同人が未だに當日の

状況を想ひ出しては『アノ時はなあ……』と松永理事長獅子奮迅の殊勳の活躍を物語るのも無理はない。

『大崎會議』は後年の話題に残るだけに、種々重大、深刻な意義を含んでゐる。それだけに關東國產組合幹事も同志會側も、之を重視したが、何より記録して置かなくてはならぬ経緯は、組合幹部が此の合同大會を好機として、下請業者や中、小電球メーカーを完全に自家薬籠中のものとして、其の手足活動を封じ、問屋の特殊権益地帯をヨリ安全なものとして、同時に下請や中小メーカーを永久に其の支配下に泣寝入らせんとした策謀が発覺し問屋級はホークの態で其の陣地を捨て、逃走し、逆中に、小メーカー連が、之に代つて電工聯の幕営以外、立派な一陣地を構へるチャンスとなつた事である。従つて之には幾多の波紋や後日譚もあるが茲には寧ろ其の前日譚を掲げて、當日の大騒擾の依つて來りし眞因を髣髴たらしめる事にする。左様すれば此の騒擾が何人の罪に歸するかは明かである。

問屋級の陰謀發覺す

關東國產の新幹部が同志會の加入を肯諾した事前述の如く、同志會側では之に依つて東京都下中小

電球メーカーの全一的結束が漸く得られると重荷を卸した所、奈ぞ知らん某方面から意外の消息に接した。と云ふのは、豫て同志會幹部も既に其の底意は察しては居たが『ヨモヤ明ら様に』？と思つた上述の問屋級組合幹部は、下請業者や、中、小メーカーが團結一致して向上、進展を望んでの活動を内心は極度に嫌つて居たが、電工聯側で加入を絶対聞き入れない結果、小松原氏の放膽な包擁力でそれが多數關東國產へ包含されたのは是非がないとして、斯くなる上は問屋一味で同組合の首脳部を壟斷し残る中、小メーカーも一纏めに組合へ掻き集めて、之を押し付けて置く間に利用仕様との意圖を露骨に觀取せしめたからで、之を聞いた同志會側では『案の如くと……』顔見合せたが、關東國產幹部の云ふ所には

合同すれば同志會員數百名の組合員が増加するし、必然組合幹部役員もそれに應じて増員すべく、定款も改正し、改めて役員も選舉しなくては成るまいが、其の場合顧問相談役は全部吾々の方に譲つて貰ひ度い。

と云ふので明らかに『首脳部壟斷』を前以て内實承認して呉れと云ふのである。勿論それには役員選舉を公然全組合員の投票に依つたのでは、從來の組合員は新加入の同志會側の殆んど三分の一しかないし、總丸かゝりになつても、同志會側に全部役員を取られて了ふ。それでは自分等の意圖や胸算が

フイに成るから、前以つて指令して、上手く投票を分割してくれ、と云ふ人を馬鹿にした、實以て虫の宜い言分で、勿論籠絡、買収の好餌をも見せびらかしたであろうか、此の要求に接した同志會役員諸氏は怒り眞頭に發した。

殆んど年餘の間心掛けて、過去何ヶ月かの間晝夜となく奔走努力して漸く纏つた吾が同志會は、事實に於いて帝都下中、小メーカーの一大團體である。之が無條件で加入すると云ふのに、關東國產側は双手を舉げて歓迎すべく、既にガタ／＼に成つてる同組合は本會の参加によつて、擴大強化の陣容を示し得るだけでも感謝して宜い筈だ。幹部役員の如きは全組合員の率直な總意に任せて其の信する者を擧げさせるが至當だ、自分等は何も資本家問屋に對しイデオロギー張りの鬭争を欲する譯ではなく業界が融和して行きさへすればそれでよいのだ。合同後の役員幹部など夢にも欲しいなどとは思つて居ない。只組合の爲め且電球業界の爲め私心なく、公平に善處盡瘁してくれる人々であれば何人であらうと有り難く之を推戴承服する。然るに何ぞや組合幹部として何等の仕事も出來ず、無爲無能、只有資本家の問屋級と云ふだけで、一般組合員が一目置くを宜い事にし、合同後も最高幹部に居据り度いとは何處を押せばソシな厚顔無恥の音が出るのか、宜敷い、最早や彼等の肚は解めた彼等が組合幹部を壟斷して飽迄首脳部を獨占したいのは、何か組合を利用して後暗い事

も爲て居て、新役員にそれを堀られるのが恐いのか、又は電球メーカーを愚弄視して、只組合員と云ふ名儀を與へ子供に飴王をシャブらせるつもりで居るのか、何れにしても、『矢張り』問屋意識を以て組合を踏臺視して居る事に變りはない、其の肚なら此方にも覺悟がある。斯かるタツケた交渉などは捨て置いて、十九日の大會は成行に任せろ。

と十八日夜に到つて、最後の決意を固めると共に、頗る爽かな純白紙的心境を以て十九日の大會場に臨んだ。然し一般組合員や會員は幹部役員間に斯かる重大な交渉が行はれて居たとは露知らず、合同加入に依つて組合は膨脹し、何程なりお互の脚地が強化されると喜んで陸續と會場に殺到した。然し心ある組合員諸氏の間には『新幹部就任以後、行衛不明に成つた、マツダランプの検査所建設寄附金がどう成つたか、此の結末だけはハッキリさせなくては』との空氣が流れ、興味は此點に掛つて、種々の臆測やらデマやらも飛んだ。

關東國產組合へ同志會加入の大會

大會は曉て午後二時組合理事長加藤新之丞氏の挨拶で幕が開いた、出席者二百五六十名、會場は人いきで蒸し返へすばかりである。先づ組合側の臨時總會と云ふので、議事に入る前、加藤氏『一身上

に就て釋明する』とて

自分の事をG・Eの手先だの何だのと云ふ側が組合内に聞える由であるが心外だ、自分はG・Eから金など貰つた覚えはない、之れでも自分も帝國の軍人だ……。

大見得を切ると、前理事長小松原彌六氏『議事進行上緊急動議がある』とて突つ起ち、自分は日本電球工業界の爲め組合員の零細な金を集めてG・E打倒日本業界に於ける猶太資本排撃の爲め全力を盡して運動したが、却つて放漫政策の謗を受け理事長を辭任せざるを得なかつた、然るに後任の貴下は一體何をしたか』とて

一、G・E マツダ乃至傍系業者より何等の名義にせよ收受したる金額、動機、日時、該交渉の人名。

一、現金か、品物か、

一、貴下がマツダランプより受け東京輸出電球工組へ渡したる金の性質如何。

一、自分退任後のマツダとの交渉顛末妥協の様如何。

と詰め寄するや、會場は俄然色めき立つた、小松原氏は所謂放漫政策呼ばりて詰腹を切らせられたが、然し其の措置に餘り私心の跡は見へなかつた事が却つて明かとなり、云はば嫌疑の晴れ掛つた人として雪冤の意味もあつたが、中々強硬であつた。

松永氏挺身幹部役員の總辭職を迫る

加藤議長『東京輸出電球工組へ渡した金は金一萬七千圓である』

小松原氏『何者の名儀で受取つた。自分等三人、小松原、加藤、高岡で交渉した時自分は少くも三十萬圓位借受け度いと云つた、話はそれなりであつたが、君は何と話をし直したか』

加藤氏『其の後マツダの根岸鐵太郎氏に會見、検査器械借用を申込んだが無いので、金で借りた』

小松原氏『それでは本組合の看板で行つたな』

加藤氏『然り』

小松原氏『其の金は何處へやつた』

加藤氏『東京輸出電球工組へやつた』

小松原氏『本組合への寄附金を他へやつたとは何事だ』

之を聞くや滿場總立ちと成つて『賣國奴ツ』『泥棒』『詐欺だ』等々の惡罵、怒聲入り亂れ、喧々囂々混亂に陥り、加藤議長蒼白と成つて壇上に立ちすくむ。此の時松永龜藏氏挺身議長席に肉迫して、

『貴下等の行動は明かに組合を賣り、吾々組合員を白痴視した不埒至極の振舞である。實に東京輸出電球工業組合の爲めに、本組合を利用偽瞞したもので、假に貴下の言明を眞實なりとすれば貴下等は法の制裁を受けなくてはならぬ。萬一それがイヤなら直ちに東京輸出電球工組から該の一萬七千圓を取戻し、當組合の金庫に納入せよ。當組合は公然東京輸出電球工組に對し其の一萬七千圓の返還を請求する権利がある。何れにせよ、貴下等は最早や當組合の役員たる資格はない。宜敷く即時總辭職して、退場せよ……』

と、勵聲叱咤するや『ヒヤ〜』の聲一齊に起り、滿場松永氏の主張を支持し、形勢頗る險惡の狀となるや、加藤理事長始め、幹部役員連及び其の一黨たる少數組合員は狐鼠々と會場から逃れ出し遂に其の姿を暗まして了つた。

松永氏が當日斯く奮然幹部役員の總辭職、退場を迫るに到つたのは、何分にも會衆の激昂が凄間敷く、役員連が如何に辯解した所で耳にも入れぬばかりか、却つて如何なる椿事を惹起したかも知れなかつたし、且つ、最早や是等役員連では組合員が絶対に承知しない事知れ切つた話で、ドーセ落着く先は見へ透いて居るし、一刻も會場に居らせぬ方が役員連の爲めでもあり、且亦會衆の爲めにも成ると突嗟肚を定めたからで、其の慧敏果斷と勇氣とは、眞に推稱するに足るものがある。當時の役員諸

氏は寧ろ大いに感謝しても宜い譯である。實に此日の松永氏の行動は獅子奮迅の勢ひで、殊勳功一級の價値があり、最後の爆發を斯くして外させた所などは大手柄であつた。

斯くて居残つた非役員側の組合員と同志會員とは『萬歳』を絶叫して、直ちに善後措置を協議したが、兎に角組合の幹部は事實に於いて潰滅したと見なくてはならず、同志會の加入問題の括りをつけるにも爾後の方針を定むるにも、何より差當り中心と成つて一同を指導するリーダーを定めなくてはならぬと云ふので滿場の決議で暫定委員を選任する事となつた。それで詮衡の結果、松永氏を始め數氏が之に擧げられた。斯くて會衆一同は凱歌を奏して會場を引揚げた。

組合幹部會場を逃走合同はお流れ 暫定委員を擧げて善後策を一任す

之が業界で未だに語り合ふ『大崎會議』の真相であるが、之れで圖らず關東國產組合幹部役員のインチキとも云ふべき醜陋極まる魂膽が曝かれ、大膽にも同組合を利用して、他から寄附金を受取りながら組合員に無斷で之を他の組合へ渡したと云ふ、常識を絶した怪行動が判つたが、其爲め總會も合同大會もお流れと成つて、同志會役員諸氏が私に手具脛を引いて待受けた合同後の役員選舉と云ふ幕は開かなかつた。それで問屋側組合幹部が、組合を囿にして同志會員たるメーカーを之に閉ぢ込め自

分等が幹部役員を覬斷して、其の要求主張を封じ、依然として横暴を續け様とした腹黒い謀略は幸か不幸か、多數の前に曝露されずに済んだが、若し當日之が曝露されたら、それこそどんな騒ぎを惹起したかも知れなかつた。

第八節 同志會全力を舉げて

共販企劃に反對す

生活權擁護の旗幟下に猛運動

同志會は直に翌九月二十日午前十時から品川区五反田の第一大崎館に於いて臨時總會を開催し、左記規約やら、九支部設置、支部長並に對外交渉委員（五名）の人選等を了し、愈々整然たる陣容を整へて秩序ある運動を開始すべく決したが、何分關東國産組合が上述の始末で全然潰滅状態であるし、業界に確たる中心勢力が無くなつたので勢ひ同會が其任に當らなくてはならぬし、先づ未加入メーカーの入會を特に歓迎すべく一決した。而して創立の趣旨を發表、各方面の諒解を求めた。

創立の趣旨

躍進に躍進を重ねつゝある吾邦電球工業は勢ひの止る所を知らず、國産電球は遂に輸出雜貨の王位を占め世界市場を風靡するに至りたる爲、彼の英、米其他諸國は必死に之が進入を防遏し、漸くにして經濟外交の色彩を帯び、吾が官民も一致提携、統制經濟の國策を以て之に呼應するの氣運となつた。斯る電球工業の維新に當り、吾等製造業者は舊套を捨て、惰眠より覺め、大奮闘に出でなければなるまい。今日の小康に安んじて明日の活動を忘れてはならない。

斯る秋、製作者大衆の總意を無視せる現業界の工業組合制度の如何に不合理なるかを正視せよ。吾等製造業者の背後には如何に悲惨の事實の横たはるかを三思せよ。

併しながら、組合統制の不條理を匡すに先んじて吾等は自己の無自覺無統制を猛省せねばならない絶望的救援を呼ぶ前に、徒らに孤壘を守る事を捨て、一大團結の陣容を整へねばならない。

反省より自覺へ、自覺より團結へ、而して其の力に依りてこそ、吾等の生活權は擁護され誤れる業界の統制機構は革新され、國策の線に沿ひ、吾が電球工業は磐石の基礎の上に立つて、世界人類に光の恩恵を與へ得る事を思はねばならない。

外に對しては工業組合の機構に、共同販賣の暴舉打壞に、業界資本間の惡弊矯正に、内に向つては同業の統制協和に、各自業務の内容完備に、將又相互の扶助、救済に幾多活動すべき懸案は山積して居る。

來れ、全同業者よ、一人も残らず眞に大結束を遂げてこそ、吾が國産電球工業をして益々光輝あらしめ得るであらう。

同志會規約

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ日本電球製造同志會ト稱ス
- 第二條 本會ハ電球製造工業ノ擁護發達ト會員相互ノ福利増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ必要ナル地域ニ支部ヲ置ク
- 第四條 本會ハ東京府ニ於テ電球製造業ニ従事スル者ヲ以テ組織ス
- 第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、製品ノ品質向上ヲ計ル施設
 - 二、相互統制運動
 - 三、向上經濟確立ニ關スル事項ノ研究
 - 四、會員ノ品性ヲ完成スベキ施設
 - 五、其他必要ト認ムル事項

第二章 入退會

- 第六條 工場法ノ適用ヲ受クル電球製造ヲ業トスル者ハ本會ノ承認ヲ得テ會員タルコトヲ得
- 第七條 本會々員ニシテ本會ノ規約ニ違反シ若クハ本會ノ事業ヲ妨害シ名譽ヲ毀損スル行爲アリト認めラル、者及故ナク會費ヲ三ヶ月以上滞納シタル者ハ委員會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スル事ヲ得
- 本會員ノ退會ハ委員會ノ承認ヲ得テ其ノ事業ノ年度ノ終リニ於テ承認セラル、モノトス

第三章 會 費

- 第八條 會員ハ第五條ノ事業ヲ遂行スル爲メ左記會費ヲ入會ノ月ヨリ退會ノ月ニ至ルマデ毎月齎出スルモノトス

同志會の共販反對

七二

- 一、入會金 二圓
- 二、會員ハ會費一ヶ月金五十錢
- 三、委員同 金一圓

第四章 役員

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名
- 二、副會長 二名
- 三、委員 三十名以内 但シ支部長ヲ之ニ充ツ
- 四、監事 五名以内

第十條 會長ハ本會ヲ代表シ諸般ノ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス

第十一條 委員會ハ委員ヲ以テ組織シ且ツ會長ヲ扶ケ本會ノ會務ヲ掌理ス

第十二條 監事ハ會計ヲ監査ス

第十三條 役員ノ任期ハ一ヶ年トス 但シ再選スルヲ妨ゲス

第十四條 本會ハ必要ニ應ジ各種ノ顧問ヲ置クコトヲ得

第十五條 本會ハ必要ニ應ジ事務員ヲ置クコトヲ得事務員ノ任免ハ委員會之ヲ行フ

第五章 會議

第十六條 會議ヲ分チテ總會及委員會トス

第十七條 定時總會ハ毎年四月之ヲ開ク

臨時總會ハ委員會ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ開ク

第十八條 總會ノ議決ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス

第十九條 委員會ハ會長之ヲ招集ス 委員會ノ議決ハ第十八條ヲ準用ス

第二十條 本會ノ事業年度ハ一ヶ年トシ毎年四月ニ始マリ翌年三月末日ヲ以テ了ルモノトス

第二十一條 本會ノ資金ハ會費並ニ寄附會其他ノ諸收入ニ依ルモノトス

第六章 附則

第二十二條 本規約ノ施行ニ必要ナル事項ハ本會細則ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

同志會の共販反對

七三

第廿三條 細則ノ制定及變更ハ委員會ノ決議ヲ以テ之レヲ爲ス

(以上)

即ち創立の趣旨に強調してある通り、時恰も電工聯が既述の『電球の共同販賣』を計劃し、飽く迄之れが實施を期すると云ふので當局にも統制法の發動を求め等、業界に大波紋を捲起させてゐた折で、工聯所屬の工組々會員間にも『既得權を奪ふ』として反對の聲囂々たりし最中であつたが、何れにしても最も端的且つ致命的な影響を被むるのは、中、小輸出電球メーカーで、極く一部僅少の間屋にお出入の下請業者を除く多數の是等メーカーは、一度共販にして實施せられんか、見る／＼轉落潰滅せしめらるゝは極めて明かな理數である。

即ち電工聯の此の『共販』がイザ實行に移されたとなると、貿易業者やメーカーの直接海外からの受註は一切認められず、凡て電工聯が自身受付けた海外の註文を、所屬の工組に割當て、更にそれが各工組員に割振られて、それから愈々下請業者なり、中小メーカーなりに製作が註文される譯で、其の間に時日を要する上に、例令問屋から註文が渡つても、又材料や、多少の賃銀の前貸し位があるとしても、其の製品が問屋の手から電工聯に集つて、海外の註文主の手に渡り代金が支拂はれ、それが受註割當と同じ経路を辿つて、賃銀がメーカーの手に渡る迄には少くも五、六ヶ月を要する。従つて中、小メーカー及其の従業者は約半歳の開始んど無収入で作業を續けて行かなくてはならぬ。況んや

メーカーは従業員への賃銀支拂を拒むわけには行かない。此の永い期間自家の生計を支へ、従業員への賃銀を支拂つて、猶且つ諸経費を負擔しながら悠々問屋からの支拂を待ち得る餘裕のあるメーカーは、全東京都下にも果して何人あるか？、それが出来なければ必然廢業するか、轉業して了ふ外はない。此の共販計劃を聞いて都下の中、小メーカーが期せず愕然として『之は吾等の死活問題だ』と、奮然騒起したのは無理はない。『國産電球メーカー死活の岐れ目』『業界資本関の利己的共販を葬れ』等々の標語は、音にメーカーのみならず、其の従業員から、家族の者共に到る迄の口々に一齊に叫ばれて、少くも壹萬を下らざる市民大衆が『吾等の生活權を擁護せよ』と此の爲め振ひ起つたのだから容易な騒ぎではなかつた。同志會は勿論其の中心を成したが、今度は未加入のメーカー迄馳せ參じて『國産電球擁護會』なものが生れ。又メーカーや従業員の中に、日本勞働總同盟に加入して居た者があつた等で、總同盟でも應援に乗り出す。同志會幹部が先登に立つて商工省やら東京府、其他關係方面へ陳情、運動するのを助勢すると云ふので、警察方面では『之は油々敷い社會問題』だと神經を尖らせる、電工聯對中、小輸出電球メーカーの全面的衝突となつて、事態は日に緊迫するばかりであつた。斯る空氣裡に十月二日同志會は前記擁護會と協同主催で、午前九時から芝園橋際の總同盟本部で『共販反對大會』を開催した。



東京輸出電球に手詰の談判

熱奮して四方から集つて來た都下のメーカーや従業員だけで千數百名を數へ、松永龜藏、神作濱治、徳永正報氏等が交々起つて熱辯を揮ひ『電工聯の共販の不合理矛盾』を絶叫し、『一學に撲滅しろ』と熱狂した會衆と、大舉、内務、商工兩省を始め東京府から電工聯、東京輸出電球工組等に押掛け様とし、取り捲く警官とセリ合つた結果、代表各三十名宛が三班に分れ、手分けで陳情に赴く事となり、代議士斯波貞吉、府會議員關口彌三郎氏等も先登に立つて右兩省や東京府を歴訪し、反對理由を縷陳して廻つた等、凄間敷い猛運動を行つたが、幹部有志數十名は猶午後三から折柄麴町區有樂町の電氣クラブで開會中の東京輸出電球工組の臨時總會に乗込み

『貴組合では工場も持たず生産もして居ない只看板だけの電

球業者は拾ひ込んで居ながら事實輸出電球を製作し、其の消長と共に浮沈して居る我々純メーカーを加入させないとは何事か？、商工省及東京府でも、假令五十箇でも、百箇でも實際に製作に従事して居る業者は、五十圓の持株金さへ拂込めば立派に加入出来るると云つて居るではないか、

と、手詰めの談判を行つたが、結局理事會の審議を経てから回答すると云ふので、再會見を約して引き取つた。其席上、中、小メーカーの同工組加入問題、共販反對、と共に關東國產電球組合潰滅の因を成した、例のマツダランプの検査所建設寄附金一萬七千圓の收受問題等も出で、同志會代表連の亢奮した詰問で場内には殺氣が漲り、従業員代表も東京輸出幹部に面會を求めて表へ押掛けて居ると云ふ有様で、所轄丸の内警察署からは正私服警官が百餘名も出動して警戒につとめる等、物々敷い空気を漂はせた。實に同志會幹部は一身の安危利害などは全然之を忘れて、只一意會員の爲、業界の爲、局面の打開と資本関の横暴打破とに献身した。

左記陳情書は當時同志會から電工聯及び商工省、東京府にも差出されたもので、如何にも卒直に中小メーカーの共販の爲に被むる影響と、此の時の電工聯の共販計劃が全く取つて付けた如き、羊頭を掲げて狗肉を沾ると云ふか、美名に隠れて只獨り私腹を肥すと云ふか、實に業界の實狀を顧みず、宛然中、小メーカーを全滅せしむる爲に故意に捏ち上げた暴計劃ではないかと思はれる點や、萬一實施

すれば必ず吾が國の輸出電球事業を衰退せしむるに止る點をよく喝破してゐる。而して反覆電工聯が如斯不合理且つ亂暴な共販計劃などは思ひ止つて、中、小メーカーと其の従業員及び家族等何千の生活を奪はぬやう業界の共存共榮を完了すべき對策を考へてくれと眞に赤誠を吐露してあるのがよく看取される。之は眞に共販に對する全メーカーの偽らざる眞の告白であり、泣訴であつた。之に依つて商工省も今更電球業界の實狀を知つて大いに驚き、同志會幹部に態々來廳を求めて篤と其の所見、理由を聽取し、大いに其の認識を改むるに到つた。

陳情書

- 一、工組聯合會理事者ハ我等二百六十餘中小工場主ノ總意ヲ代表セルモノニアラズ
- 二、大衆製造家ノ總意ヲ顧ミザル共販實施ハ統制ノ美名ニ隠レタル弱肉強食ノ修羅場ナリ
- 三、不用意ナル電球共同販賣ノ實施ハ海外註文ノ激減ヲ來シ、且ツ一時殆ンド杜絶スベシ
- 四、救濟ヲ伴ハザル共販實施ハ即チ數百工場ノ死活問題ニシテ、果ヲ見ルニ先立ち我國重要産業タル輸出電球工業ハ漸次潰滅ニ陥リ七千餘ノ家族及従業員ハ飢餓ニ瀕スベシ
- 五、共販實施ヲ延期シ理事者ハ利己心ヲ捨テ、慈母ノ心ニ還リ全業者ノ要望ニ即シテ運用ノ萬全ヲ

圖ラレ度シ

共同販賣ハ業界ノ濫賣共倒レヲ阻止シ、貿易戰線ニ統制秩序ヲ與ヘントスル國策ノ一端デアリマスカラ、其ノ精神ハ充分尊重スベキモノデアリマスガ、若シ實施ニ伴フ重大ナル社會問題ニ對シ萬全ノ對策ヲ用意スルニアラザレバ恰モ重病者ニ誤レル注射ヲ施スガ如ク、却テ根本的ニ現狀ヲ破壊シ滅亡ニ陥ラシムルモノデアリマス。

輸出電球事業ノ今日ノ旺盛ヲ來シタ原因ハ爲替關係ニ重點ヲ置カネバナリマセンガ、他面ニハ製造家技術者ガ粒々辛苦、凡ユル艱難ニ堪ヘ來ツタ力ニ負フ所極メテ大デアリマス。勿論製造ノ圈外ヲ取卷イテ居ル問屋商人ノ努力材料業者ノ苦心モ見逃スコトハ出來マセヌガ、苦心努力ノ程度ハ製造業者ト比較ニナラスト信ジマス。此ノ製造業者ハ何時モ技術ノ改良、工場ノ經營ニ専心没頭シテ居リマスノデ兎角ニ經濟狀勢ニ迂トク利益ニハ取殘サレ勝チデアリマス事ハ已ムヲ得スコトデアリ、寧ロ此ノ隠レタル力コソ業界ノ捨石トナツテ重大ナ役割ヲ演ジテ居ル功績ヲ第一ニ認メテ頂キ度イノデアリマス。

然ルニ共同販賣ノ實施タルヤ卒然トシテ聲明サレ、實施期日目前ニ迫レル今日製造工場ノ補償救濟策ヲ全ク等閑ニ附シテアルコトハ洵ニ遺憾ノ極デアリマス。

本年三月省令検査實施ト共ニ協定價額ニ依ル註文皆無トナリシ爲ニ工業組合全面的違反行爲ヲ誘起

セシ結果製品單價ハ却ツテ暴落シ、検査料統制費ハ悉ク之ヲ製造家ノ負擔ニ歸セシメテ業者ヲ塗炭ノ苦ニ陥レタ事實ヨリスレバ、今次ノ共販實施ハ又モ注文激減ヲ齎スベキ事想像サレ得ルコトデアリマス。此ノ杜撰ナル統制行爲ハ製造家ヲシテ疲弊困憊ノ極ニ至ラシメ、半歲既ニ百餘ノ中、小工場ハ閉鎖倒産ノ已ムナキニ至リ、二百六七ノ殘存工場モ七八割ノ生産減ニ依リテ辛フジテ維持シツ、アル慘狀デアリマス。

統制ノ惡用ガ此ノ如ク業界ヲ衰退混亂ニ陥ラシムル實例ヲ目ノ邊リ見テ居ルニ係ラズ、今次ノ共販實施ニ際シ此ノ業者ノ死活問題ニ一顧ダモ與ヘナイ原因ハ

- 一、輸出電球工業組合ガ故ナクシテ正統製造業者ノ加入ヲ阻止シテ居ル不合理、(現組合員五十八名 中工場ヲ經營セザルブローカー二十名アルニ係ラズ百餘名ノ製造業者ノ加入ハ之ヲ阻止シ、尙他ニ百五十名ニ下ラザル同様製造業者ヲモ全然無視シ居レリ)
 - 二、製造ノ門外漢タル商人、問屋ガ多ク理事者ノ地位ヲ占メ跋扈セル矛盾
 - 三、聯合會理事者ノ多クガ利權獲得ニ急ニシテ、輸出電球製作ノ實狀ヲ顧ル追ナキ認識不足
- 等ニ胚胎スルモノト信ジマス。故ニ此ノ共販企劃ハ明カニ全業者總意ノ結晶ニアラズシテ少數有力者ガ資本ノ傀儡走狗トナツタ結果ト見ルコトガ出來マセウ。

光輝アル吾邦輸出電球製作ノ實體ハ抑々何處ニアルデアリマセウ。殊ニ日本ノ特産品トシテ最モ將來ヲ豫約サル、小型電球及豆電球ハ如何ナル工場ニヨリ生産サレルデセウカ。實ニ僅々二十人、三十人ノ中小工場カラ五人、六人ノ家庭工業的作業場カラ全國總生産高ノ九割以上ガ製作サレテ居ル事實ヲ先ヅ以テ認識シテ頂カナケレバナリマセン。

◇價格ハ如何ニ下落シテモ商人、問屋ハ必ズ一定率ノ利潤ヲ押ヘル事ヲ忘レズ、然モ損失ハ悉ク製作者ニ轉嫁サレテ居ルノガ業界ノ實狀デアリマス。

◇無理競争ニ基ク注文繁閑ノ浪ガ如何ニ工場監理ヲ惱マスモノデアルカハ、商人問屋ノ窺ヒ知ル所デアアリマセン。

◇心アル製造家ガ貿易業者ト直接取引ニ進出シテ居ル新シキ商形態ハ抑々何ヲ語ツテ居ルデセウ。

此ノ伸ビントスル中小工場ハ既ニ工業組合ノ毒酒ニ酔ハサレタ上ニ、共販實施ト共ニ其ノ既得權ハ悉ク剝奪サレ、且ツ前途ハ完全ニ封鎖サレテ仕舞フノデアリマス。

◇幾千ノ小従業員ハ聽テ技術修得ノ上自立自營ノ途ニ出デントスルモ、共販實施ハ酷クモ悉ク其ノ萌芽ヲ剪斷シ、彼等ノ前途ヲ絶望ノ暗黒ニ化スルノデアリマス。

然ルニ共販ノ爲是等中小工場ノ被ムル影響窮苦ニ對シテハ何等ノ救濟策モ講ゼズ、倒レルモノハ倒

レシメヨ、我等ハ我等ノ途ヲ行クト、大人ガ女子供ヲ蹴散ラシテ人込ミヲ進ム如ク、資本力ノ横行ニ任セテハ、一部少數ノ有資本家ハ巨利ヲ博センモ、二百六十有餘ノ疲弊シ盡セル中、小製造家ハ一ヶ月、二ヶ月ナラズシテ殆ンド潰滅シ、千餘ノ家族ハ飢餓ニ迫リ、六千餘ノ従業員ハ悉ク失業轉落ノ已ムナキニ至リ、延イテ材料業者、問屋、貿易業者亦自然衰微ノ途ヲ歩ムニ至ルベキ事ハ火ヲ見ルヨリモ瞭カニシテ、多年培ハレタル國家ノ一重要産業ハ此ノ暴學ノ爲一朝ニシテ破綻、衰退シ去ル事極メテ明カデアリマス。

萬物ヲ慈ミ育ムハ天地ノ自然デアリ、治政ノ要道デアリマセウ。國際經濟頗ルデリケートニシテ輸出産業ノ振興焦眉ノ急ヲ告グル際、理事者ハ私心ヲ捨テ、須ク國家百年ノ繁榮上、如上ノ大精神ヲ以テ業界ノ爲善處シテ頂カネバナリマセン。

希クハ電球工業組合聯合會理事者ノ猛省ヲ促シ、不用意ナル共同販賣實施ヲ延期シテ、速カニ確實ナル根本對策ヲ樹立シ以テ機會均等ノ實ヲ擧ゲラレン事ヲ。 敬白

昭和九年九月

陳情者氏名 (順序不同)

(代表者) 松永 龜藏、唐鎌 周造、神作 濱治、松浦 壽、秋田 昌宏、萩原幸一郎、

(連署調印者)

白石 明、押野 正二、笈 二郎、田口源太郎、比留川 昇、福原 次郎、
 馬場 常一、芹田 清松、田内川龜之助、米山竹次郎。
 小針忠之助、上田 仁藏、高木 正三、塚原 光雄、遠藤 治作、鈴木長太郎、
 小林芳治郎、松本 猛、金子 時晴、宮澤 勝彌、永田 正人、須田 照清、
 速水 兼吉、磯部 金吾、長田 定一、關口 米七、内藤 利一、玉村 俊一、
 松田 富久、木村 仙一、齋藤德三郎、飯野 安宏、宮下龜之助、太田 藤雄、
 小宮山政義、木下松次郎、山下 勇次、町田 次郎、長田眞理居、森本 主馬、
 藤戸 太一、柄尾 道弘、渡邊武一郎、神田 實、永井 光雄、遠藤 治作、
 鈴木 正吉、安田 勇、廣瀬 藤作、小林慶太郎、高橋德之助、落合 福雄、
 溝口武次郎、小川 政吉、坂本 雄二、手川富士太郎、田中 茂、瀬上 林平、
 小林 福廣、照内吉五郎、芳賀 正雄、三次 光治、平川 高明、山本 鐵治、
 中川國太郎、土屋大二郎、渡邊守三郎、照屋 守仁、照屋 守永、與古田政吾、
 羽賀 眞哉、小針 正、高橋 源吉、廣井勝三郎、廣井德太郎、廣瀬 清、
 安藤 寅彦、安學 洙、相良 芳夫、酒井 久夫、林 廣次、畑野三四郎、

千嶋 宗一、森田 盛雄、渡邊 眞光、川上 道利、羽田春三郎、金田慶次郎、
 吉江 文作、長須平三郎、外山 鹿三、藤木 亨一、大山 春吉、原新 太郎、
 五十嵐重保、鈴木藤一郎、神田 政吉、五十嵐甚藏、佐藤 肇、山本 榮次、
 有澤 喜一、太田勝太郎、千葉 榮、相良 秀夫、越川 米吉、小野 龜吉、
 越川 末吉、伊藤 文二、芹田常三郎、岩瀬 龜吉、小西 常吉、坂本 愛、
 宮田 嘉則、吉田 義治、神山 惠夫、原 力藏、八森勝次郎、松橋 秀麿、
 松江 英作、米村 熊藏、田上 直正、黒崎 里次、黒崎幾次郎、添谷 義男、
 上市 春松、白谷 富、佐田勇太郎、下平 博人、持木 光治、佐藤 濱吉、
 吉田英次。(以上九月二十日現在にて調印済百三十八名尙益々増加しつゝあり)

然し『共販撲滅』も左る事ながら、東京輸出電球工組に、下請業者と中、小メーカーの加入を承認させるのは、ヨリ根本的の且又永遠の問題である所から、越へて九日午後二時から、二日の回答を聴取する爲丸の内電氣俱樂部三階に於いて、神作濱治、松永龜藏兩氏を始め馬場、松浦、永田他十數名の同志會代表諸氏は東京輸出の榎府理事長や、加藤、増淵、高岡各理事と再度會見したが、席上中小業者と同工組との間に『團體契約』を締結し、互に持ちつ、持たれつ業界の難關を突破仕様ではない

かと話し合ひ、大分理解が深まつた如うであるが、サテ、中、小業者の工組加入に就いては依然として『ノー』の返事を聞く外なかつた。

第九節 府、商工省を説破

工組獲得を決意

關東國産電球組合遂に解散す

同志會頓に一段膨脹

此の間にも『大崎會議』の事態拾收、善後措置を任された、同志會幹部を始め、各委員は寢食を忘れて日夜其の爲に奔走を續けた。先づ何より重要なのは組合の實狀調査と收支會計の査閲である。而して多數の關心が集中して居る『マツダ・ランプの検査所建設寄附金一萬七千圓(加藤氏の言明)の眞の行場の糾明である。處が加藤理事長は、組合員激昂の餘波を恐れてか、大會々場から自宅へも歸らず、何處にか隠れて行衛が判らない。帳簿、印章も同氏が金庫の鍵を携行したと云ふので査閲の様がない。中には『司直の手を借りろ』などと云ふ過激な向もあつたが、それでは只管寧靜融和を基

準とする本旨に悖るので、幹部は苦しい立場ながら多數の激論を押へつゝ奔命之れにつとめた。

大崎會議の善後措置

而して成るべく國產組合幹部に穩かに辭職をさせ、風波を少く仕様とした。處が其の眞意を解せざる組合幹部役員側は、未練らしくも聲明書を發して其の立場を補ふなぞで、此方も負けずに聲明書を出して之を辯駁する等で、對立抗爭状態が續いたが、役員連が如何に其の權能を云々しても、組合員が既にこれを見限つて其の役員たる事を認めない以上、最早や其の資格は無いものとして放置するも可なりとする議論も出で、組合費の收支も略々推定がついたし、マツダ・ランプの寄附金も確かに東京輸出電球工業組合に渡つたものと窺知されたので、事態の成行は既に明かに四方に徹底し、是非曲直は極めて分明であるから、それより追々に晩秋に近づき、業界の繁忙期にも向ふし、敏速に同業メーカーの脚地を確立する方が寧ろ先決問題であると云ふので、關東國產の形式的解散は後廻しとしても同業者擧つての念願たる『業界の差別待遇是正』即ち『問屋と下請業者』なる固陋の因習的制度を解消せしめ、下請業者乃至中、小メーカーの向上、進展の途を打開するやう、同業多數が最も痛切の利害を感じつゝある、東京輸出電球工業組合への加入を承認させ様と主力を之に注いで屢次熱心に交

渉を重ねた。

東京輸出へ加入の交渉

然し同工組は抑々創立の動機が、下請業者や、中、小メーカーを全然疎外して、所謂問屋連と業界の資本家連とで權益地帯を構へ様と云ふのに在るし、其の意圖を以て定款や、組合員の資格を限定した事として、其の都度定款變更の到底不可能な事や、加入金問題等を云々し、益々門戸を鎖す一方で、絶対に聞き入れ様としなかつた。其處で止むなく前述の通り、先づ會員の金融の途を打開しやうと東京府、商工省にお百度参りをしたのだが、役員連が血を吐く思ひの救済歎願も、『會に目標とすべき確たる中心がない』との法律的解釋一點張りで、結局受けられず、陳情倒れに成つて了つたので、流石に熱心な同志會幹部も『最早や尋常の事では我々の前途は打開されない』親睦團體や、同業組合の殻の中に閉ぢ籠つて居たのでは到底も救済の手を握る事も出來ず、窮境を脱して向上、進展の途に立つ事などは絶対に出來ない。モウ此様成つては、否でも應でも同志メーカーを以つて獨立の工業組合を組織し、自力で前途を開拓して行くより他に生くる途はない。左もなければ會員相抱いてチリ／＼自滅の淵へ落込んで行く。如かず此處で大奮發をして『工業組合を獲得し』東京輸出電球工組と同一

レベルの上に立つて、牛の歩みながらも、コンパスは短くとも、自力更生的に『向上、發展』の途を講ずる方が寧ろ捷徑だと心から大覺悟をするに到つた。

工業組合創設を決意

即ちこれ迄は、云はば他力本願式で、既設の他組合へ加入、合同し、其の力を借りて自分等の要求希望を達成仕様とばかり焦つた結果、或は關東國産組合幹部に愚弄されたり、又は云はゞ當面の敵手の構へた城砦たる東京輸出電球工組へ加入をせがんだりして可惜タイムを徒消したが、凡てこれ間違であつた。人世の事大方は皆然るが如く、自力を以つて前途を切開いて行つてこそ、却つて手近い所に生くる途は横はつて居るものである。如かず全會員を鼓舞して一氣に工組獲得へ邁進仕様とツクツク決心した。同志會幹部が斯く『自力更生』を思ひ、『工組獲得』へ轉心し、一大旋回をしたのは、いしくも思ひついたものと云へる。

然し左様は云つても此の工組獲得も中々容易の業ではなかつた。第一商工省並に東京府の當該係官にしても工組々合員たるものは、どうしても豊かな資財を持ち、大工場でも經營して居る者でなくてはならぬものかの如く、漠然たる先入主的感念に支配されて居て、同志會員の如き中、小メーカーは

全然其の資格が無いものかの如き考へで居るし、殊に重要輸出品たる電球に在つては猶更中、小メーカーに工組の權能を與へるのは、輸出戦線を荒らさせる武器を與ふるに止るかの如く誤解もして居たりしく、一方からは電工聯所屬工組のブルジョアの隘口があるし、深く電球業界の實狀に對する認識と理解がない所から、最初は陳情に對しても全然空耳を走らかして居ると云つた有様で、陳情、交渉の都度如何に切齒し、叱咤したか知れないが、度が重なるに従つて流石に商工省及び東京府の係官連も、電球業界の下請制度や、資本関の、中小メーカーに對する措置が、如何に背理、慘酷を極め、實際に國産電球の命脈を擔つて居る中小メーカーが其實搾取の材料にされて居るものなる事を理解するに到り、漸次認識を改めた處へ、同志會幹部の當局の工組認可に對する見解が、其の基準を過つて居る點を屢次繰返へしく、強調したのか次第に諒解されて、遂に商工省當局をして『既設工組』にそれ迄加入を欲するよりは、寧ろ君等は君等で別に一工組を設立した方が近道ではないか』との意を漏らさせるに到つたので、茲に漸く、更生、向上の曙光を認め、これ迄の金融、救済歎願運動を大轉換して一氣に工組創立へ邁進する事となつた譯である。

監督官廳の認識是正

だが、それ迄に局面を打開する爲には、東京府、商工省を何回堂々廻りをしたかも知れず、或ひは

東京府の態度が頗る冷淡なるを憤激し、近藤屬に對し

何も東京輸出電球工組員のみが東京府下の輸出電球製作者ではない我々こそ眞に輸出電球のメーカーではないか、然るに國家が重要輸出品の一に指定した其の電球の實際のメーカーをば無視して、只資力があつて仲買をして居るばかり、全然工場も持つて居ない純然たる一介の商人をまで加入させて輸出電球工組を名乗らせて置くばかりか、ソレをば重視して我々二百數十名の輸出電球生産者を見殺しにするとは何事か。東京府はブローカー式問屋は保護するが、實際のメーカーは潰滅させても宜いと云ふ方針か。我々が倒れれば日本の輸出電球が衰退する事は火を見るよりも瞭らかである。左様なれば重要輸出品も蕪もなく成る。眞逆か府は此の重要輸出品を廢絶させ様と云ふ方針でもあるまい。我々こそ眞に電球工組を組織する有資格者ではないか、然るに頻りに其の認可を拒もうとするのは奇怪千萬である。

と面罵を浴せて其の認識と關心を誘つた等の事もあり、其の努力は一方ならぬものがあつた。

マツダの寄附金の行衛

此の間、屢次東京輸出電球工組を訪ねては其の幹部役員と會見折衝し、同工組の機構が只これ資本

閑擁護である事を痛論し、其の反省、改組を促した事は、既述の共販反對大會當日電氣クラブに於ける同工組の臨時總會を襲つて、共販反對と共に強硬な要求をしたのでも判るが、此の猛運動の結果、例の關東國産組合理事長たりし加藤新之丞氏等が、同組合の名を以つてマツダランプから受取つた電球検査所建設費寄附金一萬七千圓は、東京輸出電球工組へ一時借入金として、兎に角入つて居る事だけは突き止めた。従つて關東國産電球組合へ本當に寄附されたものなら、右一萬七千圓の金額は法律上之れを受取つた當時の理事長加藤氏等の責任である譯で、當時の組合員多數が一致して催促すれば否應なくこれを差出さねばならぬ譯だが、或はマツダ・ランプの帳簿には返戻された位の意味に記入されてあるかも知れない。然し東京輸出電球工組が此の金を基に電球検査所を建てながら、其處で多數の下請業者や中小メーカーから、アウト・サイダーたるの故を以つて電工聯所屬メーカーより六倍もの検査料を強徴し來つて居るのは實に心臓が強いと云はねばならぬ。何故なら、其の多數の輸出電球のアウトサイダー・メーカーは畢竟當時の關東國産組合理事長やこれと合同した同志會員等が殆んど其の全部を占めて居るからである。恐らく世の中にコンナふさげた話はタントはあるまい。

然し穩和な同志會員―大部分は關東國産電球組合加入者―は敢て此の金を追及しやうともせず、只『組合幹部の責任だ』と云ふだけで大目に見過したのだから、其の寛仁太度さ實に驚き入つたもので

これを問屋側が猶も搾取仕様と云ふ強慾さ加減と比較すると其心根に雲泥の差異がある。斯くする中に上記の如く獨立工組々織の議が寧ろスピード的に進捗し、其の準備工作として關東國産電球組合を解散し、他の材料業者と電球メーカーとを分袂させ、同志會と大合同せしむ可しと云ふので、其の折衝が進められ、種々調停に骨折つた向もあり、暫定委員も死骸に鞭打つた所で仕方がないとし、和解を條件に『關東國産の解散を急げ』と用意萬端整つて、丸ノ内電協會館に於いて、所謂關東國産の舊幹部との和解を兼ねた、關東國産電球組合解散の總會が開かれたのは昭和九年も押詰つた十一月二十一日であつた。

關東國産遂に解散す

先づ午前十時半より全組合員の協議會を開き、安田一郎氏が開會を宣し、多喜虎雄氏を議長に推し一萬七千圓問題に關する舊幹部代表高岡和三郎氏の釋明あり、加藤新之丞氏亦臨時總會の紛擾が自分の不敏の故なるを陳謝して『組合解散の件』を極めて平靜裡に可決した。而して『残務整理委員』は議長の指定で

安田 一郎、米山竹次郎、松永 龜藏、鈴木 末吉、武永正太郎、増淵 正三、多喜 虎雄以上

七氏と決した。

斯くて十一時愈々組合解散の『臨時總會』が開かれたが、既に協議會で全組合員が承知して居る事とて、今更質問も意見も出でず、加藤理事議長席につき、一括

一、全員協議會に於いて決定したる事項承認の件として附議、右に伴ふ諸般の事項は凡て残務整理委員に一任の件と共に遲滞なく満場一致の承認で可決され、茲に關東國産は筋書通り無事解散と定つた。開議僅かに五分間、加藤氏の音頭で萬歳を三唱和かに散會したのは昨日に變るアツケない終局であつた。

同志會急遽大膨張

關東國産が名實共に解散した以上、同志會及び其の共鳴者は直に打つて一丸となり、早急豫定の工業組合を創立し、其の業權を擁護、確立せざる可からずと云ふので、舊幹部其の他少數同系の人々の退場を待ち、一同は其の儘會場に居残つて『日本電球工業組合』（假名）創立の準備會を設置すべく凝議したが、満場の希望で増淵正三氏が假議長に推され、神作、松永兩氏よりそれ／＼意見の開陳があり、改めて議長を選挙し、安田一郎氏が當選、着席して

一、規約に依る組合準備會設立の件
を附議、直ちに可決、準備委員詮衡のため、神作、芹田、廣瀬、三瓶、諸橋、田中、唐鎌、森山、松永、安田、萩原、寛諸氏を議長指名で委員に擧げ、北地鎌次郎、徳永正報氏等の祝辭があり、十一時五十分閉會、折詰、辨當で献酬交歡。愈々重荷が下りた感じて全く和やかに散會したが、今度は前途に赫灼たる光明を望んでの事として、實に意氣激刺たるものがあつた。

第十節 關東電球製造工業組合

茲に芽出度誕生

團體契約・電工聯加入に先づ活動

製品獨立検査を要望

同志會の正しく而して強き主張と、其の倦まざる熱誠な努力とは、既に東京府並に商工省を説破して『工組々織』を認めさせ、之を認可せざるを得ざるに到らしめた。従つて其の後の同志會の任務は眞に都下のメーカーを結束せしめ、工業組合法の命する實質を具備したる團體の結成にあつた。既に

關東國産組合は解散し、電球メーカーの大合同は事實に於いて出来上つたし、残る所は工組創立大會への諸準備を急ぐばかりであつた。必然暫定實行委員は、其の儘工組創立委員として更に一骨折らねばならなかつた。然し今度は前途に確たる光明を望んでの奔走であるから働き榮えもあり、日頃の活動好きが倍加した精力で四方、八方を馬力を掛けて飛び廻つた事として、中には形勢を觀望してゐたメーカー連も二言となく來り投ずる等で、準備工作は迅速に進捗し、當時府下の中小メーカー三百二十八名中、二百四十七名が賛成同意すると云ふ有様で、極く一部少數の、問屋や會社にお出入りの向きを除いては殆んど全東京府下の中、小メーカーを網羅して『工組創立大會』を開催したのは、實に同年もドン詰りの大晦日に近い暮の十二月二十九日であつた。

本工組の創立總會

會場は因縁の深い品川區五反田の大崎信用組合樓上で、今日こそは多年夢寐にも忘れなかつた『問屋と下請』の差別の垣が撤去され自分等も立派な輸出メーカーとして向上、更生し得るに到つたと云ふ喜びに溢れながら、晴やかに集つて來るメーカー連で、流石に廣い會場も超満員の入場者、何方を見ても『あゝア宜かつたナア』と手を握り合ひ、肩を叩き合つて感慨を交はす光景が見られ、場内

は霽々たる和氣と、堪え／＼居た鬱懷をら迸せる意氣と、笑聲、歡語で、眞に瑞氣の満ち充てるを感ぜしめた。

東京府及び商工省に於いても本工組の創立を如何に重視し、又これに期待を掛けたかは、既に年末御用仕舞後であつたに係らず、特に係官を派してこれに臨席させ、商工省からは近藤屬、東京府からは栗原屬が態々出席、終始立會つたのでも知れる。

聽て午前十一時半、メーカー二百餘名の出席裡に愈々創立總會の幕は開けた。準備委員を代表して萩原幸一郎氏が開會の辭を述べ、松永龜藏氏亦同委員の代表挨拶として一場の力強い演説を行ひ、神作濱治氏より『今日に到る迄』と題して経過の報告があり、かくて議事に入り、劈頭議長選舉の件に入るや

松永氏、多數の御參會で中には新らしい御顔の方々もあろうし、議長に誰が適任か御判別に御迷ひの方もあるかも知れないし、杓子定規に投票で選舉するとしては却つて適任者を得られないかも知れないから、寧ろ選舉を取止めて、適當の方を擧げて、其の人から適任者を議長に指名して頂く事に致しては……。

と動議を提出すると満場から『誰より貴下が其の最適任者だ』との聲が出で、結局同氏が議長指名を

一任され、安田一郎氏を議長に、神作濱治氏を副議長に指名、満場拍手して之れを承認し、安田氏議長席に着いて一場の挨拶を述べ、『議事は創立に最も深い関係があり、準備に骨折られた神作氏に御説明を願ひ度い』と宣して次案

一、定款制定の件

を附議逐條審議したが、神作氏の詳細綿密な説明で、何等の異議なく、原案通り左記の組合定款（第一條―百三條）が可決され、次いで

一、組合創立費金一千圓支出の件

も満場異議なく迅速に可決。斯くて

一、組合役員（理事九名、監事二名）選任の件

は安田議長其方法を満場に諮つて議長一任となり『それでは詮衡委員を擧げて人選を御一任仕様』とて、組合創立に多大の努力を拂ひ功勞ある人々とし各支部長（塚越、馬場、高田、廣瀬、大橋、星野古家、神山、寛、山岸、米村）十氏を該委員に指名する。右委員が別室に於いて人選協議中十分間休憩、委員會の詮衡が了つて再開、報告され、満場異議なく之を承認拍手を以て迎へた。即ち

安田一郎、松永龜藏、唐鎌周造、萩原幸一郎、芹田清松、神作濱治、森山彌一郎、米山竹次郎

理事の定数は九名だが、猶一名は適任者が見付からないので、後で議長が物色、指名して貰ひ度いと云ふのでそれに決し、後で石塚利助氏が其の選に當つた。最後に『組合の名稱』は關西と一見區別が明かな様にと云ふので、結局『關東電球製造工業組合』と命名する事になつた。

右にて創立總會の議事は了り、茲に愈々吾が邦最初の眞乎國産電球メーカーの純團體は結成を了し日本電球工業史に誇る可き一頁を加へる事となつた。かくて來賓の商工省近藤氏、東京府栗原氏、兩係官やバルプ工組顧問徳永正報氏、日本電球協會主事北地録次郎氏及びメーカー代表田中作太郎氏等の祝辭があつて交々前途を囑望したが、時に神作氏より『組合創立に特別の努力を拂ひ又之れに格別の援助を賜はつた方々に組合から感謝狀を贈呈して、記念したい』との提議が出で、勿論滿場賛成で左記二十一氏に之れを贈つた。

神作濱治、松永龜藏、米山竹次郎、馬場常市、萩原幸一郎、芹田清松、唐鎌周造、安田一郎、秋田昌宏、廣瀬清、高田忠太夫、田上直正、寛二郎、田口源太郎、畑野三四郎、森田盛雄、三次光次、高木正三、バルプ工組顧問徳永正報、電球民友新聞社長本多定喜

而して理事互選の結果

理事長 安田 一郎

専務理事 神作 濱治

理 事

松永 龜藏

同	萩原幸一郎	同	米山竹次郎	同	森山彌太郎
同	唐鎌 周造	同	齋藤 末松	同	石塚 利助
監 事	芹田 清松	同	佐久間文二		

右の如く幹部陣營が定まり、初代理事長にはベスト真空管で知らるゝ安田氏が推された。斯くて本工組は輝かしい第一歩を踏み出す事となつたが、何分大晦日の二日前と云ふので諸般の活動は正月の仕事始め後として散會した。役員諸氏は前途に更に重大なる責任ある活動を控へながらも、業界の分野を正し、國産電球の運命を如實に双肩に擔ふ事に成つたと自覺しては昨日迄と變つて、重荷は益々重荷ながら、何んとなく晴ヶ間敷い正月を迎へた事であらう。

本工組の地域は東京府一圓、組合員の資格は輸出向電球の受託製造を業とする者で、出資一口金五拾圓、一人五十口迄とし、全地域を十一支部に分つて各支部長を選任し、其の区域内の統轄を分擔せしめ、組合本部の指令徹底、組合員の融和修睦に盡さしむる事とした。大會當日の加入口数は合計二百二十一口出資總額は一萬一千五十圓、直ちに拂込まれた金額は二千七百六十二圓五十五錢であつた。而して事務所を設置し、認可申請其の他の要務に當る事となつた。茲に到つて委員諸氏の犠牲的活動努力は約半歳にして漸く報ひられた譯である。

之れで東京府下の眞に國産電球の中、小メーカーの總結束は成り、加之、其の後に到つて直接製品の輸出にも當れる事となつた。

團體契約獲得に努力

處で役員連は本組合の創立直後の事業として、是非共東京輸出電球工組と團體契約を取り結び其の電工聯から得る輸出電球の割當を更に受託して、双方都合よく、圓滿に持ちつ持たれつで業務を營んで行かうと冀つた。處が東京輸出電球工組では容易に之れに應じない。果ては商工省迄煩はしたが、數次の交渉に如何しても聞き入れぬので、組合は止むなく先づ製品や原、材料の検査及び取締を行ふと共に材料の共同購入並に製品の共同販賣等に鋭意する事とした。而して商工省でも本組合の設立動機を察して可及的向上進展せしむ可く、電工聯に對しても之が加入を承諾するやう懇に勸説したが、何分電工聯では輸出球の海外注文は成る可く直接受け、之れを所屬組合へ割當て、製作せしむる方針である事前述の通りであるし、實際東京都下に於ける輸出電球製作の大部分を擔當するメーカーを包容せる本組合を加入せしむると、其の割當を大分割かねばならぬし、既設組合への割當が大削減を餘儀なくされると云ふので、『商工當局は電球界の實狀に通ぜぬ』との詭辯を構へて遂に之を聞き入れ

なかつた。最も當時電工聯發意の輸出電球共販は、既述の如く行き悩み有名無實と成つて輸出戦線は殆んど紛亂の有様であつたし、例令加入をしても本組合は差當り大いした惠澤には浴せなかつたかも知れぬ。此前後を通して労働總同盟も種々本工組を支援したが終始よく弱者の味方として『敢然』問屋及び『電工聯』に反省、考慮を促し、忌憚なく直言忠告し、横暴を封じ、啓蒙の爲め椽大の筆を揮ひ、本工組を支持したのは『電球民友新聞』丈で、當時本組合員が如何に同紙に感謝したかは想像に餘りがある。

工業組合は所期の如く成立したが、又しても其の初一步に於いて東京輸出電球工組及び電球工組聯からニベもなく『近寄ること罷り成らぬ』と云はんばかり、凡ての申込を拒絶され、重ね／＼業界の間屋級資本関の利己的態度に憤慨した本工組では『然らば國立の電球検査所を建設させ、電工聯の御厄介に成らず、正々堂々輸出版賣戦をやらうではないか』と鋒を轉じて政府に國營検査所建設を迫る事にした。

製品獨立検査を主張

先にも書いた通り、電工聯では所屬組合員以外の製品の検査には、六倍からの手数料を徴収して居

り、先づ其の點で豆球など零細な單價には夫れ相應の差異が出て來る。同一の條件を具備した電球なら、電工聯所屬組合員は手數料の少い丈け安く販賣出來るし、盟外メーカーはそれ丈けハンディキャップを背負はされる譯で、販賣戰線で落伍する事は判り切つてゐる。之れが爲め木工組では電工聯にアウトサイダーに對する検査手數料六倍徴收の算定の基準を質問しても要領を得ないので、斯く業界資本関のため何時迄も搾取せらるゝのに甘んずるは愚の骨頂也と斷然電球の國立検査を主張したのだが、其の理由が正しいだけに萬一國立検査所でも生れると、電工聯の検査所は不用に歸して了ふと云ふ杞憂から、東京輸出電球工組では飽迄電工聯検査所での受檢を力説して木工組の主張を妨げた。

電工聯—即東京輸出電球工組が如何に此の検査所に力點を置くかは、其の收入財源の根幹となり工組を存立せして置く検査料金の大部分を占める輸出球中の王者豆球の如き、當時約七割を木工組員の手から製作して居つた程とて、之れに逃げられては電工聯検査所は上得意を失つて其の維持すら覺束なく成る。

従つて木工組々合員—嘗つての同志會員の加入は飽迄拒んだ東京輸出電球工組が、逆に其の製品たる電球は、『是非共此方の検査所で検査を受けて呉れ』と云ふのだから、甚だ以て『虫のよい話』と云ふべきである。

關東電球製造工業組合定款

第一章 總 則

- 第一條 本組合ハ電球製造工業ノ改良發達ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲スヲ以テ目的トス
- 第二條 本組合ハ關東電球製造工業組合ト稱ス
- 第三條 本組合ノ地域ハ東京府トス
- 第四條 本組合ノ事務所ハ東京市ニ置ク
- 第五條 本組合ハ地區内ニ於テ輸出向電球ノ受託製造ヲ業トスル者ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第六條 本組合ノ公告ハ組合ノ揭示場ニ揭示シ且東京朝日新聞ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章 加入又脱退

- 第七條 第五條ニ掲ゲタル資格ヲ有スル者ハ本組合ノ承諾ヲ得テ組合員トナルコトヲ得
- 第八條 本組合ニ加入セントスル者ハ氏名、住所、營業ノ場所及引受ケントスル出資口數ヲ記載シタル加入申込書ヲ差出スベシ

前項ノ申込アリタルトキハ組合ハ理事會ノ決議ニ依リ其ノ諾否ヲ決ス

第九條 組合ニ於テ加入ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨申込者ニ通知シ加入金及出資(拂込濟額)ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ登録ス

他人ノ持分ノ全部ヲ譲受ケタル者組合ニ加入スル場合又ハ相續ニ因リ被相續人ノ持分ノ全部ヲ取得シタル者其ノ持分ノ拂戻ヲ受ケズシテ組合ニ加入スル場合ハ加入金ハ之ヲ免除ス
加入金ノ額ハ年度毎ニ總會ニ於テ之ヲ定ム

第十條 組合員ハ左ノ理由ニ因リテ脱退ス

- 一、組合員タル資格ノ喪失
- 二、死 亡
- 三、破 産
- 四、禁 治 産
- 五、除 名

第十一條 組合員ハ前條ノ外本組合ノ承諾ヲ得タルトキハ事業年度ノ終リニ於テ脱退スルコトヲ得脱退ノ申出ハ少クトモ事業年度末三ヶ月前ニ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス前項ノ申出アリタルトキハ組合ハ理事會ノ決議ニ依リ其ノ諾否ヲ決ス

第十二條 組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スルコトヲ得

- 一、出資ノ拂込及過怠金ノ納付ヲ怠リ催告ヲ受ケタル後一箇月内ニ其ノ義務ヲ履行セザルトキ
- 二、組合ノ事業ヲ妨グル行爲アリタルトキ
- 三、犯罪其ノ他ノ行爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

前項ノ決議ハ總組合員ノ半数以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ爲ス

第十三條 脱退シタル組合員ニ對スル持分ノ拂戻又ハ脱退シタル組合員ノ損失ノ分擔ハ左記ニ依ル

- 一、未拂込出資金ヲ除キタル本組合財産ガ拂込濟出資總額以上ナルトキハ拂込濟出資金額ヲ拂戻スモノトス但シ除名ニ由ル場合ハ其ノ半額トス
- 二、未拂込出資金ヲ除キタル本組合財産ガ之ヲ以テ本組合ノ債務ヲ完済スルニ足ルモ拂込濟出資總額ニ達セザルトキハ第二十一條第三項ニ依リ算定シタル金額ヲ拂戻スモノトス但シ除名ニ因ル場合ハ其ノ半額トス
- 三、未拂込出資金ヲ除キタル本組合財産ガ之ヲ以テ組合ノ債務ヲ完済スルニ至ラザルトキハ第二十一條第三項ニ依リ算定シタル損失ノ負擔額ヲ拂込マシムルモノトス但シ未拂込出資金額ヲ限度トス

第十四條 持分ノ拂戻ハ其ノ事業年度末ヨリ三箇月内ニ之ヲ爲ス但シ脱退者ガ組合ニ對スル債務ヲ有スルトキハ其ノ完済ニ至ル迄持分ノ拂戻ヲ停止スルコトヲ得

第三章 出資、準備金及持分

第十五條 出資一口ノ金額ハ金五拾圓トス

出資ハ金錢ヲ以テ拂込ムモノトス

第十六條 組合員ノ出資口數ハ一口以上五十口以下トス

第十七條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金拾貳圓五拾錢トス

第十八條 第二回以後ノ出資拂込ハ配當スベキ剩餘金中ヨリ拂込ニ充ツルモノ外必要ニ應ジ總會ノ決議ニヨリ之ヲ定ム

第十九條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ其ノ拂込ムベキ金額ニ對シ期日後日歩參錢ノ割合ヲ以テ延滞金ヲ徵收ス

第二十條 出資口數ヲ増加スル場合ニハ増口金ヲ徵收ス

増口金ノ額ハ出資一口ニ付金參拾錢トス

第二十一條 組合員ノ持分ハ左ノ標準ニ依ル

一、拂込済出資總額ニ付テハ各組合員ノ拂込済出資金額ニ依リ算定ス

二、準備金額ニ付テハ各組合員ノ拂込済出資金額ニ依リ事業年度末毎ニ算定加算ス

三、積立金額ニ付テハ本組合ニ支拂ヒタル手數料ノ額ニ依リ年度末毎ニ算定加算ス

定款第二十四條第二項又ハ第二十七條ニ依リ損失ノ填補ヲ爲シタルトキハ其ノ損失額ヲ填補シタル科目ノ金額ニ付テ有スル持分ヲ按分シ其ノ持分中ヨリ之ヲ控除ス第二十六條第二項但書ノ規定ニ依リ積立金ヲ臨時緊急ノ費用ニ充テタル場合亦同ジ

未拂込出資金ヲ除キタル本組合財産ガ拂込済出資總額ヨリ減少シタルトキノ持分ハ各組合員ノ拂込済出資金額ニ依リ算定ス

第二十二條 組合員ハ組合ノ承諾ヲ受タル場合ニ限り組合員又ハ本組合ニ加入ノ承諾ヲ得タル者ニ對シテノミ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ讓渡スルコトヲ得

第二十三條 持分ノ讓受人ハ其ノ持分ニ付讓渡人ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十四條 本組合ハ出資總額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス

準備金ハ損失填補ニ充ツ

第二十五條 加入金、増口金、延滞金、過怠金及持分ニ付第十三條ノ規定ニ依リ拂戻ヲ爲サザル金額ハ之ヲ準備金ニ組入ル、モノトス

第二十六條 本組合ハ剩餘金中ヨリ左ノ順位及割合ニ依リ積立金ヲ爲スモノトス

一、第二期事業積立金 百分ノ五以上

二、補損積立金 百分ノ五以上

前項ノ第二期事業積立金ハ第二期事業ニ對スル準備ノ目的、補損積立金ハ組合損失ヲ受ケタルトキ補填ノ目的ニ充ツルモノトス但シ第二期事業積立金及補損積立金ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ臨時緊急ノ費用ニ充ツルコトヲ得

第二十七條 本組合ニ損失アリ補損積立金ヲ以テ填補スルモ尙足ラザルトキハ準備金ヲ以テ之ヲ填補ス

第二十八條 準備金積立金利用保管ノ方法ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第四章 組合員ノ權利義務

第二十九條 組合員ハ本組合ニ對シ左ノ權利ヲ有ス

一、總會ニ出席シ其ノ議決權ヲ行使スルコト

二、施設ヲ利用スルコト

三、配當ヲ受クルコト

四、組合ノ業務及財産ノ狀況ニ付理事ノ説明ヲ求メ又ハ組合ノ書類及帳簿ノ閲覧ヲ請求スルコト

五、脱退シタル場合ニ於テ其ノ持分ノ拂戻ヲ請求スルコト

六、解散ノ場合ニ於テ剩餘財産アルトキハ其ノ分配ヲ受クルコト

第三十條 組合ハ本組合ニ對シ左ノ義務ヲ有ス

一、定款及決議ヲ遵守スルコト

二、出資ノ拂込ヲ爲スコト

三、第八條ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ直チニ其ノ旨ヲ届出ヅルコト

四、役員ノ召喚ニ應ジ又ハ照會若クハ質問ニ對シ回答ヲ爲スコト

五、新ニ組合ニ加入シタル者ハ加入前ニ出シタル組合ノ債務ニ付テモ亦責任ヲ負フコト

六、解散ノ場合ニ於テ本組合ニ債務アルトキハ其ノ責任ノ限度ニ於テ其ノ債務ヲ分擔スルコト

第五章 事業及其執行

第一節 總則

第三十一條 本組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、製品、原料、材料及設備ノ検査並ニ取締
- 二、統制

三、營業ニ關スル指導研究及調査

第二節 検査及取締

第一款 設備ノ検査

第三十二條 本組合ハ必要アリト認ムルトキハ組合員ノ設備ノ検査ヲ行フ

組合員ハ前項ノ検査ヲ拒ムコト得ズ

第三十三條 本組合検査員ノ報告ニ依リ必要アリト認ムルトキハ組合員ノ設備ノ使用ヲ禁止シ又ハ其ノ改善ヲ命ズルコトヲ得

第二款 製品、原料、材料及設備ノ取締

第三十四條 本組合必要アリト認ムルトキハ組合員ノ製品其ノ原料若クハ材料及ハ製造設備ニ對シ必要ナル取締ヲ爲スコトアルベシ

第三節 統制

第一款 總則

第三十五條 本組合ハ製造數量ノ調節、共同販賣ノ強制其ノ他ノ統制ヲ行フ

第三十六條 本節ノ事業ニ關シテハ總會ノ決議ヲ以テ別ニ規定ヲ定ム

前項ノ決議ハ總組合員ノ三分ノ二以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ爲ス

第三十八條 本組合ハ統制ヲ確保スル爲別記統制證書ヲ發行シ組合ニ交附ス

組合員ハ前項ノ統制證書ヲ貼付シタル製品ニ非ザレバ之ヲ取引スルコトヲ得ズ

第三十九條 本組合ハ左ノ統制手數料ヲ徴收ス

- 家庭球及大變形球 百個ニ付 六 錢
- 自動車球 〃 四 錢
- 小型自動車球 〃 三 錢
- 同變形球 〃 三 錢
- トンガリ球 〃 一錢五厘
- 豆球 〃 一 錢

第四十條 本組合ニ統制委員會ヲ置キ統制ニ關スル重要事項ヲ諮問ス

統制委員會ニ關スル必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第二款 製造數量ノ調節

第四十一條 本組合ハ組合員ノ製品ニ付製造數量ノ調節ヲ爲ス

第四十二條 製造數量ノ調節ハ昭和九年九月末日ニ於ケル各組合員ノ製造設備ヲ基準トシ組合員ニ割當テ之ヲ爲ス

組合員前項ノ基準ニヨリ第四十四條ノ規定ノ割當ヲ受ケタルトキハ其ノ割當ヲ超過シテ製造スルコトヲ得ズ

第三款 共同販賣ノ強制

第四十三條 組合員ノ製品ニ付テハ本組合ニ於テ日本電球工業組合聯合會ニ屬スル工業組合ヨリ一手ニ註文ヲ引受ケ且之ヲ日本電球工業組合聯合會ノ所屬組合ニ一手ニ販賣ス

組合員ハ前項ノ製品ニ付直接註文ヲ引受ケ又ハ直接販賣スルコトヲ得ズ

第四十四條 本組合註文ヲ引受ケタルトキハ第四十二條ノ規定ニ依リ之ヲ各組合員ニ割當製造セシム

第四十五條 第四十三條ノ販賣代金ノ收納ハ本組合共ノ責ニ任ズ

第四十六條 組合員ハ第四十四條ノ割當ヲ受ケタルトキハ割當數量ニ相當スル製品ニ本組合ヨリ交付

シタル統制證紙ヲ貼附シ之ヲ本組合指定ノ規定ノ場所ニ搬入スベシ

前項ノ搬入ニ要シタル費用ハ組合ノ負擔トス

組合員前項ノ規定ニヨリ當該製品ノ搬入ヲ了シタルトキハ之ヲ本組合ニ報告スベシ

第四十七條 共同販賣價格ハ日本電球工業組合聯合會ニ屬スル工業組合ト協議ノ上統制委員會ノ議ヲ經テ理事會之ヲ定ム

第四十八條 共同販賣ニ付テハ販賣價格ノ百分ノ一ノ手数料ヲ徴收ス

第四款 材料共同購入ノ強制

第四十九條 本組合ハ組合員ノ使用スル口金、硝子、織條及導入線ノ共同購入ヲナシ之ヲ組合員ニ配給ス

第五十條 組合員ハ前條ノ材料ニ付テハ本組合ヨリ配給ヲ受ケタルモノ、外使用スルヲ得ズ

第五款 利用工場ノ指定

第五十一條 本組合ハ必要ニ應ジ組合員ニ對シ其ノ利用工場ノ指定ヲナス

前項ノ指定ハ信用確實ナル者ノ中ヨリ理事會ノ決議ヲ以之レヲ爲ス

第五十二條 前條ノ指定アリタルトキハ組合員ハ之ヲ遵守スベシ但シ特別ノ事由ニ依リ理事會ノ承認

ヲ得タル者ハ此ノ限リニアラズ

第四節 營業ニ關スル指導研究及調査

第五十三條 本組合ハ組合員ノ營業ニ關スル指導ノ目的ヲ以テ左ノ施設ヲ爲ス

一、講習會ノ開催

二、實地指導

三、參考品ノ蒐集

第五十四條 本組合ハ組合員ノ營業ニ關スル研究ノ目的ヲ以テ左ノ施設ヲ爲ス

一、組合員ノ製品ト先進地ニ於ケル優良品トノ比較

二、原料及材料ノ試験

三、製品ノ製造ニ使用スル新規ナル考案物ノ試験

第五十五條 本組合ハ組合員ノ營業ニ關シ左ノ事項ノ調査ヲ爲ス

一、市況

二、販路

三、組合員ヨリ委託アリタル事項

第五節 其ノ他ノ施設

第五十六條 本組合ハ組合員ノ委託アリタルトキハ其ノ製品ノ荷造及運搬ヲ爲ス

前項ノ荷造及運搬ニ關シテハ其ノ實費ヲ徴收ス

第五十七條 本組合ハ左ノ各號ニ依リ組合員及其従業員ニ對シ表彰ヲナシ又ハ獎勵金ヲ交付ス

一、發明考案

二、製品ノ優秀

三、其ノ他模範トナル行爲業績

第六章 役員

第五十八條 本組合ハ左ノ役員ヲ置ク

理事 七名

監事 二名

理事ノ内一名ヲ理事長一名ヲ専務理事トシ理事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 理事及監事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ特別ノ事由アルトキハ組合員ニ非

ザル者ヨリ之ヲ選任スル事ヲ得

前項ノ選任ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ決ス

第六十條 理事又ハ監事ニ選任セラレタル組合員ハ正當ノ事由アルニ非レバ之ヲ辭任スル事ヲ得ズ

第六十一條 役員ガ組合ニ對シ不正ノ行爲アリ又ハ不適任ト認メラル、トキハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ

解任スルコトヲ得

前項ノ決議ニ付テハ第五十九條第一項ノ規定ヲ準用ス

第六十二條 役員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ通常總會ノ時期迄猶豫スルコト能ハザル場合ニ限り臨時總

會ヲ招集シテ之ヲ補缺ス

總會ニ於テ役員ノ解任ヲ決議シタルトキハ同時ニソノ後任者ノ選任ヲ爲ス

第六十三條 理事ノ任期ハ二箇年トシ監事ノ任期ハ一箇年トス但シ再選ヲ妨ゲズ

理事長及專務理事ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ

補缺ノ爲選任セラレタル者ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘存期間トス

役員ハ任期滿了後ト雖モ事務ノ遂行ニ支障アルトキハ後任者ノ就職スル迄其ノ職務ヲ行フモノトス

第六十四條 理事長ハ組合ヲ代表シ組合ノ業務ヲ總理ス

專務理事ハ理事長ヲ補佐シ常務ヲ執行ス

理事長事故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ其ノ代理者ヲ定ム

第六十五條 監事ノ職務左ノ如シ

一、組合ノ財産狀況ヲ監査スルコト

二、理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト

三、財産ノ狀況又ハ業務ニ付不整ノ廉アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ總會又ハ監督官廳ニ

報告スルコト

四、前號ノ報告ヲナス爲メ必要アルトキハ總會ヲ招集スルコト

五、組合ト理事トノ間ニ於ケル契約又ハ訴訟ニ付組合ヲ代表スルコト

六、理事ニ缺員ヲ生ジタルトキハ總會ヲ招集スルコト

第六十六條 理事及監事ハ名譽職トス但シ專務理事ハ有給トス

第七章 職員

第六十七條 本組合ニ左ノ職員ヲ置ク

書記 若干名

検査員 若干名

關東電球製造工組の誕生

書記ノ内一名ヲ書記長トシ検査員ノ内一名ヲ検査長トス

第六十八條 書記ノ任免ハ理事長之ヲ行フ

検査員ノ任免ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ理事長之ヲ行フ

第六十九條 書記ハ役員ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

検査員ハ理事ノ命ヲ承ケ検査事務ニ従事ス

第八章 會 議

第七十條 會議ヲ分チテ總會及理事會トス

總會ハ組員ヲ以テ之ヲ組織シ理事會ハ理事ヲ以テ之ヲ組織ス

第七十一條 通常總會ハ毎年一回五月ニ之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事長必要ト認メタルトキ

二、監事第六十五條ニ依リ必要ト認メタルトキ

三、第七十四條ニ依リタルトキ

第七十二條 總會ニ於テハ定款ニ別段ノ定メアルモノ、外左ノ事項ヲ議決ス

一、定款施行ニ關スル諸規則ノ制定又ハ變更

二、一事業年度ニ於ケル借入金額ノ最高限度

三、其ノ他理事長ニ於テ必要ト認メタル事項

第七十三條 總會ハ理事長之ヲ招集ス

第七十四條 組員ハ總組員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ

記載シタル書面ヲ理事長ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

理事長正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル後二週間以内ニ總會招集ノ手續ヲ爲サザ

ルトキハ請求者ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

第七十五條 總會ノ招集ハ少クトモ五日日前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ記載シタル書面ヲ以

テ各組員ニ通知シテ之ヲ爲ス

第七十六條 總會ハ理事長ヲ以テ議長トス理事長事故アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ代理ス

監事又ハ第七十四條ニ依ル請求者ノ招集シタル總會ハ總會ヲ招集シタル者ヲ以テ議長トス其ノ多數

ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル

總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ムルコトヲ得

第七十七條 總會ノ決議ハ法令又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七十八條 組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フ事ヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席者ト見做ス但シ組合員ニ非ザレバ代理人タルコトヲ得ズ

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スベシ

一、組合員ハ五人迄ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得

第七十九條 組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス

第八十條 總會ノ決議録ハ議長之ヲ作成シ少クトモ左ノ事項ヲ記載シ議長及出席者二名以上之ニ記名捺印スベシ

一、開會ノ日時及場所

二、組合員數及其ノ議決權總數

三、出席者數及其ノ議決權總數

四、議事ノ要領

五、議決シタル事項及贊否ノ議決權數

第八十一條 理事會ニ於テハ定款ニ別段ノ定アルモノ、外左ノ事項ヲ議決ス

一、總會ニ提出スベキ議案ノ審査

二、其ノ他理事長ニ於テ必要ト認メタル事項

第八十二條 理事會ハ理事長之ヲ招集ス

理事會ノ決議ハ理事定數ノ過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

理事會ノ決議ヲ經ベキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ理事長ハ書面ニ依ル理事ノ表決ヲ以テ理事會ノ決議ニ行フルコトヲ得

第九章 計 算

第八十三條 本組合ノ事業年度ハ一箇年トシ四月一日ニ始まり翌年三月三十一日ニ終ル

第八十四條 理事長ハ毎事業年度ノ終リニ於テ左ノ書類ヲ調製シ通常總會ノ會日ヨリ少クトモ一週間前ニ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務所ニ備フ、

一、財産 目 録

二、貸借對照表

三、事業報告書

關東電球製造工組の誕生

四、剩餘金處分案

組合員及組合ノ債權者ハ前項ニ掲ゲタル書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第八十五條 監事前條第一項ニ掲ゲタル書類ヲ受理シタルトキハ遲滯ナク之ヲ監査シ意見書ヲ附シテ之ヲ理事長ニ送付スルコトヲ要ス

理事長ハ前記ノ書類及監事ノ意見書ヲ通常總會ニ提出シ其ノ承認ヲ求ム

第八十五條ノ二 本組合ノ資産ニ付テハ毎年左ノ率ヲ以テ減價銷却ヲ爲ス

一、建 物 取得原價ノ五%以上

一、機 械 器 具 取得原價ノ一〇%以上

第八十六條 本組合ハ毎年左ノ引當金ヲ計上ス

退職給與引當金 總俸給額ノ百分ノ五以上

第八十七條 一事業年度ニ於ケル總益金ヨリ總損金及繰越損失金ヲ控除シタルモノヲ剩餘金トシ第二十四條ノ規定ニ依ル準備金及第二十六條ノ規定ニ依ル積立金ヲ控除シ殘金アルトキハ之ヲ組合員ニ

配當ス

第八十八條 剩餘金ノ配當ハ各事業年度末ニ於ケル持分合計額ニ應ジテ之ヲ爲ス但シ年六分ヲ超ユル

コトヲ得ズ

組合員ガ其ノ出資ノ拂込ヲ終ル迄ハ前項ノ配當金ハ其ノ拂込ニ充ツ

第一項ノ配當ヲ爲シ尙剩餘金アルトキハ其ノ年度ニ於テ本組合ニ支拂ヒタル手数料ノ額ニ應ジテ特別配當ヲ爲ス

本組合ノ拂込ミタル出資額ガ出資總額ノ二分ノ一ニ滿タザル場合ニ於テハ前項ノ特別配當金ハ其ノ二分ノ一以上ヲ出資ニ充ツ

第八十九條 組合員ニ配當スベキ剩餘金又ハ持分ノ計算ニ付テハ計算ノ基礎ト爲ルベキ金額ニシテ計算上不便ナル端數金額ハ之ヲ切捨ツルコトヲ得

第九十條 組合員組合ニ對スル債務ヲ期限内ニ完納セザルトキハ更ニ期限ヲ指定シテ催告ヲ爲ス催告ヲ爲シタルトキハ一回ニ付金拾錢ノ督促手数料及日歩四錢ノ割合ニ依ル延滞金ヲ徵收ス

第九十一條 第三十一條ノ事業ニ要スル經費ノ一部ハ之ヲ組合員ニ分賦スルコトアルベシ

第九十二條 前條ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ハ少クトモ每事業年度開始ノ日ヨリ二箇月前ニ總會ニ於テ之ヲ議決ス

前項ノ決議ハ組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ爲ス

第十章 違約處分

第九十三條 組合員第三十二條第二項第三十三條第三十八條第二項第四十二條第二項第四十三條第二項第五十二條ノ規定ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ過怠金ヲ課ス

第九十四條 違反處分ハ理事會ノ決議ヲ經テ理事長之ヲ行フ

違約處分決定シタルトキハ理事長ハ違約者ノ住所、氏名、違約事實、過怠金ノ額及手續費用ヲ記載シタル處分書ヲ作成シ之ヲ違約者ニ送付ス

第九十五條 前條ノ處分ニ不服アル者ハ處分書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ一週間内ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第九十六條 異議ノ申立アリタルトキハ其ノ申立アリタル日ヨリ一箇月内ニ異議裁決委員會ニ於テ之ヲ裁決ス

前項ノ裁決ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第九十七條 異議裁決委員會ハ異議ノ申立アリタル際總會ニ於テ選任シタル委員五名ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ委員長一名ヲ互選ス

第九十八條 異議ノ裁決ハ委員定數ノ過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依ル

第九十九條 違約者ハ處分書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ過怠金ヲ納付スベシ但シ異議ノ申立ヲ爲シタルトキハ裁決書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ一週間内ニ納付スベシ

第十一章 定款變更及解散

第一百條 本定款ヲ變更セントスルトキハ總會ニ於テ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ議決ス

第一百一條 本組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一、總會ノ決議

二、組合ノ合併

三、組合ノ破産

四、解散命令

前條ノ規定ハ解散及合併ノ決議ニ之ヲ準用ス

第一百二條 本組合解散シタルトキハ理事其ノ清算人ト爲ル但シ總會ノ決議ニ依リ組合員中ヨリ之ヲ

選任スルコトヲ得

第十二章 雜 則

第百三條 本組合ノ使用スル印章及證票ノ雛形左ノ如シ(略ス)

第十一節 團體契約を直指して

先づ第一着の活動

眞に之れ血みごろの鬭争

本工組は右の如く昭和九年もドン詰りの、大晦日を明後日に控へた十二月二十九日に創立總會を了し、役員連は慌しい暮の巷を馳け廻つて兎に角、不敢取、組合事務所を品川区大井北濱川一、一四九の立會ビル二階に設定し、どうやらホツと一息したが、何より創立認可の申請、加入者の整理、経費の計算等々、書類の調整やら、何やら、事務は目を廻はす程立て込んで来る、暮も大晦日もあつたものではなく、殆んど家業は抛擲して、朝夜事務所に詰切つて献身的に活動した。二日過ぎれば昭和十年の元旦で、一般組合員は多年それが爲に晴れ／＼とした感を爲し得なかつた、業界の暗翳が去年の

歳と共に永遠に彼方に去つて了つて、正月と共にバツと開けた赫灼たる前途の光明がやつて來たと、眞に朗かなお正月を迎へたであらうが、安田理事長を始め役員諸氏はそれ所ではなかつた。

組合創立認可を申請

三ケ日もノンビリと自宅に休養もしては居られず、連日事務所に相會しては協議、打合せと目間々るしい程諸般の事務に執筆せねばならなかつた。斯くしてスピート的に書類、諸準備を整へ、松が取れるのを待兼ねたやうに昭和十年一月十二日東京府を經由商工省に組合の創立認可を申請した。

此間恰度一月六日の未明大井立會町の組合事務所を置いた『立會ビル』界限に大火があつて同ビルも全焼する、其の爲組合事務所の凡ての書類から何や彼や烏有に歸して了つた。何分深夜の事とて附近の組合員も驅付けたが火の廻りが早くて如何とも爲様がなかつた。漸く創立を遂げて専ら認可出願の手配中、加入申込書や何か大切な書類を煙にされたので役員連は全くガツカリしたが、斯くある可きに非ずと總出動で寒風を衝いて縦横に駆け廻り、差當り假事務所を同じ品川区の北品川四ノ六八九廣瀬清氏方に設けると共に同日午後緊急役員會を開いて組合加入同意書の早急印刷やら、各支部長に急報して其の區域の組合員名簿及必要書類の取纏めを依頼するやら、全く轉手古舞ひで目の廻るやう

な忙しさを喫して迅速に再整備を完了した。而して東京府や、商工省との聯絡もとり、金錢收支の跡も調べて八日中には一切復興の手配を了したのは大働きであつた。

それで八日午後二時から澁谷區景丘町の故唐鎌理事宅で更に緊急役員會を開き、善後處置を凝議して、事務所は矢張前記立會ビルの管理者たる品川區北濱川町一一九一番地松本朝太郎氏方へ移す事とし、越へて十一日支部長會を開いて其の報告をしたが、松永理事から『事務所の罹災に書類其他凡ての物を灰燼に歸せしめたは吾々の職務怠慢として何とも申譯けない』旨を詫び、古家塚越氏等から『何分不慮の災害で致方がない、何も役員諸氏の不注意と云ふ譯ではないから……』と云ふのでお互に將來を注慮爲様と、神作氏を座長に、焼失備品、收支會計等を明かにして此の罹災事件は括りがついた尙此の席上、支部長や會計の規則原案も討議に附された。其處で役員會は役員（一名）の補充並に職掌分擔等を協議決定したが役員補充には佐久間文二氏が推され、氏と芹田氏とが監事と云ふ事になり専務理事には松永龜藏氏が擧げられた。斯くて大車輪で書類其他を整備して翌十二日、松明けと共に早くも創立認可を申請し得たので、其の努力は全く驚嘆す可く、恐らく役員連は正月早々だと云ふの夜も碌々眠らなかつたであらう。

而して一息入れると共に同月二十一日改めて役員會を開催し『組合の認可は最早既定の事實である

から早速一ツ實動を開始仕様ではないか』と云ふ事に決し、豫てから最先の急務として居た『東京輸出電球工業組合に對する團體契約の締結』を正式に交渉する事、其の用意として組合員の生産能力を調査する事等を申合せた。それで神作、米山、萩原理事等が代表委員の格で二月一日先づ瀨踏みの交渉を丸ノ内電氣俱樂部に於ける東京輸出電球工組理事長檜府甚四郎氏に對して行つたが、同月四日の理事會に其の報告が致され正式に交付すべき『契約案文』を修正可決し尙製品の『割當規定』をも決定したが、會計規則は既に一日から施行される事となつてゐた。而して本工組では爾後毎月役員會を開催し、凡ての重要案件は豫め其の凝議を俟つて、臨時總會の議に問ふ事にしたが、役員會には支部長をも列席させ、可及的全組合員に絶へず組合の動きを周知せしむる方法を圖つた。

三月十三日認可下る

府も、商工省も、既に特異の關心と、期待とを以つて本工組の成立を眺めて居た事として、調査やら審議やらも迅速に之を了して、春漸く來らんとする三月十三日には早くも東京府から認可の指令が下つた。實に創立總會以來タツタ二ヶ月半をしか要しなかつたのは蓋し異例で、如何に本工組の結成が當局の心胸に強く印象して居たかを知る事が出来る。當時逸早く之を報導したのは業界關係出版物が

數ある中で只一つ『電球民友新聞』文けで十五日特に號外を發行し、業界のみならず汎く一般にも之を詳報し、而して組合の前途を祝福激勵した。

昭和十年三月十五日發行

電球民友新聞「號外」

關東電球製造工業組合

商工省より認可さる

審議二ヶ月足らず稀有の迅速

中、小メーカー奮闘せよ

昨年十二月二十九日品川区五反田の大崎信用組合樓上に於て、其の前年十月一日電工聯の共販實施のため中、小電球メーカーが生活權を擁護せよと、團結商工省内務省其他に熱心運動を續けると共に有名無實の關東國產電球組合を解散せしめ不良分子を驅除して、名實共にメーカーの團體たる關東電球製造工業組合を創立し、今年一月十二日認可を主務省に申請したるは電球事業界未曾有の現

象であるが、東京府に於ても至大の同情を寄せ、主務省も大いに理解して、迅速に手續を了し、十日付を以て認可の指令を下した。之で關東の中小電球メーカーは確然たる地歩を獲得した譯で、今後は益々團結一致、組合を意義あらしめねばならぬとし、組合員は大いに喜んで居る。今後は電工聯も、本組合に對し大いに善處せねばなるまいし、又主務省も團體契約等に就ても一段の同情理解を示すであらう。因に工業組合にして申請後三ヶ月足らずの短時日に認可を得たのは稀有の事である。本組合が如何に各方面から期待され、同情されて居るかを知らるべく、組合員も之に對し其の期待を空うせざる様努力せねばなるまい。

全く此の敏速なる認可は當局の理解と同情とを端的に物語つて居り、本工組たるもの此の期待に自負しては相成らないと云ふので、役員諸氏は安田理事長以下總動員で『組合の機能を十二分に發揮せよ』と緊張して活動を開始した。而して役員連が鳩首協議の結果先づ當面の組合の事業として發表した計劃は左の如きものであつた。

事業計畫概要

一、第一期事業

團體契約獲得に邁進

(イ) 検査並ニ取締

1、設備検査 検査員三名ヲ常設シ隨時機械ノ性能試験装置ノ不備ヲ検査シ、粗製不良品ノ出荷ヲ取締リ。製品ノ品質、規格ノ向上ヲ圖ル。

2、製品、材料及設備ノ取締 製品ニ對シテハ上記ノ取締リヲ行ヒ尙脱法製品ノ出荷ヲ禁止ス材料ハ使用方法ノ統一、不良材料ノ使用禁止、設備ニ對シテモ不良ノ箇所ヲ改變セシム。

(ロ) 統制

1、製造數量ノ割當、第一回目昭和九年九月末日ニ於ケル各組員ノ製造設備ヲ基準トシテ割當ツ。第二回目ハ過去一ヶ年ノ実績ニヨリ割當テ製作セシム。

2、作業時間短縮又ハ臨時休業、一定期間一律ニ作業時間ノ短縮又ハ休業ス。

3、共同販賣ノ實施、組員ノ製品ハ組合ニ於テ一手ニ注文ヲ引受ケ組員ニ製作セシメタル上組合ニ於テ販賣ス、販賣代金ハ毎月十日締切リタルモノハ十五日、二十五日締切リタルモノハ三十日支拂フ。

4、所要材料ノ共同購入、口金、バルブ、織條、導入線等凡テ製作ニ必要ナル材料ハ組合ニ於テ共同購入シ組員ニ供給ス、代金ハ毎月十日締切ハ十五日、二十五日締切ハ三十日ニ納品代金

支拂額ヨリ差引精算ス、上記講入配給スベキ材料ノ年額豫定數量ハ

口金	二五〇、〇〇〇圓
バルブ	二〇〇、〇〇〇
織條	八〇、〇〇〇
導入線	七〇、〇〇〇
計	六〇〇、〇〇〇

(材料手数料ヲ百分ノ二トシテ算入)

(ハ) 營業ノ指導、研究、調査

1、講習會開催、實地教習、參考品蒐集等ニヨリ指導ス。

2、先進製品ト組員ノ製品トノ優劣比較、原材料ノ試験、製作上新考案物ノ試験。

3、市況、販路、組員ノ委託事項ノ調査。

(ニ) 其他ノ施設

1、組員ノ委託ニ依リ製品ノ荷造及運搬ヲ爲ス、但シ實費ヲ徴收、定款ノ規定ニ依リ表彰又ハ獎勵金ヲ交付

二、第二期事業

検査員五名、助手十名ヲ常置シ、別ニ規定シタル標準方法ニ依リ製品ノ検査ヲ勵行。
必要ニ應ジ口金、バルブ、織條及導入線ニ對シテモ同様検査。

排氣工場ヲ指定シ、無設備組員ノ製品ハ強制排氣サス、染色、紙器亦同ジ。

統制ノ一助トシテ共同設備ヲ強制的ニ利用セシム。

右の事業計劃は畢竟組合が其の内部に對する施設を摘要したもので、つまり組合自體の整頓と其の基礎確立工作であるが、それよりも組合には抑々其の結成の動機から必然負つてる使命がある。それは、即ち、組員の前途打開である。之れが爲め組合の最先の要務は、云ふ迄もなく全組員の生活の安定策を圖る事に在る。即ち木工組の生命たる、輸出電球の受註、製作、販賣の權利を確保し、組員をして、失業やら無收人の苦難無からしむるに在る。それには電工聯側―即ち東京輸出電球工組と折衝して木工組を一丸とした團體契約―東京輸出側の下請團體として輸出電球の製作を契約―を締結する以外途がない。左もないと組員は矢張り、個々に、問屋の下請に甘んずるより外に、手を空うせず作業を續けて賃銀の取り様がない。ソレでは折角の工組結成が無意義に成る。そこで役員諸氏は組合創立後の第一着の事業として主力を團體契約獲得に注いだ。

團體契約の折衝に力む

團體契約に就ては既に同志會當時可成り熱烈に東京輸出と交渉したが、何分同業者の親睦團體と云ふ建前の爲め何時も軽く扱はれた。然し今度は儼乎たる工業組合であるし、組合を代表する幹部役員は、矢張り同志會當時のリーダー連が八分通りで、宛然去年迄の話し續きを改めてやり返へすに過ぎない様な外觀はあるが、其の資格と之に伴ふ内容に到つては雲泥の相違がある。電工聯も東京輸出も昨日迄と同じ調子で侮蔑的應待は許されない。役員諸氏は工組の認可到來は最早や必定なので、大いに肚を据へて東京輸出へ改めて交渉を進めた。而して三月一日首脳部と會見の際、種々突ツ込んだ懇談の結果、東京輸出側に何分未だ契約案文の成案がないと云ふので、再會を約して立別れたが、『それでは此方で基準に成る案文を作つてやらう』と云ふので慎重協議して作成したのが左掲の案文と覺書とで、之を同輪組に提示し、其の審議に委ね、改めて之を基準に交渉を進める事とした。而して此條項案文は前以つて商工省當局ともよく知照し合つて其の意向をも斟酌したもので、業界一様に妥當としたものである。

覺書（其 一）

東京輸出電球工業組合（以下甲と稱す）、關東電球製造工業組合（以下乙と稱す）との間に電球賣買に關し左記覺書を交換す。

第一條 日本電球工業組合聯合會より甲に割當てられたる電球注文の内左記に該當するものは悉く甲より乙に其の製造を委託すべきものとす。

（イ） 甲組員中製造工場を有せざる問屋に割當てられたる注文。

（ロ） 甲組員中製造工場を有するも其の生産力以上に割當てられたる過剩注文。

第二條 乙は甲の發する注文仕様書並に條件に従ひ之を乙組員に製作せしめて甲の指定場所に納付するものとす、但し注文仕様並に條件は甲乙協議の上決定するものとす（覺書、其二）

第三條 甲又は甲組員は乙組員若くは非組員たる製造業者と直接取引を爲さざるものとす。

第四條 甲は乙組員を指定して製造せしむる事を得ず、但し特別の場合に限り特別の條件の下に受託する事あるべし。（覺書、其二）

第五條 甲組員の有する製造工場とは昭和九年九月末日現在に於て其の組員名義が警視廳工場許可證と同一名義なる事を要す。

第六條 甲組員の製造工場の生産力は乙組員の製造數量割當算出基礎と同一基準に據りて算出

すべきものとす。

第七條 甲組員の有する製造工場に對する製造數量の割當率は乙組員に對する製造數量の割當率と常に均等の比率に於て行はるべきものとす。

第八條 乙の平均生産力の半數を最低生産限度と定め毎月末乙の一ヶ月間に於ける甲並に其他よりの注文受總數が最低生産限度に満たざる時は其の最低限度に達する迄甲は直ちに見越注文を發するか又は之れに準すべき乙組員の工場經營の保全の途を圖るべきものとす。 以上

覺 書（其二）

甲乙間の電球賣買取引は左記の基本條件に準據す可きものなり。

第一條 甲の乙に交付すべき注文書には品種名、數量、納期、受渡場所の外検査に關する必要な條項を記載し該検査條項に準じて受渡を完了すべきものとす。

第二條 納品受渡方法は統制紙貼付の必要上染色、工程、紙器工程、同詰工程、木箱工程、同詰工程並に指定場所迄の運搬を乙の負擔とす。但し染色工程は當分の間甲の負擔に於てなすことを得
第三條 指定場所が省令検査場なるときは検査不合格による損害は乙の負擔とす。

指定場所が甲組委員の營業所なる時は甲の檢收を以つて受渡完了とし省令檢査不合格に依る損害は甲の負擔とす。

第四條 甲乙間の取引價格は乙の製造原價を基準として乙に於て定むべきを原則となすも差當日日本電球工業組合聯合會に於て定められたる協定價格より檢査料及び統制による公定諸費用並に間屋手数料として協定價格の百分の五を差引きたる差額を以て取引價格と定む。

第五條 聯合會協定價格表に定められざる品種並に内譯の取引價格に關しては協定價格に準據して相互協定すべきものとす。

第六條 甲は特種品にして乙組委員に於て製作不能と乙が認めたるものに限る乙組委員を指定して註文する事を得。

第七條 指定註文は乙組委員の總平均受註率に準じて指定を割當製作せしむるを得。

第八條 指定註文は甲乙協定價格に一割以上の指定料を割増すべきものとす。

第九條 甲の註文に對し乙が製造に必要な材料の内乙が他より購入する場合より廉價又は便宜ある材料若くは部分品は甲より乙に供給することを得。

第十條 納品代金支拂は毎月二回とし十二日迄に納入せしものに對し十四日に二十七日迄に納入し

たるものに對しては二十九日に現金を支拂ふものとす。

第十一條 前條の締切期間内甲より乙に供給せる材料若くは部分品は納品代金支拂毎に差引精算するものとす。

但し締切以後の納品に對する材料若くは部分品は次期支拂日に精算するものとす。以上

上記の如き何人が見るも至公至平、最も千萬な條件を掲げて團體契約の締結を迫つたに係らず、東京輸出電球工組は容易に之に肯諾を與へない、と云ふものは『昨日迄の下請連中が多數結束の力で我々と同格の工業組合などを組織して増長し切つた要求などを持出した所で何んでオイソレと應ぜられるものか團體契約などは徒に下請連の生活を保證してやる様なものだ、そんな馬鹿々々敷い話があるものか……』と云ふ感情づくが其の主因を成して居つたであらうし、又一つには、公然團體契約を取り結んで電工聯の海外受註を分割製作せしむると成ると、其處に必然『檢査料』なる問題が絡んで來る。即ち電工聯では東京輸出電球工組をして盟外メーカーに對しては所屬組委員の六倍からの檢査手数料を徴收させて居り、關東電球製造工組々々合員も必然其の取扱を受ける處であつたが、同志會以來此の問題にも相當手強い交渉を續けた結果、要するに本工組員は畢竟東京輸出電球工組の間屋組員の下請業者の集りではあるし、互に、持ちつ持たれつして行かない限り何方も業務が成立たないと

云ふ約束に置かれて居る事として、東京輸出側も絶対に六倍強徴を固持し兼ねたが、萬一此處で團體契約を締結し、製品の價格の上から押へて來ると云ふと、必然検査料も東京輸出側と同率たらざるを得なく成る、とすると右覺書第二にも擧げてある『五分』の天引金も取り損ふと云ふ目先の慾と同工組の主要財源たる輸出電球の検査料が大激減を來して組合機能の運用にも累を及ぼして來ると云ふ憂惧もあつたものか、同輸組ではスベッタの轉んだのと遁辭を構へて只管之を回避する事のみ専念し、毛頭要領を得させない。爲に本工組では無念の思ひをしながら、『時機を俟つより他に致方なし』と諦めて、其の代り検査料に向つて斷乎たる折衝を續ける事に成つたのだが、此團體契約を回避したばかりに、東京輸出電球工組の問屋連は、爾後下請メーカーとの間が圓滑に行かず、益々摩擦を深め、それに單價の低落と輸出の不振は、云はゞ噛み合ひながら急斜面を深淵へ轉落して行く様に問屋もメーカーも一路没落の過程を辿らざるを得ざるに到つたので、當時團體契約さへ締結して居れば如何に輸出不振とは云へ、何んとか相共に好況裡に踏み堪へて居られた筈で、實に返へすべくも遺憾千萬な事であつた。

検査料金結局二割増し

従先、同志會當時も、一般アウトサイダーに對しては六倍もの検査料を徴收する其の算定の基礎如何と切り込んだ事既記の通りで、東京輸出側も公明正大に何人に聞かせても如何にも『最もだ』と首肯され得る六倍徴收の論據はないし、それに本工組とは切つても切れぬ双環關係に在ると云ふ事を思つてか、結局電工聯所屬工組の倍額迄に大割引をすると云ふ迄に折れて來た。所が本工組側では之を斷じて承知しない。更に根強く折衝を繰返へした結果、遂に『二割増』と云ふ迄に押し詰めて、今日迄それに準じた検査料を支拂つて來たが、今回本工組も電工聯に加盟した以上は、必然此の検査料は他の所屬各工組並に均等に改められるであらう。然し、此の検査料二割増と決したのも同年盛夏の候で、それ迄役員諸氏は殆んど席温まらない迄に各方面を連日奔走し續けたのであつた。

即ち本工組が創立早々、第一着手の事業として、幹部役員が全力を盡した東京輸出電球工組に對する團體契約の交渉も、電工聯への検査均等の要求も中々抄取らなかつた。就中最も根本的の重大要項たる東京輸出電球工組との團體契約一件は、同工組のヌラリ、クラリとした、一時免れの遁辭と不透明な態度との爲に、結局何等の成果を得ずして了つた。その中に一兩年勃興しかけて來た『朝鮮の電球業界』が、直接内地の商工省令は及ばないし、検査や何かの羈束もなく、樂に海外へ輸出が出来る所から、内地の製品で陸續朝鮮へ持出され、電工聯の検査を免れて海外へ流れ出す數が月々多くなつ

たので、内地の業界は電工聯を中心に、對英輸出の如きは數量を協定迄させられ、略々統制を保つてゐるのを全然掻き亂されると云ふので、所謂『朝鮮移出』の途も塞ぎ、斯る遺憾なき様内地業界の統制を先づ確立せしむ可し、それにも何より先決問題は東京輸出電球對本工組の關係であると云ふので商工省も拱手靜觀の座を起つて兩者間の融和を推進すべき意向を示し、東京府商工課の主催で府の商工獎勵館に於いて兩工組の協議會が開催された。而して

東京輸出電球工業組合 榑府理事長、高岡、北野兩理事、正田書記長

關東電球製造工業組合 安田理事長、神作、萩原、森山、松永、唐鎌、芹田、米山各理事

商工省 入江事務官

東京府商工課 霜嶋商工課長、近藤主事、直井、原嶋兩屬

以上の顔ぶれが列席會合して、府の近藤主事から『一堂に會して隔意なく懇談を遂げ、成る可く歩み寄つて貰ひ度く、此の會合を主催した』旨の挨拶があり、安田本工組理事長より、忌憚なく其の要望、主張を開陳し、之に對し東京輸出側は榑府理事長から其の態度所見を披瀝したが、兩者の意見は依然として多大の懸隔があつて相容れず、結局東京輸出は、前記朝鮮電球移出問題が片付かぬ以上、何とも回答の仕様がなない旨を主張するので、結局入江商工事務官の取り成しで兩工組から交渉委員を

舉げて更に協議を重ねたらと云ふ迄に成つたが、之も東京輸出側の都合で、結局無期延期と成つて了ひ、未解決の儘荏苒日を経るに到つたのであるが、此の間東京輸出の斯問題に關する代表委員は三度も顔觸れが變ると云ふ始末で、最後には問屋のみ五名の代表員を擧げたが『何分名案がない、商工省と關東土組側から一つ意見を出して頂き度い』杯とトボケた様な挨拶なので、遂に商工省でも氣を焦らしたか六月四日には工務局の斡旋で同省第三會議室で第二回目の會商が開催され。

商工省工務局 牧工務課長、入江事務官、近藤屬

東京府側 近藤主事、原嶋屬

東京輸出側 北野、加藤、高岡(和)、増淵、各理事、正田書記長

關東工組側 米山、森山、神作、芹田各理事及監事

諸氏列席、牧工務課長の要求で神作理事より關東工組側の主張を披瀝して、先に提示してある本工組案を基に審議に入る可く要求すると、東京輸出側は『イヤ、案は別に拵へてあるから、之れで商議する事にしませう』とて其の成案なるものを持出したが、豈圖らん哉 其の案なるものは兩組合同志の私的契約に準じて拵り上げたもので、第一條に『東京輸出電球工業組合員は其の都合で、電工聯からの受註割當製作に餘りがあれば、關東電球製造工業組合員へ依託して製造させる』と明ら様に書

き出してある等、全然組合間の團體契約の主意を没却して居る耳か、呆れ果てた露骨な利己中心も甚だ敷い馬鹿げた案文なので、木工組側では奮然『コンナ契約案文など審議する必要はない』と一蹴し、牧工務局長も口を酸くして東京輸出代表者に『誠意を以て、組合と組合との間の團體契約を締結』す可く『認識を取り戻さなくては不可ぬ』と諄々諭した上、右成案の撤回を命じたが、東京輸出側は『朝鮮移出問題が片つく様工組法第八條の發令を見る迄は、これ以外の契約は出来ない』と飽く迄固守するので、牧課長も、ソレでは仕方がない關東工組を電工聯に加入させ、團體契約などの必要のない様にする外ない旨を表明した。スルと俄かに狼狽した東京輸出側は、處女の如く態度を豹變して『それ迄に云ふなら關東工組の提示案について兎に角審議ませう』と腰を折り、越へて同月十三日第三回の會商と成つたが、矢張り飄箆鯨式の遁辭を構へては急所を逃げ最早や最後のドタン場と思はれるのに、依然『朝鮮移出問題』などをクドクと蒸し返へし、果ては『統制も亂れて了つた今日内地だけで協議をした處で仕方がない。一層研究會としたら如何です』などとテンデ没認識の亂暴極まる放言をする始末に、牧工務課長も『最早や教ゆべからず』と思ひ切つたか、憤然席を起つて別室に退き職員と密議の上

海外の情勢は益々吾が電球業界の統制強化を急要として居る。然るに斯かる状態では仕方がないから、當局としては電工聯を認可した方針に準じて萬事裁量する事にする。種々考ふる所もあるから兩組合の會商は之れで一先づ打切りとする。

旨を宣し、遂に會商は徒爾に歸して了つた。即ち東京輸出電球工業組合が飽く迄其の『問屋意識』を捨てず、木工組を目指す事『ナニ、下請の團體が……』位の思ひ上つた侮蔑的優越感念を以て終始行動したのは之に依つて明らかであらう。爲に木工組幹部役員諸氏は『東京輸出電球工組の誤れる問屋感念を根本から改めさせなくては、吾が輸出電球業界の安固、公明なる振興は到底望めない。然し其の反省、自覺を望むは百年河清を待つに等しいかも知れない。だから寧ろ『今後は先づ検査料均等問題に向つて全力を盡さう、そうして團體契約は更に時機の轉回を待つ事に仕様』と云ふ事になり、それと共に當然の歸結たる、電工聯に束縛されずに組合員の製品を、直接海外に輸出販賣し得る様、局面を打開すべく更に奮闘を開始した。而して之が必然の到地として組合員製品の共同販賣も不可避の成行であつた。それで之を見越した木工組では既に三月二十九日先づ左の如き陳情書を東京府に差出した。

陳情書

要 綱

- 一、本工業組合ニ第二期事業タル製品検査ヲ即時實施ノ御認可ヲ願ヒ度シ。
- 二、日本電球工業組合聯合會所屬組合以外ノ販路開拓ヲ御認可願ヒ度シ。

實施方法

- 一、製品検査ハ實施容易ナル豆電球トンガリ球小型變形球ヲ即時實行シ、自動車球大型變形球及家庭球ヲ續イテ施行致シ度シ。
- 二、聯合會ノ協定價格ヲ維持シ貿易業者ト直接取引ノ途ヲ開キ受檢ノ上優良品ヲ供給ス。

理 由

本組合認可日淺キニ係ラズ且第一期事業ノ着手ニ先立ち直チニ第二期事業ニ屬スル、製品検査ノ御認可ヲ仰ガントスルハ一見矛盾セルモノト思惟セラレンモ註文皆無又ハ惰性ニ依ル問屋ノ買叩キヲ默視セザルヲ得ザル現状ノ儘ニテハ第一期事業ノ何事モ着手スルニ由ナク既ニ客年十月以來疲弊ノ極ニ達シタル組合員ハ刻々破産失業ノ途ヲ辿リツ、アルモ術ノ施シ様ナキヲ以テ茲ニ組合員ヲシテ先ヅ生存セシムベキ正當價格ノ註文ヲ即時獲得シ以テ工業組合トシテノ諸活動ノ根源ヲ培ハントスルモノナリ。

勿論本組合ハ定款第四十三條ニ依リ聯合會所屬工業組合トノ賣買契約ガ圓滿ニ遂行セラル、ニ於テハ本陳情ニ及バザル次第ナルモ敢テ此ノ學ニ出ヅルハ東京輸出電球工業組合トノ團體契約ガ到底圓滿ニ實現セラレザルベキヲ透見セル爲ニシテ而モ本組合ノ現状ハ荏苒日ヲ空ウスルヲ許サズ御同情ニヨル記録的速度ノ御認可モ猶疾シトセズ急速ニ自力更生ノ根本策ヲ樹立スベキ必要ニ迫マラレ居ルヲ以テナリ。

東京輸出電球工業組合並ニ聯合會ニ對シテハ客年十月二日以來本組合ノ前身タル日本電球製造同志會ガ團體契約ニ關シ數次ノ折衝ヲ重ネタルモ製造業者全般ニ非ル故ヲ以テ誠意アル態度ニ接シ得ズ爾來工業組合設立ニ對シ一意邁進之ガ達成ヲ見タリ。而シテ監督官廳ニ認可申請手續終了後去ル一月二十四日以來輸出電球工業組合ニ對シテ再交渉ヲ開始シ二月一日兩組合理事ノ會見ニ於テ相互原案ヲ交換審議ノ上至急再會商ヲ誓約シタルヲ以テ當組合ニ於テハ直チニ役員會ヲ開キ同五日原案覺書其一及ビ其二ヲ送達シテ交換送附ヲ仰ギタルモ輸出組合ニ在リテハ其ノ誓約ヲ無視シテ以來十數回ニ亘ル督促ニ對シテモ或ハ委員選任、全員協議會開催云々、又ハ内部ノ意見不一致ニ言ヲ借リテ明答ヲナサズ當組合設立後數次ノ督促ニ對シテモ依然同様ノ辭ヲ構ヘテ更ニ態度ヲ明カニセズ交渉開始以來半歳ヲ過グル今日何等其ノ端緒ヲ得ズ徒ラニ手ヲ拱キテ死期ヲ待ツノ外ナキ有様ナリ。

惟フニ當組合ノ認可ハ輸出組合ニ取りテハ問屋トシテノ從來ノ買叩キニ一大障害トナリ全體的工業組合制度ノ幻像ニ怯ヘ如何ニカシテ之ガ拘束ヨリ遁レントシ凡ユル口實ト陋策トヲ講ジテ團體契約ヲ阻止延引シ一日遷セバ一日ノ利ヲ占メ得ルノ便アルノミナラズ出來得可クシテ團體契約ヲ成立セシメズ又ハ骨抜キトシテ形式上ノ口實ヲ設ケ本組合ヲシテ有名無實ニ終ラシメ自然組合ノ解消ヲ俟タントスルノ企圖顯著ナリ。

本組合ハ統制經濟ノ御趣旨ヲ尊重シ共販ノ意義ヲ心解シ勉テ之ガ實現ヲ圖リ吾ガ國輸出電球産業ノ非常時ニ善處セント志スモ問屋制度ヲ主體トスル工業組合ニ抑壓セラレテハ何等其ノ實ヲ擧ゲ得ザルノミナラズ組合設立ノ意義ヲモ滅却シ工業組合本來ノ使命ヲ達成スルニ由ナシ依ツテ掲記ノ検査權ノ附與及直接販賣ノ御認可ヲ得度ク茲ニ陳情申上ル次第ナリ

昭和十年三月二十九日

關東電球製造工業組合

理事長 安田 一郎

東京府知事 横山 助成 殿

第十二節 組合の創立登記結了

不撓の努力成功

電工聯の検査料遂に大遞減さる

東京輸出電球工組に對する團體契約獲得電工聯に對する検査料金平等要求に眞に小止みなき奔走活動を續ける間にも役員、諸氏は退いては組合内部の整備、基礎の確立に着々手を染めて行つた。而して四月二十四日には左の如く組合創立登記を果した。而して五月一日東京府への届出も済ました。

此の間本組合事務所は澁谷區景丘町三十四番地理事の一人故唐鎌周造氏宅に移され更に品川區大井北濱川一一九松本朝太郎氏方へ、それから同じ品川區五反田三ノ一二〇第二日野小學校前へ、其の次に本郷區根津宮永町二十二番地へ、最後に同町二十九番地矢張り理事の松橋秀麿氏の營業所たる現箇所へ移轉し最初からでは數ヶ所を轉々した譯である。

工業組合設立登記申請

一、名 稱 關東電球製造工業組合

検査料金大遞減に成功

一、事務所 東京市澁谷區景丘町三十四番地
 一、登記ノ事由 地區ヲ定メ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ役員ヲ選任シ行政官廳ノ組合設立ノ認可ヲ得昭和十年四月二十日、第一回ノ拂込ヲ終了(認可書昭和十年三月二十三日到達)シタルニ付左記事項ノ登記ヲ求ム。

一、名 稱 關東電球製造工業組合

一、事務所 東京市澁谷區景丘町三十四番地

一、目 的 輸出向電球製造工業ノ改良發達ヲ圖ル爲メ共同ノ施設ヲ爲スヲ以テ目的トス。

一、地 區 東京府一區

一、設立認可ノ年月日 昭和十年三月十三日

一、出資ノ總口數 二百二十一口

一、出資ノ總額 壹萬壹千五拾圓也

一、拂込タル一口ノ金額 金拾貳圓五拾錢也

一、出資拂込ノ方法 第一回拂込一口ニ付拾貳圓五拾錢也トシ、第二回以後ノ出資拂込ハ配當スベキ剩餘金中ヨリ拂込ニ充ツルモノ、外必要ニ應ジ總會ノ決議ニヨリ之ヲ定ム

一、理事ノ氏名住所

東京市本陽區根津宮永町二十九番地	安 田 一 郎
同 市淀橋區角筈二丁目五十八番地	松 永 龜 藏
同 市澁谷區神山町四十五番地	神 作 濱 治
同 市同 區景丘町三十四番地	唐 鎌 周 造
同 市荏原區中延町一三八二番地	米 山 竹 次 郎
同 市同 區戸越町一二五五番地	萩 原 幸 太 郎
同 市品川區大井南濱川町一八八一番地	森 山 彌 太 郎

一、監事ノ氏名住所

東京市目黒區上目黒二丁目二〇八番地	芹 田 清 松
同 市品川區南品川一丁目二五四番地	佐 久 間 文 二

一、存立ノ時期 定款ニ規定セズ

一、解散ノ事由

一、總會ノ決議

検査料金大減減に成功

- 二、組合ノ合併
- 三、組合ノ破産
- 四、解散命令

一、添附書類

定款、創立總會決議録	各一通
出資ノ總口數ヲ證スル書面	二通
出資第一回ノ拂込ヲ證スル書面	三通
理事監事ノ資格ヲ證スル書面	一通(定款)

右登記相成度此段申請候也

昭和十年四月二十四日

東京市澁谷區豊丘町三十四番地	關東電球製造工業造組合
東京市本郷區根津宮永町二十九番地	理事 安田一郎
同 市淀橋區角筈二丁目五十八番地	同 松永龜藏
同 市澁谷區神山町四十五番地	同 神作濱治

同 市同 區景丘町三十四番地	同 唐錄周造
同 市荏原區中延町一三八二番地	同 米山竹次郎
同 市同 區戸越町一二五五番地	同 萩原幸太郎
同 市品川區大井南濱川町一八八一番地	同 森山彌太郎
同 市目黒區上目黒一丁目二〇八番地	監事 芹田清松
同 市品川區南品川町一丁目二五四番地	同 佐久間文二

東京區裁判所 澁谷出張所御中

愈々公然たる『工業組合』の資格が完備したので役員諸氏は勿論組合員諸氏も一層自重と、責任と一面には力強さを感じた。而して役員諸氏は此の間も必死に組合員の『生活の安定』の爲め局面を切り開くのに腐心した。而して東京輸出電球工組に對して上記の如く極力團體契紀の締結を折衝すると並行して電球検査料金の均等を電工聯に交渉し續けた。

検査料問題に大奮闘

検査料金均等要求に就ては上來屢述の通り電工聯の主要なる収入財源である所から、其の検査場を

検査料金大減減に成功

擔當する東京輸出電球工組が之れ亦容易には聽き入れない事云ふ迄もなく、既記の如く木工組の理路整然たる主張、要求と、數理的計算とに止むなく電工聯所屬工組員の倍額迄と讓歩したが、それでも木工組側が承服せず、更に強硬の折衝を重ね、遂には商工省迄煩はして其の斡旋で東京輸組と電工聯に迫つた結果漸く十年九月上旬から、工聯側の二割増と云ふ迄に大讓歩をしたので、盟外組合として先づ此の位の差別待遇は止むを得まいと兎に角之を應諾し、同月十三日夜理事會を開いて左の如く全組合員に報告すべく決したが、此處迄到るまでには役員、幹部の眞に不退轉の努力が續けられたからで、それと同時に電工聯の束縛を受けず、自由に貿易商館乃至外商へ製品を販賣し得る途が開けたのも、既掲陳情書の趣旨が當局に認められた結果で、團體契約こそ希望通りに獲得は出来なかつたけれども、實績に於ては略々それと同一の効果を贏得た譯である。

報 告 (其一)

一 商館でも問屋でも自由に販賣が出来ます。

◎ 商館に直接販賣の場合は——受註の品種、數量、價格、納期、得意先、仕向地其他條件を記入せる註文請地知書(組合にて書式制定のもの)を組合事務所に出出し、出荷に必要な統制證紙、

を組合から受取つて検査申請書と共に品川の検査所に御持参下さい。

◎ 一屋の受託製造の場合は——當分從來通りで差支ありません。

◎ 内地向製品の製造販賣は——統制に關係なく御取引下さい。

二、製品の取集めには組合を御利用下さい。

◎ 受註の一部又は全部を組合に委託する場合はその都度御相談いたします。

◎ 大口取引交渉の場合も成るべく組合を御利用下さい。

三、組合も販賣部を設けます。

値段の維持は共同販賣より外に途はありません。漸進的に一種づゝから着手します。

四、検査手数料及統制手数料は左記の通り定まりました。

品 種	検査料	統制料	合 計
第一部 豆	百ケニ付	百ケニ付	百ケニ付
第二部 トンガリ	六 錢	二 錢	八 錢
小 型 變 形	十八 錢	六 錢	二十四 錢

検査料金大減に成功

検査料金大減に成功

一五六

第三部	自動車球(テール、サイド)	十八錢	六錢	二十四錢
	同	ヘツド	二十四錢	八錢
第四部	フレーム球(インター中ベース)	十八錢	六錢	二十四錢
第五部	家庭球及大型變形	三十六錢	十二錢	四十八錢

統制證紙は右表の合計料金引換に御渡し致します。

報 告 (其二)

一、吾々の今日最も悩む問題は値段の下落であります。これを根本的に救ふ途は工業組合制度による共同販賣と數量調節より外ありません。共同販賣は方法さへ良ければ決して不可能ではありません。組合をこゝまで持つて来た皆さんの自覺と努力を今一步進めるならば必ず實現する事が出来ます。これからの本當の仕事です。専門部を作り、夫々の統制委員を選ぶのは此の大目的に進む基礎工作であります。投票の結果から十三日の理事會で左の各部委員を決定いたしました。

第一部 森田盛雄、高田忠太夫、秋田昌宏、畑野三四次、岩崎藤吉、三瓶勘一、品川豊吉、廣瀬清
大橋榮三郎、池田武一、飯塚辰五郎、押野榮三郎、馬場常吉、幅内七太郎、原力藏、金寛太夫、

松橋秀麿、山岸仁作、杉山勝治、嵯岐清枝、(以上二十名)

第二部 多喜竹二郎、小針忠之助、高木正三、野本善次郎、佐田勇太郎、笈二郎、(以上六名)

第三部 大須賀丑松、六角一郎、大倉善一、米村桂藏、(以上四名)

第四部 塚越勝太郎、榎本安五郎、芹田常三郎、神山恵夫、(以上四名)

第五部 再詮衡ノ上決定ス。

追テ近ク統制委員會ヲ開キ統制強化、事業進行ノ協議ヲ致シマス。

二、検査事務等の便宜を計るため、組合員番號を左記の通り制定しました。

(順次自一番至一四七番)

千葉養吉、盛田盛雄、五十嵐甚藏、神田政吉、小川増太郎、大山春吉、福原晋次郎、高田忠太夫
五十嵐重保、鈴木藤一郎、川崎常太郎、原始、安藤コト、塚越勝太郎、坂詰鶴藏、田中延次郎、中
川國太郎、加代正雄、川井三藏、羽賀眞哉、森島彌太郎、手川富士太郎、駒場六郎、小林平八郎
梶田長次郎、田中茂、野口福雄、小林雅廣、川村孫之丞、村中孝道、築城兼實、與古田政華、照
屋守弘、照屋守仁、與古田政普、市村金次、照屋守永、土屋大三郎、瀬上林平、山本鐵治、小林
九郎治、照内吉五郎、中村銀次郎、三次光次、秋田昌宏、平川高明、小島勘三郎、廣井徳三郎、小

検査料金大減に成功

一五七

針正勝、山本勝、畑野三四次、千島宗一、佐久間文二、藤本享一、長谷川芳太郎、平澤勇、羽田春三郎、吉江文作、居山榮、長須平三郎、岩崎藤吉、林廣次、吉泉清太郎、外山鹿三、外間龜助、渡邊眞光、塚越八郎、金田慶三郎、三瓶勘一、武井熊吉、高木三郎、品川豊吉、淺田常五郎、朽尾吉親、佐々木清藏、山口年長、椿正、赤石源一郎、安藤寅彦、榎本安五郎、廣瀬清、大橋榮三郎、大倉安五郎、安學珠、相良芳夫、酒井久雄、齋藤末松、大須賀丑松、福田一郎、河村行通、堀江多三郎、白井清二、池田武一、坂屋鶴吉、端甚松、深堀五郎、多喜竹二郎、池田中、宮下龜之助、太田藤雄、飯塚辰五郎、町田二郎、飯野安宏、森本主馬、藤戸太一、中付與作、渡邊止三郎、大森藤吉、長田良守、朽尾道弘、押野榮三郎、高松一郎、島田久之助、大河原惣太、鈴木正吉、安田勇、矢野孝之、磯部源作、星野智靖、米山竹次郎、江川宗之助、小林慶太郎、關根彌八、布施正一、高橋徳之助、木島義夫、須田照清、大須賀平、矢尾冬三五、宮澤勝彌、關口米七、馬場常市、杉本猛、酒井静、磯部金吾、永田正人、福原莊治、原留藏、金子時晴、幅内七太郎、田中作太郎、塚原光雄、藍田榮太郎、清浦榮之、横川時茂、小針忠之助、萩原常市、杉山徳太郎、高木正三、中野春吉、上田仁藏、牛山榮人、小野龜吉、佐伯長七、青木秀雄、村山石松、伊藤文二、越川末吉、橋本文藏、大野仙次、原與平、若林九市、佐藤雅太郎、井上一雄、高木尙太郎、濱野清

治、森口重太郎、市川金三郎、金應錫、張替萬吉、芹田清松、内田久雄、平本榮、六角一郎、小林富藏、黒岩陸、古家久藏、久保井基之、大倉善一、世戸藤太郎、八森勝次郎、唐鎌周造、福田權藏、芹田常三郎、神山愛夫、鈴木與五郎、小西常吉、岩瀬龜吉、金應律、宮田嘉則、原力藏、山田伊太郎、芹田喜三郎、神作濱治、松永龜藏、第一電球、野本善次郎、石渡元尙、渡邊平太郎、大久保晃、松原清五郎、柴田辰五郎、笈二郎、黒崎里、黒崎佐孝、黒崎義次郎、金寛太夫、小野崎信太郎、勝元亥治、吉出英治、濱井實、杉山勝治、圓田春吉、麻見正治、井川元、杉江ハナ、安田一郎、松橋秀麿、赤羽朝雪、米村桂藏、田口源太郎、細淵靖一、森健之助、添谷義男、佐田勇太郎、白谷勇、中出大次郎、下平タケ、土田健治、持木光治、山本又吉、磯貝勝次郎、小林一喜代、高橋正一、廣田實、山岸仁作、石塚利助、伊藤喜一郎、嵯峨清枝、内山又次郎、今井一郎、正山玉吉、村越千代吉、小林佐一郎、川島維久、西山右内、河口領、然し之れでも、電工聯所屬メーカーに較べると本工組員は左の如く一對二・三の重い負擔を最近迄背負はされて來た譯である。

検査所	割戻	正味検査料	比率
東京輸出電球工業組合員	五毛	二毛四	二毛六
關東電球製造工業組合員	六毛	ナシ	六毛
検査料 大減減に成功			一五九

之れでは同一のコンディションでは本工組側の製品は到底も東京輸出工組側の夫れに叶ひツコはない。例令義に電工聯が發意した『共販計劃』に伴ふ海外からの受註及び輸出版賣を悉く電工聯の手に依らざる可からずとせる獨占的專政からは免れたとは云へ、明かに背負はされてるハンディキンプは何處かで搾出して之をカバーせねばならぬ。其のカバー料の捻出ヶ所は何處でもない、畢竟組合員の賃銀である。即ち本組合員は豆球一個に就ても否應なく二毛四朱宛のハンデを背負つて今日まで我慢をして來たのである。之れを左の數字に當嵌めて見たら一ヶ年では何程になるか、之れ丈け本工組員は東京輸出電球工組―即ち電工聯に御奉公して來たのである。

即ち本工組創立當時の地區別組合員數及び製品の種別は。

	豆球	トンガリ球	小變形球	自動車球	大變形球	家庭球	計
大森支部	九	一	〇	一	〇	〇	一一
大井支部	三〇	二	二	三	三	一	四一
品川支部	三三	二	一	〇	二	〇	三八
大崎支部	八	一	一	四	一	二	一七
中延支部	一三	三	一	二	二	二	二一

戸越支部	一七	九	四	一	〇	三	三四
目黒支部	一〇	二	五	三	三	五	二八
澁谷支部	六	二	二	一	二	三	一六
淀橋支部	七	〇	二	一	〇	〇	一〇
本郷支部	八	一	一	四	〇	一	一五
荒川支部	一五	〇	〇	〇	〇	〇	一五
計	一五六	二三	一九	二〇	一三	一七	二四八

而して本組合の生産力は九年九月末日に於ける警視廳の許可證に依る（工場設備を基準とし、組合員の申告に基く調査統計）各種電球日産合計約九七七一八〇個、一年を三百日と見て通算すれば年産約二億九千三百十五萬個而して此の中調査の誤差及び内地向生産を合計二割とするも二億三千五百萬個に達する譯で九年度總輸出高の約九割金額にして約七割を本組合で製作輸出して居る計算であつた最も後述するが如く、創立當時大學加入した多數の組合員中、更に出資金を拂込もうとしない手合が出来たので遂に斷然之を除名した爲、總生産高は幾分減するか知らないが、主力は矢張り本工組に在る事今も猶然りである。

第十三節 第一回の定時總會開く

組合基調の確立

定款を變更統制規程其他制定

組合の陣容漸次整備す

従先、幹部役員諸氏は殆んど寧日なく上述の團體契約、検査平等、販賣權獲得、材料の共同購入、製品の検査、共販、等々内外百端の要務に追はれ、寢食眞に安からざる間に、早くも定期總會の五月はやつて來た。そこで役員連は多忙の裡諸般の準備を整へて五月二十九日丸の内電気俱樂部に總會を召集した。實に之れ記念すべき第一回の定期總會である。それで役員連は、組合創立後實際の活動開始と共に緊要を感じた諸施設案件を此の總會に提案附議して組合の整備を圖る事にした。即ち

組合創立費支出（八九六圓〇五錢）貸借對照表、財産目錄 加入金變更（創立當時五圓を七月一日以後は五十圓に）工業組合中央會加入、日本電球工業組合聯合會加入、總代會設置、統制規程制定

理事増員（四名）

等々何れも異議なく原案は可決され、猶定款變更の件は議案とはされなかつたが理事に一任され、以て組合の能率發揮に差支なき様充分改編する事と成つた。而して左の如く支部規定も實施し、地區内組合員の融和、親睦に資する事となつたが、十月には中央金庫設置要望の陳情書も差出し、更に十二月二十五日五反田の大崎信用組合樓上に於て臨時總會を開き、右の定款變更も可決されたが、總代會規定、統制規定、借入金限度（二千圓等）と共に下記の如く廣汎な改正が行はれ、組合は其の使命發揮に一段の基調を確立し、内容整備に大着歩が劃された。尙製品共同販賣の下工作として販賣部をして積極的に神戸、横濱に販路擴張の手を延ばさせる事になつた。只電工聯は此時既に本工組が進んで加入を決議して申込んだに係らず、當時は未だ之れを無視して更に手を握らうとしなかつた、

定款變更（條文拔萃）

第五條 本組合ハ地區内ニ於テ輸出向電球ノ受託製造販賣ヲ業トスル者ヲ以テ組織ス

第六條 本組合ノ公告ハ組合ノ揭示場ニ揭示シ且東京時事新報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第三十五條 本組合ハ必要アリト認ムルトキハ製造數量ノ調節共同販賣ノ強制其他ノ統制ヲ行フ

組合の基調漸次確立す